

企画経済委員会記録

○開催日時

平成27年6月26日 午前9時59分～午後5時10分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 川添公貴
副委員長 成川幸太郎
委員 江口是彦

委員 瀬尾和敬
委員 杉 蘭 道 朗
委員 小田原 勇次郎

○その他の議員

議員 井上 勝 博

○説明のための出席者

企画政策部長 永田 一 廣
企画政策課長 上大迫 修
氈はひとつ推進室長 古 里 洋一郎
行政改革推進課長 上 戸 理 志
コミュニティ課長 十 島 輝 久
情報政策課長 瀬戸口 良 一
広報室長 屋 久 弘 文
新エネルギー対策監
兼新エネルギー対策課長 久 保 信 治

農林水産部長 橋 口 誠
畜産課長 小 城 哲 也
主幹兼畜産振興グループ長 木 場 憲 司
林務水産課長 堂 込 修
主 幹 秋 元 拓 也
農政課長 中 山 信 吾
耕地課長 堀ノ内 美 年

六次産業対策監 小柳津 賢 一
六次産業対策課長 山 元 義 一

商工観光部長 末 永 隆 光
商工政策課長 宮 里 敏 郎
交通貿易課長 佐 多 孝 一
市民スポーツ課長 坂 元 安 夫
観光・スポーツ対策監
兼観光・シティセールス課長 古 川 英 利
観光・シティセールス課長代理
主 幹 有 馬 眞二郎
藤 園 賢一郎

農業委員会事務局長 植 村 豊

財政課長 今 井 功 司

○事務局職員

議事調査課長 道 場 益 男

課長代理 茶 圓 勝 久

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	甌はひとつ推進室
(所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
(所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
(所管事務調査)	情 報 政 策 課
(所管事務調査)	広 報 室
(所管事務調査)	新 エ ネ ル ギ ー 対 策 課
(所管事務調査)	農 業 委 員 会 事 務 局
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課
議案第61号 薩摩川内市祁答院林業後継者交流活動センター条例を廃止する条例の制定 について 議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	林 務 水 産 課
(所管事務調査)	農 政 課
(所管事務調査)	耕 地 課
(所管事務調査)	六 次 産 業 対 策 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	商 工 政 策 課
議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	交 通 貿 易 課
(所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
議案第62号 薩摩川内市里交流センター甌島館活用促進条例の制定について 議案第73号 財産の無償譲渡について 議案第74号 財産の無償貸付について 議案第63号 薩摩川内市観光船・水中展望船条例の一部を改正する条例の制定について 議案第64号 薩摩川内市祁答院いむた滝の山森林浴の森条例を廃止する条例の制定について 議案第65号 薩摩川内市蘭牟田池自然公園施設条例及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第66号 薩摩川内市里自然レクリエーション施設条例を廃止する条例の制定について 議案第67号 薩摩川内市樋脇観光拠点施設条例を廃止する条例の制定について 議案第68号 薩摩川内市道の駅樋脇条例の制定について 議案第69号 薩摩川内市スクーバダイビング拠点施設条例を廃止する条例の制定について 議案第70号 薩摩川内市下甌キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 議案第71号 薩摩川内市塔之原活性化施設条例を廃止する条例の制定について 議案第72号 財産の無償譲渡について 議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	観 光 ・ シ テ ィ セ ー ル ス 課

△開 会

○委員長（川添公貴）ただいまより企画経済委員会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議事を進めたいと思います。

次に、傍聴についてですが、傍聴のお申し込みはただいまのところありませんけど、途中でありましたら本職において随時許可したいと思います。

△企画政策課の審査

○委員長（川添公貴）それでは早速、企画政策課の審査に入りたいと思います。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。当局の説明をお願いいたします。

○企画政策課長（上大迫 修）では、議案第80号一般会計補正予算について説明申し上げます。お手元に補正予算書、準備いただきまして、14ページをお願いいたします。

歳入になります。14ページの21款5項4目雑入におきまして、企画政策課、二つ目の説明欄丸になりますが、地区振興事業助成金1,190万円の歳入を措置するものでございます。こちらの歳入につきましては、エコパークかごしまの整備に伴いまして、永利、隈之城地区の地区振興に対し、市町村振興協会の基金の側から総額10億円程度の支援をもらうという中で、これまで地域から要望のあった事業のうち、当初予算で措置できませんでした隈之城地区の隈之城駅のトイレ改修事業に対しまして充当するお金として1,190万円を措置するものでございます。

ここで、お時間が許せば、補正予算概要の12ページのほうを開きいただきたいと思います。具体的な歳出事業につきましては、所管課がございましてそちらで説明されると思いますが、12ページの（3）の2でございまして。本隈之城駅トイレ改修事業に対しまして、事業費の右側にございますが、財源内訳その他財源として

1,190万円を充当させていただくという考え方の予算措置でございます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴）説明が終わりました。御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。ここで議案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行いたいと思いますが、説明をよろしく願います。

○企画政策課長（上大迫 修）では、所管事項調査の中で委員会資料提出させていただいておりますので、それに基づき説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。1ページに企画政策課のほうから薩摩川内市総合戦略人口ビジョン策定スケジュール案についてということで、スケジュールの案を示させていただいております。左側のほうからになります。

冒頭でございますが、総合戦略及び人口ビジョンの策定につきましては、平成27年1月8日に市長をトップとします庁内の推進本部会議を設置いたしました。その後、1月26日、2月20日、3月27日、5月20日という形で推進本部会議を続けてきているところでございます。

また、推進本部会議の下部組織といたしまして、部長級からなります部会を設置しておりまして、平成27年2月9日には、特に総合戦略の四つの目標の中の雇用の部分につきましては、部会の運営をさせていただいているところでございます。

また、4段落目になりますが、平成27年3月20日には総合戦略検討委員会としまして、外部委員34名になります組織とさせていただいているところでございます。地域の代表及び財界の代表、また金融機関等々公募委員等も含めまして、委員の設置をさせていただいたところでございます。

この間、本日は6月の26日になりますけれども、これまでの間に作業した内容を説明申し上げます。

庁内の会議、外部の会議におきまして、総合戦略策定の概要を確認しますとともに、全体の作業スケジュールの確認作業をいたしているところで

ございます。これは4月3日の検討委員会の欄をごらんいただきたいと思います。また、5月29日には第2回の検討委員会を開催しております。人口のこれまでの推移、また、将来に向けた推計の設定イメージ、それと現状取り組んでる事業等につきまして提示をし、意見の交換を実施いたしております。なお、議会の皆様に対しましては、第1回、第2回の検討委員会資料のほう、議会資料としてお届けさせていただいているところでございます。

なお、今後の作業といたしましてでございますが、今現在、右側のほうにありますとおり、平成27年6月から7月1日までなんですが、かけまして市民アンケート調査を実施いたしております。内容につきましては、後ほどまた説明申し上げます。これら市民アンケート調査を実施しながら、今後本部会議及び検討委員会におきまして、以下のような作業を進めてまいりたいと思っております。

まず、7月1日、7月9日の本部会議、検討委員会等でございますが、人口減少が与える影響と課題等につきまして認識を共有化し、産業、経済の分析を行いつつ、既存の政策がどこまで効果があるのか、効果があったのかってということを見極める作業をしてまいりたいというふうに考えております。

その後、8月でございますが、本部会議、検討委員会等におきまして、アンケート調査の定性的な分析等を行いながら、地域経済に関する分析及び将来の目指すべき人口増っていうんですか、大きさにつきましての議論を深めたいというふうに考えているところでございます。

8月までが大まか検討の作業というふうになりますが、9月になりますと、具体的に人口ビジョンの目指すべき姿、数字等が見えてまいりますし、また、戦略の基本目標と方向性といったもの等につきまして、具体的な整理を行っていきたい。加えて、総合戦略策定後の検証スキームにつきましても議論を深めるということでございます。よって、9月の第5回検討委員会の部分までまいりますと、全体像が見えてくるという考え方であるところでございます。

その後、最終的な確認等を行うということから、10月に本部会議、検討会を行って、素案の確定に持ち込みたいというふうに考えております。こ

のため、パブリックコメント等を実施する予定でございますが、9月の末から10月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆さんの意見等もいただきながら、最終的に10月末日には決定をし、公表をさせていただくスケジュール間で作業を進めているところでございます。

関連がございますので、次のページまで説明させていただきますと思います。

先ほど、6月から7月にかけてアンケート調査を実施しているということで説明申し上げたところでございますが、目的につきましては、市民意識の確認ということでございます。施策のあり方についての基礎資料とするための実施で考えておりまして、2番目にございますが、調査の内容につきましては、調査の対象につきましては大きく三つに分けてございます。

一つ目左側が、結婚、出産、子育てに関する意識調査としまして、18歳から39歳までの若い層の男女約3,000人に、下段にありますとおり、自身のその世帯の構成でありますとか、結婚観、子育て観、また人口の減少、少子化に対する施策などにつきましての認知度といいますか、要求度を確認させていただく予定であります。

二つ目には、定住意向、地域連携等に関する調査ということから、市内の20歳以上の男女につきまして約1,500人について、2番目にありますとおり、居住の状況でありますとか、引き続き定住意向について、また少子高齢化対策等についての必要な部分を捉えてお伺いしたいというふうにしているところでございます。

また、右側になります。特に今回、若者の定住というふうな論点がございましたので、進路希望でありますとか、将来の仕事、結婚観に関する調査を市内高校生、大学、短大、専門学校と4機関ほどございますが、学校としては複数あるわけですが、最高学年の3年生、4年生等に対しまして、約1,200人ほどになりますが、将来の仕事について、また、結婚や子育ての考え方等について意見をお伺いしているところでございます。

これは6月18日から7月1日までの実施期間といたしておりますので、とりまとまる内容等につきましては恐らく8月下旬ほどになるのかなというふうに捉えているところでございます。

これがスケジュール及び実施しておりますアンケートの概要でございます。よろしくお願い申し

上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（杉藺道朗）アンケートをそれぞれ3,000人、1,500人、1,200人っていうふうに、この抽出の方法っていうのはどういう方法でされるのか。

それと、そのアンケートは封書で送って返すという部分になるのか、個別に1人当り返すとなるもったいないと思いますので、そこをちょっとお示ください。

○企画政策課長（上大迫 修）抽出の方法でございます。3,000人、1,500人、この層につきましては、それぞれの年齢層等をイメージしながら、各年齢層に偏ることがないように分配して調査しております。機械抽出という形に基本的にはなるんですけど、そのような抽出の仕方をさせていただいております。学生等につきましては、学年を設定しておりますので、全ての学年の学生の皆さんに御協力いただくという考え方でございます。

それと、実施に当たりましては、左側の二つ、3,000人、1,500人の方々につきましては直接郵送をさせていただきまして、返信用封筒を同封してございますので、記入したものを市のほうに送り返していただくという流れでございます。

学校につきましては、事前に学校に相談の上、先生方の協力を得ながら、グループホームでありますとか学習の機会、休憩の時間等を使って実施させていただきまして、取りまとめいただいたものを学校にとりに行くという流れで回収率の向上を図る形といたしました。

○委員（杉藺道朗）各種いろんなアンケートをとられて、それに対する回答というのが、極端に高いということもないでしょうし、そのアンケート項目によってもばらつきがあると思うんですけど、今回のこの調査、おおむね何パーセント程度、それと、統計的に見ればある程度の数字っていうのは出てくるんですけど、大体どのぐらいの返答を期待されていますか。

○企画政策課長（上大迫 修）基本的には、学生の皆さんは可能な限り100%に近い形、通常郵送でさせていただく方につきましては、最低でも回収率3割強ぐらいは捉えないといけないかな

と。仮に、分析上は、一定の何百という数字があればよろしいんですけど、やっぱり実施しての関心度といいますと、3割を超える必要があるのかなとは思っておりますが、これにつきまして催促の文書を出すっていう作業は現在想定しておりませんので、3割に届くように今願ってるところでございます。

○委員（杉藺道朗）私どもも、時としていろんなアンケート用紙等々が送られてくる中で、中には、なかなか読んで書いて返答したっていうのが、作業自体がちょっとっていうような感じの方もいらっしゃるして、要するにこの返答が、返事が返ってきやすいようなそういう設問というか、そういう——今までもいろいろされていますけれども、回収率がかなり上がるような形で、そういう質問項目も整理した形で取り組んでいただければと思うところでございます。それをまた結果として生かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（江口是彦）私も関連して、アンケートのことについてだけ質問させていただきます。確かにいろんな施策を、特にこの少子化の問題とか人口減少、こういうのに対応するための施策を出していくためにはニーズの調査っていうのは大事ですから、これをアンケートをとって、それをパーセントっていうか、数値化してくってことも大事ですけど、現実には、これ、企画政策課でされるわけですよね。特別にこのために何かを横断的につくるとかじゃなくて、企画政策課で取りまとめされていくわけですよね。

その場合、このアンケートだけでニーズ調査っていうか、課題を、特に薩摩川内市は広いですから、地域の特性もあるし、そういうとこで、アンケートだけに頼らない地域課題を把握するための手法っていうのは一緒に何か同時にやってくべきだと思うんですけど、現地に入って意見交換会をするとか、意見を聞いて回るとかいうのも含めて、何か考えておられることがあったら教えてください。

○企画政策課長（上大迫 修）アンケートの取りまとめは企画政策課でいたします。内容的には、この総合戦略策定に係りまして、策定審議を外部に出しておりますので、シンクタンクの力を借りて項目を整理し、実施し、分析をし、グラフ化す

るっていう形になろうかというふうに思っております。

大味な形でのアンケート調査からの分析だけではなくて、地域の実情といった部分につきましては、私どもが外部の検討委員会を設置させていただくときに、産業界でありますとか、地区コミの会長さんであるとか地域間であるとか、そういったバランスを見ながらしております、アンケート調査だけからこの地域の課題が整理をされるっていう形ではないふうに仕組みだつもりでございます。

なお、委員のほうから要望のありました地域での説明会の開催っていうのは、現在のところ想定はしておりませんが、多くの委員の皆さんにも参画いただいておりますので、またこれまでの議論の中にも、本土地域、島しょ部の地域での感覚的な意見っていうのも出されておりますから、それらを総合的に捉えて、傾向でありますとか課題の抽出をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）調査対象を見てみますと、18歳から39歳までの男女、それから市内の高校生、大学、短大、専門学校生、最高学年と、びしゃっと絞ってありますね。この真ん中のところは二十歳以上となってるんですね。二十歳以上、これは若い世代の人たちの層を狙うのかなと思ったけど、二十歳以上ちゅうのはどの程度の年齢まで想定されてる。

○企画政策課長（上大迫 修）一番真ん中の調査は、今現在市内に住んでおられます方々について、その以降の調査を確認するものとしておりまして、年齢層につきましては20歳から70歳を含みますところまで全てでございます。

これをなぜそんなふうにしたのかといいますと、左側の調査のほうで、結婚観とか出産観に若者に聞いておりますけども、住むことにつきましては若い方が住み、働き盛りの方が住み、また年金をもらい始める前後の方が住み、もう既にもらってる方々がありましたので、ここまで幅広くとる必要があったということで、ここだけが少し、アンケートの対象者からすると幅が広すぎる形に捉えられるかもしれませんが、そういった幅広い意見をちょっと集約する必要があったということでございます。

○委員（瀬尾和敬）よくわかりました。こうやって、市民の意見を反映させた総合戦略とか、こういうふうなことにつながっていくわけですよね。私はこれはいいことだと思います。もう既に始まっているわけですよね、アンケート調査は。これをしっかりとまとめ上げることによって、薩摩川内市の先が見えてくればいいなと思います。いい結果が出ますように。

○委員長（川添公貴）ちなみに、先ほどのお三方の質問の中で、回答が3割程度あればいいっていうことおっしゃったんですが、もう多分布されてると思います、アンケート用紙。今の時点でどれぐらい回答してますか。

○企画政策課長（上大迫 修）申しわけありません。現在の進捗で10%とか、その数字の把握をいたしておりません、まだ。見る形からいいますと、多分今週末が一番多くなるのかなということで、まだ集計しておりませんのではっきりと申し上げられませんが、7月1日までということで、来週の水曜日までの予定になっておりますので、今週末、来週の頭が一番多いのかなというふうに思っております。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（成川幸太郎）資料とは別の件ですけど、よろしいですか。今の資料とは。

○委員長（川添公貴）所管事務ですから、どうぞ。

○委員（成川幸太郎）実は一般質問で、天辰区画整理の今公有地の整備をされてるのに対して、部長のほうから企業誘致を、企業とか、まとまった純心大学下のところに対して、あれは公有地で公共施設をつくるっていうことで、市民から買い上げたところを今やってるけどどうすんだっていうことで、工場誘致と企業誘致をしたいということだったんですけども、あそこは住居地域なんですね。

○委員長（川添公貴）ちょっと待ってください。分譲したいっておっしゃったんです。企業誘致じゃなくて。

○委員（成川幸太郎）売却処分っていうことは、民有地としても分譲地としてもっていうことはどういうことなのかな。

○委員長（川添公貴）多分、あの答弁が企業誘致をにおわせたような答弁だったやに聞こえてらっしゃるんで、私聞いたところによると、分譲地

として、住宅地として売りたいと、処分したいというような回答だったように思ってるんですが、そこ詳しく説明をお願いします。部長。

○企画政策部長（永田一廣） 今、成川委員のほうから御質問いただきました点、本会議でもいただきました。私の答弁としては、ちょっと言い方が十分伝え切れなかったという反省はありますが、宅地として分譲するとか、そういう趣旨では発言申し上げませんでした。当時、平成10年前後、地権者の方から買い上げて、将来的にオフィスパークとか、当時そういう構想で活用したいということで、一団の土地として現在ででき上がってます。

これについて、十数年経過してるんですけども、当時はオフィスパークとか構想ありましたが、改めて今現在で、公共目的としてあの土地を使う状況にあるか、あるいはそういう必要性が生じてきているかっていうのを改めて全庁的に検討いたしましたところ、公共的な施設としてあそこの土地を活用するめどは今ところないという確認がとれた。その結果、この土地については大きく2ブロックありますけど、売却していくという方向を確認して、今後その手続を進めていくということ答弁申し上げました。売却するということだけで、その宅地のための分譲とか、あるいは企業誘致というそういう特定に絞った公募条件というのは、そこまでは申し上げてはいなかったと思いますので、改めて御説明申し上げます。

以上です。

○委員（成川幸太郎） ですから、あの質問の中で、持原議員の質問の中で、当初の公共用地ということで一般の地権者から買い上げたものを、売却って言えばどんな売却なのが見えないと、売った人も非常に納得性がないんじゃないかということ言われてるわけですね。売却って言われて、今もお互いに取り違えがあるけど、住宅地として分譲するのか、単なる売却って言われても、今わかってないって言われますけども、ある程度の方角性持っという説明もらわんと、売却で、はいわかりましたじゃ、ちょっと納得しづらい。

○企画政策部長（永田一廣） 地権者の方、あるいは地元の関係者には、方向性が決まりましたので、市の方針について説明はしていきたいと思っております。

その売却だけではちょっと地元の関係者、理解

できないんじゃないかということなんですが、用途が張ってありますので、当然にしてその制約の範囲内で土地は活用できるわけですが、何のためにという特定目的については、繰り返しになりますが、今のところ制約とか条件というのは考えていないところです。そういったことを含めて、地元説明していく必要があるかなと思っております。

○委員（成川幸太郎） その件はそういう形で理解しておきますけど。もう一つ、非常に気になっているのが、今造成をされてる、あそこは大体もう区画整理が終わった地域が多いんですけども、あの高さ、ちょっと異常な高さに積み上げられてるんじゃないかと、どんなふうになるんでしょう。もう異常に……。

○委員長（川添公貴） ちょっと、造成に関してですか、それとも誘致ですか。造成であれば、区画整理課です。

○委員（成川幸太郎） この前の質問のときに企画政策部長が答弁されたんです。

○委員長（川添公貴） ここは、企業誘致とかそういうところの所管。答えられますか。

○企画政策課長（上大迫 修） 答えられないので状況だけ言いますと、あの土地につきましては区画整理地内にありまして、その大きな土地の一部には保留地がついておりますので、最終的に天辰第一の土地区画整理事業を完了するために、今造成工事が入ってるということでございます。造成高についての議論については、ちょっとこちらではお答えできませんが、普通財産プラス保留地として売るという考え方に、例えば売れるように宅地を成形する、もしくは起伏をなくするという形の作業をしてるものというふうに考えております。

○企画政策部長（永田一廣） 委員長、済いません。私も現場を見ておりまして、道路路面よりも結構1メートル以上高いなということで、今後どうなるのかなっていうのは、ちょっと関心を持っておりました。済いません、今後の現場道路が改めて区画整理のほうにも確認させていただきたいと思います。

なお、この議会の一般質問で、私のほう企画で答えた経過は、この、先ほどオフィスパークと言いましたが、平成5年に地方拠点都市法の関係で計画をつくり、大学誘致とかいろいろ事業を進

めてきておりました。その所管課として、答弁させていただきました。ただ、事業としては、区画整理の中で生ずる土地ということで、事業的には区画整理課が執行してるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（成川幸太郎） 恐らく区画整理で国の補助も大分入ってることでしょから、その指示に沿った形では処理されていかれるんでしょうけども、私もこの前、持原議員の質問を聞いてて、地元の人たちがやはりなるほどなとわかるような形の説明をぜひよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ほかがございますか。

○委員（小田原勇次郎） 私は先ほどの人口ビジョンにかかわる市民アンケートに関連してちょっとお尋ねをさせていただきます。

これは、アンケートそのものは市民アンケートですから、市民の意向調査ということで、これは理解をさせていただきます。ただ、地方創生の人口ビジョンに関して、今人口総合何とか研究所の増田さんですか、地方消滅を出された、あの方々が今東京一極集中から人口を地方に分散させるという言い方をされてますね。

ですから、要は人口ビジョンを作成するに当たって、今住んでる方々を外に逃がさない、逃がしたくないという部分の意向調査に見えますからそれはそれでいいとして、今既に出ておられる方々がこちらに呼び戻すという、いわゆる創生の中で一極集中の是正とあわせた人口ビジョンという部分については、今後は何か人口ビジョンには反映させられるようなお考えがあられますか。

○企画政策課長（上大迫 修） 小田原委員の御質問につきましては、中央から地方のほうに人の流れをつくるといった部分で、そういったニーズ調査であるとか、施策に対する要求度というのを把握する必要があるのかってことでございますので、ここにつきまして国のビジョンの考え方、また県もつくったりしますので、そこで見えてくるような定性的なニーズっていったものはきちっと入れ込みたいなど。

ただ市のほうで、簡単に言えば、東京現金基金におきまして、ウェブ調査をして、ここを集約してくるっていった形では盛り込んでおりませんけど、ただ、増田元総務大臣等がいろいろ提案をされてることにつきましては、動きを注視しながら、

盛り込める内容になるのか、高齢の方を入れてくるっていった部分については、大体地域を指定しての提案となっておりますが、それが薩摩川内に当てはまるのかってこと等もちょっと注視しながら作業をしてまいりますので、ただ、いる方々のニーズ調査だけでもってその薩摩川内への人の流れをこうするんだといった答えを短絡的に持ってくるつもりはございません。言われたような部分も注意しながら、検討させていただきたいと思います。

○委員長（川添公貴） 意見は出尽くしたようですが、何かございますか。質疑は尽きたと認めます。

以上で企画政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時29分休憩

~~~~~

午前10時30分開議

~~~~~

**○委員長（川添公貴）** それでは、本会議に戻します。

△甌はひとつ推進室の審査

**○委員長（川添公貴）** これより、甌はひとつ推進室の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 議案はありませんが所管事務調査がございますので、所管事務調査について報告をお願いします。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今回、所管事務調査におきましては、甌はひとつ推進会議のこれまでの経過と今後の予定について報告させていただきます。資料のほう、企画経済委員会資料の3ページのほうをごらんください。

最初にこれまでの経過でございますけども、甌島市民の主体的議論により、架橋完成後の甌島のあり方について検討を行うことを目的としまして、昨年10月に推進会議設立されました。このことは、12月の委員会で報告させていただいております。

それ以降、これまで3回会議を開催しておりま

すので、今回は会議の内容と主な意見を報告させていただきます。

まず、第1回目につきましては、合併10年間の振り返りとして人口の推移等を説明し、今後の甑島の課題や地域を維持させていくための必要なことなどについて意見を伺ったところでございます。主な意見としましては、ここに掲載しておりますけども、「学校」については、地域に学校がなくなると地域がさびれる、あるいは統廃合を行うべきなどと、年齢層や地域により異なる意見が出ております。あと、就航率の課題や協議の進め方について御意見をいただいております。

第2回目の会議では、身近な三つのテーマにつきまして、日ごろ感じていらっしゃることを課題としまして意見を伺っております。主な意見としましては、「子ども」のテーマでは、小中一貫校の検討が必要、地域がさびれるなど。「営み」につきましては、お土産の開発、公共事業の確保などの課題が出ております。

資料4ページ、ごらんください。「日々の生活」では、支所の必要性、高齢者、地域医療対策などの意見が出ております。

第3回目の会議では、テーマごとに議論すべき事項、方向性について整理していただいております。概要としましては、学校、特に中学校については、複式学級を避けるため、設置場所は別として統合の議論を進めること、甑島の地域振興は観光を軸に進めていくこと、定住者の増を図るべきこと、あと、架橋完成後の強風等による通行どめ等を考慮した行政施設等の配置を検討すべきこと等、取りまとめていただいているところでございます。

また、そのほか、ことしの4月から5月にかけて、市長との意見交換会においても同じように、上甑、下甑、いろんな意見を、同様な意見を伺っております。

今後の予定としましては、これらの意見、あるいは維持するための課題を整理しながら、委員の主体的な議論によりまして甑島一体化方針を策定していただき、市長に提言していただきたいと思います。また、住民説明会につきましても、方針素案の段階で開催していきたいと考えております。

最後に、推進会議委員の名簿を5ページのほうに掲載しておりますが、会長は鹿児島大学の石塚

教授にお引き受けいただきまして、委員は甑島地域の方々にお願いしております。

以上がこれまでの状況報告でございますが、今後の取り組みにつきましても、また随時、報告させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいまの報告を含めまして、所管全般について御質疑願いたいと思います。できたばかりの課です。

**○委員（江口是彦）** 甑を冠にした推進室が10年目にしてできたことは、僕は10年前も一生懸命離島振興を、室的なものをぜひ国や県との連携、必要だってことで思ってたんですが、とりあえず4名体制でスタートしたということの評価したいと思います。

そこで、支所で聞いたんですけど、これはまだスタートしたばかりですから、支所との連携というのは今からなのかもしれませんが、もう今支所甑では、教育委員会がなくなったところも2カ所あるし、もう実質1課なんですね、振興課か、正式名称は何でしたっけ。とにかく支所には1課しかないんですよ。

そういう中で、甑はひとつ推進室と連携する窓口にしても担当にしても、どういう方で、これが支所の中の課題なんかがこの推進室に上げられていくのか、また、推進室から提案されてくるのかっていう仕組みが、担当が誰がずっとよってこう、いや支所長が中心にしてそりゃしていきますってということで当初は答えておられましたけど、今こういう形で支所との連携はなってるんですね、推進室の。

**○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今、江口委員が言われたとおり、本当大事なところだと思います。支所との連携ということで。今、室ができて、支所長、地域振興課長、特にいろんな連絡事項、会議があるとかそういうものについては、随時連絡するように努めております。

ただ、甑島連絡会という形で、支所長とうちの部長を委員としまして、甑島こちらのひとつ推進室を事務局として、定期的な連絡会を行うように今計画をしております。

7月に、本当4月では、支所長がこちらに来られたときには、ここ何回か連絡会を実施しており

ますけども、そういう形で7月も下旬に1回また定期的な連絡会をするようにしてますので、まず連絡会をしながら、支所との連携を努めていきたいと思います。また、常日ごろとも連絡をしたいと思います。

以上です。

○委員（江口是彦）繰り返しになりますけど、支所で尋ねると、支所長が対応してるというふうに答えられるんですけど、なかなか甌はひとつ推進室、今一生懸命やろうとしていることを甌現場っていうか、支所の中で取り上げていく、そういう力はちょっと弱いような気がするもんですから、ぜひ今後はそのようによろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、いいですか。

○委員長（川添公貴）はい、どうぞ。

○委員（江口是彦）この、今度は具体的に甌の青壮年も含めて、コミ協の代表とか含めて20名で組織されている推進会議、それで、私もこの代表になってる人から、下甌のほうですけど、具体的な第1回、第2回の会議内容等を聞いたりして、ぜひうまく甌島一体化方針ができたらいいなと、それがまた現実に施策として甌の振興になるような実ができたらいいなと思ってるところでしたけど、これは今年度中にその一体化方針もまとめるってことなんですかね。

それを来年度以降は、具体的には、前は甌島振興会議か、それ今休憩させてますよね。一時これがある間は休憩させて、その後はこれを受けて、また新しく衣がえも含めて検討しようというようなことが言われていたような気がするんですけど、その辺のつなぎ、今年度中にこの方針をまとめといて、その来年度以降の振興協議会的なものとかも今検討されてるのか、それを教えてください。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）まず、一体化方針の案でございますけども、一応今後また推進会議を重ねながら、できれば今年度末に一定の方針案ができればいいということで進めております。

今言われたとおり、今甌島振興協議会合併後にできていたんですけども、その協議会の委員の方々にプラスして、今推進会議ができたところでございますけども、今休会しております。ことしできまして、来年につきましては、またこの推進会議と振興協議会をどうしていくかというのは整

理していきたいと思います。もしかしたら、そのまま推進会議が残るのか、もう少し今の協議会のほうも整理していきながらこういう形でつなげてはいきたいと思っております。今は特に具体的な議論というのはしておりません。

以上です。

○委員（江口是彦）この振興協議会的なものをぜひ今度つくるときは、例えば以前は、甌島の振興協議会っていうのは、一方では4村の調整機関でもありましたけど、例えば里のこういう課題を甌全体で実現していこうとか、ことしは鹿島のこれを、例えば特養をつくるとき、これを4村で協力してやっていこうとかいうことを含めて、陳情も鹿島のことを4村が一緒になって陳情したりしていくというようなこともやってたわけです。もちろん、4村のいろんな調整機関でもありましたけど。

だから、机叩いて興奮してけんかする場でもありましたが、そういう甌の方、本当に必死になって国、県に向けても推進っていうか、陳情も含めてやっていくような、ある意味、1村ではできないような強力なあれだったんですけど、それが合併した以降の推進協議会っていうのは、何かもうひとつ、本当機能してるのかなという気がしてましたので、今後、来年度以降はもっと本当強力に動けるようなそういう組織になってほしいという思いを提案しときたいと思います。

○委員長（川添公貴）今のは、提案ちゅうか、要望でしたので、心に深く刻んで……。

○委員（瀬尾和敬）もうなくなりましたが、何か甌港に降りてすぐのところに甌はひとつという看板が建っていました。それぞれ自己主張の強い旧4村でありまして、私は常に甌はひとつどころじゃないと、ひとつずつやらを、お前たちはとよく言うもんでした。ところが、蘭牟田瀬戸架橋のこの開通がめどが立ったことで、それこそ甌がひとつにならなきゃならないというそういう思いがこういう甌はひとつ推進室というのができたということで、ある種感無量なものがあります。

ただ、甌の中でもよく言われる方がいらっしゃるんですが、自分たちのところを自分たちだけで協議するのはいかなんか。やはり第三者的な感覚というのが必要かもしれないと、自分たちだけで協議させれば、自分たちの都合のいいような方向性しか出てこないんじゃないかという方も

いらっしやいました。このメンバーを見てみると、県の職員と、あと鹿児島大学の学識経験者ということなんですけども、やっぱりこういういろんな取りまとめがされるときには、多分室長以下御苦労されてると思うんですけども、やはり我田引水的なそんな発想とかいうのはないものなのかなと。これまでの経験上、そういう御苦労はなかったのかなというのをちょっとお伺いしたいと思います。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今3回、会議を開催してるんですけども、いろんなやっぱり、ちょっと悪いですけど、ちょっと地域によって、あと年齢的に、高齢な方というのはちょっとやっぱり地元を大事にして守り抜いていきたいという方もいらっしやいます。ただ、若い方、ちょっと意見でもありますとお、若い方はこれからの20年、30年後の甌をどうしていくという会ですよというのを前置きされて、すごく一つになっていかないといけない。特に今学校等についても、地域についても、やっぱり20年、30年後の将来を見て考えていきたいと思いますという、かなり入り込んだ意見も出してくださる世代もあります。

だから、いろんな今世代と地域も含めていろんな意見が出ておりますので、これは取りまとめるのはいろんなまた大変なところもあると思うんですけども、いろんな意見を取り入れながらまとめていきたいと思いますので、いろんな意見も、いい意見というか、前向きな意見も出てくるというのは実情でございます。

以上です。済いません。

**○委員（瀬尾和敬）** 甌はひとつ推進室として取り組んでおられるならば、こういう議会の場でいろんな議論があったとか、提言があったとかいうようなものというのは、この会議とかでは生かされないということなんだろうかな。今後のあり方として、どうなんだろう。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今言われるのは、いろんな今議会の中でいろんな意見を言われたのを、そこをちょっとこの推進会議とか、実はこちらのほうでも当然人口の将来的な推移、そして、一応関係の診療所であれば、いろんな市民健康課も医師の先生の状況とかもありますので、そういうのもいろんな情報、いろんな意見も提供しながら、この推進会議のほうでは議論をさせていただいております。ですから、随時またことしも

いろんな情報とか意見とかの外部の意見等もこういう意見もあったよというお話もしながら、議論は深めていただきたいと思っておりますので、また何かあれば御提言ください、はい。

**○委員（瀬尾和敬）** これまでの会議の概要によると、医療施設のことなんかは余り出てませんよね。これはもうとても甌島の人たちにとっては大事なことで、それは今後またそういう議論が起こると思うんですよね。やっぱり診療所を統廃合するとか何とかなると、またやわらそういう拒否反応が出たりするかもしれませんし、今後いろいろ大変でしょうけど、必要として会員の皆さんと頑張ってください。

以上。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** はい、わかりました。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 1点だけ、ちょっと各論で教えてください。この推進会議の中で少し気になった部分がありまして、島民の意向というのは、我々は特に、江口議員の一般質問等で、いろいろと御意見等は聞かせていただく部分があるんですが、この3回の会議の中で、いずれもいわゆる甌航路の就航率の問題が出てきてるんですよね。就航率の問題がどの会議でも出てきておる。

交通貿易課の中で、航路の利用者はふえてるという報告をもらってます。当然市が観光事業に相当お金をつぎ込んでますから、利用者がふえるというのは当たり前の話なんですけど、島民にとってこの就航率の問題というのは、今現地でお話を聞かれて、どの程度の問題というふうに認識しておけばいいのか、我々が。島民にとって本当に重要な課題であるという認識を我々も持って改善に臨んでいかなきゃいけないのかと。ですから、もうこれは交通貿易課の所管ですけども、この会議の中で肌で感じた企画サイドとしての認識をちょっと教えていただきたいんですが。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** これまで3回の会議と、あと4月、5月に市長とのいろんな意見交換会もしました。やはり今言われたとおり、就航率の改善というのは要望があり、特に観光振興を今甌に向けては力を入れていくという中で、観光関連の事業者の方々が就航率、特に去年がちょっと悪くて、予約をしていたんですけどキャンセルが多かった。結局、やっぱり経営的に

かなり圧迫されるということで、就航率は一番もう観光事業者の方々が強い意見がありました。

私どもも就航率改善委員会、多分交通貿易課を中心に就航率の改善を今努めてらっしゃると思うんですけど、こちらについてはそういう意見もあったということは、関係課にもまたつなぎながら、一番そこはこれからの観光振興する中での一つの大きな課題ではあるかとは思っております。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

以上で質疑は尽きましたので、甞はひとつ推進室を終わります。御苦労さまでした。

---

△行政改革推進課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（川添公貴）** 議題はございませんが、所管事務のほうで資料があるそうですので、説明方よろしくお願いいたします。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 行政改革推進課でございます。二つの案件ございますが、まとめて説明してよろしいでしょうか。

**○委員長（川添公貴）** よろしくをお願いします。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** それでは、6ページをお願いいたします。

まず、1点目でございますが、市政改革等の取り組み状況について、6項目御説明させていただきます。

まず1番目、毎年公表しております部局・支所経営方針の策定につきまして、今年度、27年の7月を振り返りの公表と、それから新年度、27年度の方針の公表を予定しているところでございます。こちらにつきましては、議員の皆様にも例年のとおり主要事項処理経過報告で報告させていただきたいと考えております。

2番目に、組織・機構の見直しでございまして、甞はひとつ推進室、それから生活支援相談グループの新設、それから商工政策課、交通貿易課の再編、用地課、建設政策課の統合、市民スポーツ課の商工観光部への移管、それから本土地域教育課の廃止、それから上甞島教育課、下甞島教育課の設置、消防局の通信指令課の新設等を行いまして、結果として、平成27年の組織は10部61課

8室となっております、組織のスリム化が進んでいるところでございます。

3番目、定員適正化の推進でございますが、第3次の適正化方針によりますと、平成32年全職員の目標値を1,000人以内、一般職員の目標値を813人以内としているところでございますが、表に書いてございます一番左の1列目に基準日がありまして、左から3列目に職員数の実数が書いてございます。一番上の合併時1,366名の職員が、一番下、平成27年4月1日現在で1,055人、311人の削減というふうになっております。対前年度と比較したときも1,055人は、昨年が1,076人でしたので21名の削減ということになっております。嘱託につきましても、ごらんのとおり嘱託員の削減も進んでいるところでございます。

(2) 番に新規採用職員の数、書いてございます。27名。職種については、一般事務14名、建築1名、土木1名、電気2名、畜産1名、消防6名、その他2名となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページ4番目の事務改善案の募集でございますが、全職員を対象に事務改善案の募集を行っておりまして、平成26年度5件の提案がございまして、そのうち1件採用してございます。具体的な中身につきましては、投票事務従事者の選定につきましての効率化ということで、こちらのほうは採用してるところでございます。

5番目です。補助金等評価の実施につきまして、行政改革推進課によります補助金等評価を行っております。平成26年度には事務事業外部評価を行いまして、31事業、76補助金の評価を行いました。昨年の12月に主要事項処理経過報告にて報告いたしてるところでございます。また、内容につきまして、会の議事等につきましても市のホームページで公表してございます。平成27年度、今年度もスタートしておりますが、6月から10月を予定としておりまして、47補助金の評価を行うとなっております。

6番目でございます。県の権限移譲プログラム。平成26年度、新規の取り組みはございませんでした。これまでの実績としまして、平成27年4月現在で233事務の移譲を受けておりますが、この数は19市の中では2番目に多い数、すなわち薩摩川内市は県内では権限移譲進んでるとそう

いう位置づけでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2番目の項目でございますが、社会保障・税番号制度の概要、通称マイナンバー制度ということが、こちらのほうが非常にわかりやすい言葉として今報道もされておりますが、マイナンバー制度の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、1番の制度とは、マイナンバーとは、住民票を有する全ての国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理して、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されます。

このマイナンバー制度の効果としまして、2番目に3点書いてございます。

1番目、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになる。すなわち、太文字で書いてございます公平・公正な社会の実現。

2番目としまして、添付書類の削減など、行政手続が簡素化される。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、さまざまなサービスのお知らせを受け取ったりすることができる。すなわち、国民の利便性の向上。

3番目、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減される。すなわち、行政の効率化でございます。

繰り返し3点、公平・公正、利便性、効率化、この三つがマイナンバー制度の効果ということで、大々的に今広報、周知活動をされているところでございます。

今後のスケジュールとしまして、3番に書いてございます。

ことしの9月議会において、マイナンバーに関する条例案を提出させていただきたいと考えております。具体的には、個人情報保護条例の改正、それから、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例と、これは新しく制定になります。大部分の自治体が9月を見据えて取り組んでおりますが、実は12月というところもございます。本市としまして、今9月を一応予定しておりますが、今後の状況等も見まして、一応12月というところも一部視野に進めていきたいと思っております。

ます。

それから10月です。非常に国民、市民が興味のあるところでございます。今年10月には住民票を有する全ての国民に番号通知カード、下のほうに参考で書いてございますが、この番号通知カードが通知されます。

それから、来年1月には、いよいよ行政手続でマイナンバーの使用が開始されるわけでございますが、希望者に対しましては申請によりまして個人番号カード、これも参考に書いてございます。こちらを交付いたします。希望者のみ、申請に基づいて交付する形になります。ですから、カードが2種類あると。この参考1の番号通知カードは紙製でございます。紙の。そして、参考2のほうの個人番号カード、申請によって交付できるこの個人番号カードのほうはプラスチック製でございます。現在の住基カードをイメージしていただければよろしいかと思います。こちらのほうの交付が来年1月に始まります。

そして、予定としましては、平成29年1月に、国の行政機関で情報連携が開始される予定でございます。年金等のスケジュールロードマップ等には記載されておりましたが、現在年金に関する法案等は、国においては審議が先送りされている状況もございます。そういった情報も見ながら、市のほうもしっかりと業務のほう進めていきたいと考えております。さらに、平成29年の7月に地方公共団体等でも情報連携が開始されます。社会保障、税、災害対策の行政手続で住民票の写しなど、それから所得証明書など、添付が不要になると。

現在、事務的なことを簡単に申し上げますと、15の課室によりまして作業部会を設置しております。行革課は統括課という形でこのマイナンバー制度の統括事務を行っておりますが、もう御存じのとおり、カードの発行につきましては、これは市民課が中心に行います。それから、特定個人情報——個人情報に12桁の番号をプラスしたものが、これ特定個人情報、と申しますが、この特定個人情報の評価、保護措置、この評価につきましては文書法制室、それから関係する各課がこれ担当しております。それから、システムにつきましては情報政策課、現在のところ関係15課室が定期的に作業部会を開きまして、事務に遺漏がないような形で進めているところでございます。国、

県とも連携をとりながら、疑問な点なども質問しながら、各自治体と連携をとりながら進めているとでございます。

あと、きょう申し上げましたこちらの概要につきましては、御存じのとおり市のホームページ、ことし2月に開設しておりますが、定期的に新しい情報をアップしてございます。それから、市役所の本庁の1階のエレベーターの手前の左側にシテナビタといいましてテレビの画面、モニター画面がございます。通常、観光の情報流れておりますが、この中でもこのマイナンバー制度の概要につきまして、映像配信してるとでございます。また、パンフレットにつきましても市民課、それから各支所にも設置してございます。そういう形で広報紙も今後用いまして、随時市民に対しまして周知を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいま説明がありました分も含めて、所管全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

**○委員（江口是彦）** マイナンバー制度については、これからも、例えば情報漏えいなんかの問題とか、それをどう行政として、その仕組みのこととかあるんでしょうが、これは国の議論も今からもっと深まるでしょうから、今後のことにそれは置いて、具体的な住民側から見た具体的な問題、まず一つは住基カードを今持ってますよね。あれはもう、これで国民の利便性の向上につながるってことで、もうこれで足りるんですかね。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 住基カードとの関連性でございます。基本的に住基カードと個人番号カードは二つ用いることはできません。個人番号カードを発行するときは、住基カードはこれは返還する、これは市民課の窓口で交付を受けた方は、交付を受けた方、個人番号カードを新たに交付を受ける方は住基カードは返還しないといけません。希望されない方は、住基カードは期限まではずっと有効でございまして、さらに住基カードの機能、例えばコンビニ交付、こちらにつきましては新しい個人番号カードでも活用できる形になっております。

以上でございます。

〔「e-Tax」と呼ぶ者あり〕

**○行政改革推進課長（上戸理志）** e-Taxの

電子署名等に関しましても、現在は住基カードに基づいて、個人利用識別番号を取得した中で利用されてる方が多いかと思います。こちらにつきましても、仮に住基カードを、個人番号カードを取得して住基カードをこちらのほう返還したとしても、現在、国税庁のホームページによりますと、個人識別番号をこれまでどおり使用することになりますということで広報されております。そして、私たちのほうも念のため国税庁のほうに確認しております。同じ個人識別番号なのか、利用者識別番号なのかどうなのか、これまでどおり利用識別番号を使用することになりますと書いてありましたので、また新たに切り直すのかどうなのかというところ、ちょっと心配でしたのでそれは確認したところ、担当者としては従来のものが使えるというふうに考えているという回答を得てるとでございます。国税庁のホームページ等にも出ております。

以上です。

**○委員（江口是彦）** 一応10月以降でしたっけ、一人一人に番号通知カードが送付されてくるというのは理解できましたが、今度はそれを本人が申請したとき、個人番号カードがつくってもらえるってことになるわけですね。じゃあこれを申請しなかった場合、どういう不便さっていうか、いわゆるもらった人とももらわない人はどういう違ってきますかね。

**○委員長（川添公貴）** 格差、不利益について、説明をお願いします。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 個人番号カードと通知カードの違いです。とにかく12桁の番号、これは今後平成28年以降、税の申請の場面、それから所得等の場合で申請書に、書類に記載しなければなりませんので、こちらの番号は各自把握する必要があります。ということで、通知カードでもそれについては足ります。

では、個人番号カードの、これの活用というのは、今国が進めております、例えば自分の情報をみずからポータルサイト、マイナポータルといいます。そちらのほうにアクセスして、自分の、例えばこれも現在のところは国の案でございしますが、医療の履歴とか、それから予防接種の履歴とか、それから課税状況とか、そういったものも自分から見れるような仕組みをつくりたいという形で考えております。

さらには、これもまだパンフレット等でも出て  
るんですが、各自治体によっては、法律で担保さ  
れたもの以外の独自利用という利用の仕方ござい  
ます。例えば図書カードの受付としての利用とか、  
それから印鑑証明、印鑑証明につきましては、こ  
れは今もございますので、薩摩川内としては住基  
カードと同じなんですけど、そういう市独自の活用  
法もありますので、もし個人番号カードを取得さ  
れなければ、そういったみずから自分の情報をと  
るとか、そういう活用というのはできないという  
ところでございます。

以上でございます。

**○委員（江口是彦）** 非常にこれが便利になっ  
てというイメージはついてるんですけど、例えば、  
今甌島は、私たちは島民割引パスポートっていう  
のを持ってて、これはもう切符売り場で機械にさ  
っと入れたら切符が販売してもらえるような仕組  
み。だけどこれは期限があって、更新しちやつく  
り直していかんといけんわけですね。こんなのに  
はもう適用はされていかないんですかね。そこま  
で含めて個人番号カードが利用できるようなっ  
たら便利だなと思うんですけど。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 各自治体、法  
の趣旨に照らし合わせて行う事業っていうのが、  
これが適切であるというふうに認められれば、こ  
れは私たちも今後条例をつくる中に、各事業つ  
いてのは入れていかなければなりません。それで  
あれば、各自治体の独自利用っていう形での利用  
もできると思いますし、そういう進め方によって、  
国としては非常に国民の利便性を高めていきたい  
というふうに説明をされているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

**○委員（成川幸太郎）** きのう、市民福祉委員会  
でこの話題出て、要するに、移転してきたときに  
つくりかえなきゃいけないっていう話があって、  
今課長が言われてること聞いとけば、要するにい  
ろんなことをカードに入れられるわけですよ、  
個人データにしても。それは市独自の政策はやっ  
ぱカードに移しかえていくことで、カードをつく  
りかえる必要はないんじゃないかなと思うんだけ  
ど、やっぱりつくりかえないかんのですか。移住  
者に。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** いろんなパ  
ターンございまして、私たちも説明会に出席した

り、国が示してるQ&A集、これに基づいて現在  
答弁させていただいてます。

国のほうのQ&A集の中では、現時点での対応  
案ですので、変更もあり得ますという形ではとっ  
ておりますが、そのQ&A集によりますと、今の  
ようなパターンもございまして、例えば前の自治  
体で使ってたもの、こちらのほうは、既にもう個  
人番号カードを発行された後のケースを想定しま  
すと、その個人場号を持ってほかの自治体から薩  
摩川内市に移転されてきたとします。そうすれば、  
前のところの独自利用部分というのがそのカード  
の中に組み込まれてます。それは、新たに来たと  
きにはリセットする形を考慮しておりますというふ  
うにQ&A集には書いてございます。ですから、  
また新たなところの薩摩川内市の独自利用、例え  
ばコンビニ交付、それからちょっと想定としまし  
ては図書カード、そういったところも含めて、各  
新しい自治体の独自利用のデータが組み込まれる  
という形になっております。

以上でございます。

**○委員（成川幸太郎）** カードをつくりかえる必  
要はないんですね。組み込まれるわけですね、  
カード自体に。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** カードをつく  
りかえる場合も、実はいろんな場合が想定されま  
す。今答弁したのは、既に番号カードが発行  
されたケースを今言っておりますが、ではまだ番  
号が発行される前の段階、通知カードが出ました。  
番号カードがまだ届いておりません。その過程で  
引越しをされました、他の自治体から。そうい  
う場合も考えられます。そういう場合のときは、  
既にJ-LISという機関、総務省の外郭機関が  
つくるんですが、カードができてれば、そのカー  
ドはもう廃棄する形になりまして、新しい自治体  
でさらに申請をして、新しい番号でまた発行する  
と、いろんなパターンが想定されておりますので、  
今後そういった実施、要領等、今国のほうも急ピ  
ッチでその作業を進めてるところでございます。  
そういう形で既に発行された場合、現在作業中の  
場合で取り扱いが異なりますので。

以上でございます。

**○委員長（川添公貴）** 番号は変わるとおっしゃ  
ったんですよね。番号は個人番号だから変わらない  
はず。

それともう1点、今の質問の中であったのは、

カードを発行される人がつくりかえるのかっていうことなんで、この写真を見ると何とか支所って書くようになってるんで、それもう一回。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 基本的には、既に番号が発行されてた場合は、移動されたときに手続きの中でその番号カードを活用して、中のデータ等の整理等を行う形になっておりますが、私が2番目の、ちょっと今からの過程で生じ得る部分が出てきました。そこについては、自治体からJ-L I Sのほうに再度申請をしなければならないという形になっております。そして、J-L I Sのほうから新たな所在地のほうに届きます。そして、それに基づいて、その通知カードに基づいて再度発行するという形になります。ですから、旧自治体のつくってる過程の、交付されてないとしてもカードはできてます。そちらは廃棄になりますので、再発行。再発行の場合は、番号は変わります。

以上でございます。

**○委員（小田原勇次郎）** 最終的に、今まで皆さん住基カードのイメージがあるものですから、市が発行するだろうという部分じゃなくて、これは全国一律共通の同じカードやと。あとはデータだけが変わっていくという認識でおればいいんだなというふうに私は認識をしたんですが、それでいいのかっていうのが1点。

もう1点は、最終的に15課室が今動いておられて、統合を今総括的な部分を行革さんが担っておられるということなんですが、市民の方々がこのマイナンバー制度についてのいろんなカードであるとか、お問い合わせをする場合は、どこにという御案内を差し上げれば、最終的には、どこが対市民の皆様方のいろんな受付窓口という部分はどこを想定されておられますか。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 制度の概要につきましては市のホームページでも既にご覧いただけますが、行革課になっておりますが、カード等について、カードの詳細についての問い合わせは、これは市民課。それから、先ほど申し上げました個人情報、P I Aといいます、特定個人情報保護評価につきましては文書法制室、それぞれの所管課が張っております。

ホームページ等を見ますと、問合せ先書いてございますので、今度広報紙での問い合わせ先も、一番市民が興味のあるカードの部分については、

これは問い合わせ先は市民課となりますが、制度につきましては行革課の窓口となります。その連名という形になります。カードは全国统一でございます。

**○委員長（川添公貴）** よろしいですか。ほか、ございませんか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時12分休憩

~~~~~

午前11時14分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△コミュニティ課の審査

○委員長（川添公貴） 次に、コミュニティ課の審査に入りたいと思います。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 議案がございませんので、所管事務について御説明方、よろしくお願いいたします。

○コミュニティ課長（十島輝久） コミュニティ課の資料として4件ほど出しておりますが、同時に説明でよろしいでしょうか。

○委員長（川添公貴） はい。簡潔明瞭にお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久） それでは、委員会資料の9ページをお開きください。

地域資源活用事業について説明をさせていただきます。

地域資源活用事業とは、地域における資源、自然、景観、伝統芸能、人材などを生かした交流体験事業や閉校跡地を利用した体験教室などを開催し、交流促進、地区の活性化を図り、さらにはコミュニティビジネスの創出等にもつなげることを目的としております。

平成26年度の事業概要ですが、2地区で実施をしております。まず、可愛地区でございますが、9回の協議を行いまして、平成27年2月8日に「いにし可愛まちあるき」のイベントを実施し、148名の参加者により、史跡、名所めぐり、食

のもてなし等を行っているところでございます。

次に、湯田地区ですが、8回の協議を行い、平成27年3月1日に「菅公ゆかりの地で、歩いて、食べて、いい湯田な」のイベントを実施し、地区内外から274名の参加によりまして、まち歩き、旧高城西中の校舎を利用した逃走中、食のおもてなしを行っているところでございます。

なお、3番目ですが、平成27年度の事業概要です。本年度は応募をいたしました但募集地区がございませんでした。そこで、新たに取り組む地区がなかったために、これまで本事業に取り組んだ4地区、吉川、滄浪、可愛、湯田のフォローアップとして講習会やワークショップ、先進地視察などを行う予定としております。

次に、10ページでございます。

地区コミュニティ協議会活性化事業補助金で、平成26年度から新設しましたビジネスコースの状況について説明をいたします。

平成26年度の実績でございますが、5地区で実施をしております。滄浪地区はコミュニティ久美崎再発見ツアー事業として、川内川での建て干し網漁、まちめぐり、らっきょうの生産、販売を実施しております。野下地区は炭焼き事業として、老朽化した窯を新しく、野下ブランドの炭焼き販売を拡充をしているところでございます。次に、大馬越地区ですが、コミュニティしそジュース等製造・販売拡充事業ということで、これまでのしそジュースの製造、また販路の拡大、それに加えて豆腐、みその製造、販売を実施しております。次に、藤川地区でございます。庭先農業で元気づくり事業としてゆべしや菓子、手づくりこんにやくの製造、販売を行っております。最後に青瀬地区でございます。青瀬の産物を生かした製品づくり事業として、椿オイル及び特産品の製造、販売を行っております。

3の平成27年度の採択事業ですが、4地区が採択されております。滄浪、藤川、青瀬地区が昨年に引き続きまして2回目の実施となり、新たに手打地区において手打浜食堂整備事業として、旧手打港待合所で飲食店営業、地元特産品の販売を行う事業を計画しているところでございます。

次の11ページです。

本年度より薩摩川内市女性50人委員会が6期目を迎えるに当たりまして、設置要綱の内容を改正しましたので、説明をさせていただきます。

まず、名称を薩摩川内市女性チャレンジ委員会に名称変更し、活動内容をこれまでの市政全般についての提言に加えて、女性の活躍推進のための総合的な支援策を検討、実施というのを加えております。また、委員の数を50人から30人とし、委員の選定基準について、地区コミからの推薦は、新たな人材の掘り起こしのために再任は不可としております。

最後に12ページでございます。

平成27年度の男女共同参画フォーラムin薩摩川内について説明させていただきます。

開催日時は来週土曜日、7月4日午後1時より4時30分を予定しております。会場は国際交流センターでございます。大会テーマは「一人ひとり違うからいいよね!!～ダイバーシティ(多様性)を考える～」をテーマとして、13時15分から渥美由喜氏による「ダイバーシティと女性の活躍推進」と題して基調講演をしていただくこととしております。15時から二つの分科会のワークショップを開催し、また、会場では、地区コミや観光物産協会などによる特産品の販売も行います。もし、都合がよければ、ぜひ参加をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(川添公貴) ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これらを含めて所管全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員(瀬尾和敬) このコミュニティビジネスのことなんですが、平成26年度頑張ってたところが、2回目をされてますよね。こういう場合も考え方なんですけど、やっぱ総事業費が幾らで、1回目が幾ら、2回目が幾ら、ほいで3回目幾らとかこういうやり方じゃなくて、これできくとその都度という感じに見えるんですけど、これはどういうふうになってるんですか、この補助の出し方の仕組み。

○コミュニティ課長(十島輝久) ビジネスコースの補助につきましては、補助率を年々下げていくという形で、3年間の補助金の制度となっております。1年目が90%、2年目が70%、3年目が50%ということで、それだけ自主財源がふえてきますので、収益を上げないとなかなかできないというような仕組みで補助制度としてはして

おります。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）ということは、この2回目を申請されてる、補助を受けられてるとこは成績がよかったと、売り上げがよかったと、みなしてもいいわけでしょうかね。

○コミュニティ課長（十島輝久）成績がよかったというか、中には昨年度の野下地区につきましては、1年の単年度だけの、窯をつくらないと炭焼きが継続できないということで、設備投資的な部分で皆さんで窯をつくってされてますので、成績いうあれじゃなくて、継続できるところはしていく、また、やはり200万の事業ってなると、地区コミにも大分負担が来ますので、そういった意味では単年休んで、翌年また計画を練り直していろいろするとかってそういう形になっているようです。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。ほか、ございませんか。質疑が尽き……。もうちょっと早目に。

○委員（小田原勇次郎）はい、済ませません。よろしいですか、委員長。

○委員長（川添公貴）どうぞ。

○委員（小田原勇次郎）今の関連をして、今のビジネスの中で、地区コミからの持ち出しがふえるという言い方をされましたけども、要するにそもそもこれは収益を上げるビジネスですから、収益が上がるという部分でなければならないと思うんですが、要は、総事業費と補助額との差額っていうのは収益という見方をすればいいのか、それとも、我がたちが手出しをして穴埋めをしているというニュアンスをすればいいのか、そこあたりの認識だけちょっとお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）総事業費と補助金の差は、ある意味地区コミの収益、その事業による収益もありますし、地区コミの手出しも出てくると思います。ただ、事業を行うに当たって収益だけというのじゃなくて、事業を行うに当たってそれなりに賃金を払ったりとか、コンニャクイモであればそういう原材料を購入したりとか、地域の中でお金が回る仕組みになっておりますので、そういった意味では地域の活性化というのには役立つのかなと。

ただ、そうする中で継続するには、それなりのやはり収益を上げていかないと、地域としても持

続ができないという部分がございますので、その辺はいろいろ工夫されながら、これから計画されていくのかなというふうには考えているところです。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課を終わります。御苦労さまでした。

△情報政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんが、所管事務について説明があるようですので、説明方よろしく願い申し上げます。

○情報政策課長（瀬戸口良一）情報政策課でございます。委員会資料の13ページをお開きください。

今回、報道等でも報道されております日本年金機構の個人情報流出事故の原因と、本市におけます現状と今後の対策について説明いたします。

最初に、年金機構の個人情報流出の経緯です。

1番、経緯について。標的型メールの添付ファイルを開封したことにより職員のパソコンがウイルスに感染し、外部からのリモート操作により内部情報125万件で書いてありますけど、最新の情報で101万件という発表がなされています。これが流出したということになります。この今回の情報流出は、日本年金機構内の個人情報を管理している基幹システムがございまして、それが不正にアクセスされたものでなく、基幹システムから抽出したものをパソコンに複製して業務に用いていた個人情報データが流出したものです。

イメージ図で説明します。まず、1にありますように、攻撃者が業務を装ったメールを公開されているメール等に送ります。これは各課グループに割り振られてるメールになります。このメールを職員が通常業務の通知であると判断し、2のとおり添付ファイルをクリック開封すると3番になります。ウイルスに感染し、それと同時にそのパソコン内にある個人情報が外部に持ち出されます。この最近のウイルスは、ウイルス対策ソフトで検知されない工夫や動作を隠す工夫など、ウイルスが非常にうまくつくられるために発見がおくれた

りいたします。

次に、本市の対策状況についてです。2番です。

まず1番、人的対策になります。職員ポータルによる情報セキュリティ関連の情報周知などを実際動画とか使いまして今実施しております。イ、一番重要なことです。相手に覚えがなく、業務に関係のない不審なメールは絶対に開封しない。ウになります。メール内に張りつけられたURLや添付された電子ファイルは開かない。今回のこの年金は、このURLをクリックしたパソコンが1台あったために感染が広がったものです。業務上、個人情報を含んだ電子ファイルを取り扱う際は暗号化を行う。オ、職員セキュリティ研修会の実施等ございますが、これはもうインターネットによる（ジェイリス）の研修を全職員を対象に、もう開始するようにしております。

2番、技術的対策になります。ア、ウイルスによる自動的なインターネットへの送信を行わないため、インターネット接続時にID、パスワードを必要とする仕組みを今構築しております。イ、メールに添付されている実行ファイル等の自動削除の仕組みの導入も今構築中です。ウになります。いつ、誰が、どのような操作をしたのか、記録の徹底。これについては、全てパソコンでどのようなファイルを動かしてどこに持ってたか、全てわかる仕組みになっております。

3番になります。今後の対策について。

1番、さらなる技術対策です。右の図をごらんください。現状は情報の入口、インターネットの入口、出口など三重のチェックをかけております。その表にありますのは、入口はインターネットの接続部分です。次の中間サーバーというのは、6階にありますメール関係のサーバーになります。エンドポイント対策っていうのは、職員のパソコンになります。これらについては三重のウイルス等のチェックをかけております。ですから職員のパソコンに届くには、関門を3カ所通ることになります。

今の現状はこのような現状なんです、さらに図で四角に囲ってあります、中間サーバの下にふるまい検知というのがございます。これについては標的型、今年年金事務所がやられた標的型になるんですけど、それに特化したシステムの導入を検討しております。

それと、エンドポイント対策の下に自動ファ

イル暗号化というのがあります。今暗号化は職員が手動で行ってるわけですけど、もうこれを全部中に入れることによって、自動化するものを検討しております。これといたしますのは、内部では暗号化されてても、内部では見れますけど、外部に持ち出されたら、絶対これはもう見ることはできません。ですから外部に送信するときは、内部で暗号を解読したものを送るという形になります。

最後に2番です。既存住基システムに関する国からの通知が、今回のこの事件によって通知が来てます。その中で、標的型対策に徹底するようにという通知が来ております。その文書をもとに、今対策を検討してるところです。

以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。どうぞ。

○委員（瀬尾和敬）この職員さんが添付ファイルを開いたことによってウイルスに感染して、その情報が全部、全部というかある程度とられたということなんですね。ちょっともう仕組みとかはつきりとよくわからないんですけど、皆さんの例えばパソコンには、そういう市民の重要な情報とかそういうのはいつも蓄えられてるちゅうことですかね。どんなことなんですか。

○情報政策課長（瀬戸口良一）市民の情報というのは、やはり基幹システムの中に保存されております。しかし、業務上してるものもあるとは思われるんですけど、それらについては絶対にパソコン内に保管しないように周知してございます。必ずサーバー等に保管するように周知してあります。ですから、その中でも絶対はございませんので、絶対サーバーに置くやつも暗号化して、もう自動で暗号化。今でも暗号化しておくように指導してるんですけど、その職員の労力っていいですか、自動ですることによって安全性を高めるっていうことを検討していくっていうことに。

○委員（瀬尾和敬）今説明を受けながら、薩摩川内市の場合はこういうことにあることはまずないということによろしいですかね。

○情報政策課長（瀬戸口良一）こういうものに絶対はないと考えております。ですから、さらなる対策を早急にとることを考えております。これは、国の総務省とか府省があるんですけど、昨年、その前年より、5倍にこういう攻撃者がふえてきてます。ですから、実際これは市町村のほうにも

恐らく今も攻撃とか行く可能性もありますので、徹底した安全管理といいますか、情報セキュリティを高めるように、今一度もう一回全てチェックして対策を講じているところです。

○委員（杉藺道朗）システム上はさまざまなブロックをかけられますから、対応がしっかりできていくというふうに思います。参考までに、こういうふうにテレビ等々で報道されて、早速被害があったと、振り込め詐欺的な部分であったということですけど、薩摩川内市にはそういう2次的な被害っていうのは特に発生してないっていうふうに、情報的にはどうでしょうか。

○情報政策課長（瀬戸口良一）発生しているということはちょっと聞いておりません。

○委員（小田原勇次郎）これは教育委員会サイドの話にもなるんですが、よくやっぱインターネット接続のパソコンが、今全学校にも配置されていますから、そうしたときに教職員の先生方が、以前自宅に持ち帰る仕事ということで、いろいろデータを持ちかえってそれが外部で感染してどうのこうのという議論もあったんですが、もうそこあたりの心配も一切今ないというふうに認識しておけばよろしいですね。

○情報政策課長（瀬戸口良一）それについては教育委員会のほうから周知徹底を図ってもらってるところです。ウイルス対策ソフトもありまして、もうそのUSBを挿した段階で、もうすぐ検知して、これはついてるっていうのが出るようにしてあります。しかし、非常に最新のウイルスには対応はやっぱり難しいですので、やはり先生方には、とにかく自分のパソコンにもウイルス対策等を講じるように教育委員会から周知してもらってるところです。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。先ほどの質問の中で、サーバーにデータを預けておいて、そのデータについては暗号化するわけですよね。そうすると、アクセスをするときのパスワードとか暗号化はどのようになってるのかちゅうのも含めて、別にクラウドを設けてそこに入れてあるわけなんで、アクセス権についてどのようにしてるのかっていうことを説明されたほうがいいと思うんですけど。

○情報政策課長（瀬戸口良一）パソコンのアク

セス、そういう共有サーバーなんですけど、これ、内部にあるんですけど、それにはまず、専門的にいいますとアクティブディレクトリといまして、マイクロソフトのまず第一のこのセキュリティがございまして、そしてその次に、今現在は共有の中に暗号化して置いてあって、それはもう自分で入力した暗号を覚えとかなないと解読はそれできないんですけど、また今新たに考えてるのは、もうそれを全部自動化して、もう機械が自動でやってくれます。ですから、それはもうそれが導入されると、暗号を解くということはまず不可能に近いというふうに考えてます。それで理解できますでしょうか。

○委員長（川添公貴）だから、そこはわかるんですよ。いえば、これを暗号化してるんだけど、ほんで預けますよね、サーバーに。これを解読するときに暗証番号ちゅうか、アクセス権がある人がきちっとそういった暗証番号とかを打ち込めるのか、そこにセキュリティを入れてあるのかっていうこと。

もういい。わかってないようなんで。ほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）以上で、情報政策課を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時38分休憩

~~~~~

午前11時39分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△広報室の審査

○委員長（川添公貴）広報室に関しても議案がございません。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）所管事務について資料があるようですので、説明方よろしくをお願いします。

○広報室長（屋久弘文）広報室から、2点について報告をさせていただきます。企画経済委員会資料の14ページをお開きください。

初めに、平成27年度まちづくり懇話会につい

てであります。懇話会は平成26年度と平成27年度の2年間で市内を一巡する計画にしております。昨年度は、入来、樋脇、東郷、祁答院地域と下甕、鹿島地域の6地域を予定しておりましたが、下甕、鹿島地域につきましては本年度に送らせていただき、4月に開催をいたしました。そのほか、本年度開催予定で5月に開催済みの里、上甕地域と旧川内地域で順次開催するものであります。旧川内地域につきましては、現在開催日並びに会場につきまして調整中であります。

次に2番目、市政モニターについてでございます。広く市民の声や地域の意見、提言等を市政に反映させるために、市政モニター制度を設けておりますが、本年度はごらんのとおり公募で20名、地区コミュニティ協議会からの推薦で48名の合計68名に委嘱をいたしました。男女別、年代別、地域別の内訳はごらんのとおりで、ほぼ男女同数で、年代的には60代が最も多くなっております。

以上で、広報室の説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいま説明いただきましたが、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 1点だけ。私はかねてから広報力の広報体制の強化というのを非常に室長には訴えかけて、前面になって広報が市の売り込みに当たってくれということで申し上げておりました。今回4階に場所が移動になりまして、記者クラブとの連携とか、そこらあたりの部分について、今広報室はどのような態勢で今臨まれておられて、広報体制の強化を図っておられるのかをちょっとお聞かせください。

**○広報室長（屋久弘文）** 記者クラブとの連携につきましては、いろんなイベントとか各種会議等、取材していただきたいような内容がたくさん出てまいりますけれども、各課から一応広報室を順次通して書類を出していただくことになっております。その書類につきまして、8名いらっしゃいますが、その記者の方にその都度つないでいくという作業は常時積み重ねております。

先ほど言われました6階から4階に部屋も移りましたので、6階にいるときよりは記者の皆さんとの連携というのはよく見えますので、図られて

いるのかなというふうには自覚をしております。

**○委員長（川添公貴）** ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、広報室を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前11時42分休憩

~~~~~

午前11時44分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△新エネルギー対策課の審査

○委員長（川添公貴） 新エネルギー対策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 議案はございません。報告事項もないようですので、所管全般について御質疑を願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1点だけ。新エネさんは、いろんな放送を通じて市民への広報を、そして今25の事業を一生懸命取り組んでいただいております。

一般質問でも出たんですが、今度市の特産品としてスマコミライトが生まれたんですが、今の認識では、大体市場価格で、今までの御説明の中で120万ぐらいの分が、現時点では、うちの薩摩川内市版スマコミライトは80万ぐらいで売り出せていけるというような御報告を今伺っております。

そうした中で、今度は一般質問で5分の1に減らせという、価格を、すごいまた御要望もあったんですが、今の企業連携の中で、今やってる企業連携体制の中で、あとコストダウンでどのくらいまで目標で下げていって、販路拡大に至っていけるのかの今の段階でお話ができる、構想段階でいいですから、お考えが対策監のほうからあればお聞かせください。

○新エネルギー対策監兼新エネルギー対策課長（久保信治） スマコミライトにつきましては、

昨年度１２０基つけておりまして、大体１００万程度ぐらいにかかっております。これを今年度は８０万円で売り出すということで、まずカタログをつくらないといけませんので、８０万円ぐらいでっていうことで、今各公共団体であったり企業であったり、今コマーシャルに回ってます。

実は、工場っていう決められた工場がないものですから、受注生産になるということでありながら、値段を８０万という設定するのは非常にロットがたくさんないと苦しいところであります。ところが、そういつても始まりませんので、これをたくさん注文することで、値段を下げていくということは、当初では５０万から３０万ぐらいを目指しておりました。５分の１とはちょっといきませんが。さらには、余り価格競争になりますと、チキンレースといいますか、非常に苦しいレースになっていきますので、今年度はちょっとした付加価値をつけるとか、大企業がつくったものは今度カスタマイズがなかなかその企業さんに向けたものができないといったところを、中小企業らしいカスタマイズができる製品として、ちょっと値段は高いと言わせないような取り組みをしていきたいと思っております。

○委員（小田原勇次郎）ちなみに、このスマコミライトに対して、例えばいわゆる金融業から資金提供をするとか、そこあたりの資金援助、融資的な部分で、産業を活性化して大量生産にこの事業をもっと広げていきたいというようなそういうお声等は今のところはかかっておりませんか。

○新エネルギー対策監兼新エネルギー対策課長（久保信治）まずは大量につくるといときには、公共事業、要するに県の土木事務所であったり、地域振興課であったり、河川事務所、そういったところに、高いけども話題性があって安全性が高いということでたくさんつくっていただくということから始めております。さらに、企業連携協議会の中には、先ほどおっしゃいました産学官金という金融業界も入っていらっしゃるし、そういったところを御支援するというので、それを大量生産するときには、私どもは場所とか土地とかいったようなことを、後方支援としてつくるときの電気代の補助とか、さらにその金融面での補助といったようなことをバックアップすることで協議を進めております。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。以上で

す。

○委員長（川添公貴）ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、新エネルギー対策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前１１時４９分休憩

~~~~~

午前１１時４９分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）農業委員会事務局の審査に入ります。議案はございませんが、所管について資料が配付してございますので、説明方よろしくをお願いします。

△所管事務調査

○農業委員会事務局長（植村 豊）皆さん方のお手元に農業委員会の日常活動、あるいは昨年度の資料を添付しております。

１ページをお開きください。１ページについては、４月、５月、６月の総会なり現地調査、６月の予定が書いてございます。また、その下には、４月の総会にかかわりました案件等々書いてございます。

２ページをお開きください。５月の総会の案件等書いてありますが、２ページの下の方に４月から５月の累計がありますが、８９件ほどかかっております。農地利用農家なり、非常に多い案件でございました。

３ページをお目通しください。３ページについては、太陽光の発電施設に係る農地転用実績ということで、４月、５月については８件の申請があり、３,５９３平米申請が出ております。昨年と比べると大口案件が減りまして、小口の個人のがほとんどでございます。

４ページ、５ページをお開きください。４ページについては、平成２６年度の農業委員会の実績がありますが、１として農地流動化の推進、土地

の貸し借りですが、これが123ヘクタールの目標に対して117.4ヘクタール、95.4%、これは農業経営基盤強化法に基づくものでございます。

2番として、耕作放棄地の発生防止と解消ということで、昨年11月から非農地調査の関係をしまして、赤判定で、もうとても農地にはかえれないだろうというものを365.2判定をいたしました。また、転用等々で29.9ヘクタール転用がありました。結果として、(2)で年度末の農地面積として、平成26年度が一番下書いてありますが、8,472.4ヘクタール、395.1ヘクタール減ったということでございます。

5ページのほうが耕作放棄地の解消ということでございますが、平成26年度の耕作放棄地面積一番下のところに911.9ヘクタールと書いてございますが、残念ながら昨年からすると若干ふえております。これは赤判定した周辺部の農地、黄色、緑が、やはりまた少し荒れてきたというふうな状況がございまして、なかなか農業が情勢が厳しい中で、耕作者がうまくセッティングできなかったというふうなところでございます。

最後6ページですが、年間の法令に基づく業務件数として、年間で580件ほど、(1)ですが、扱っております。それ以外、年金のこと、それから農業新聞、情報活動といいますが、それと日常的にやってる中で、地域で認定農業者と語る会というのを開催しておりますので、そういった数字が書いてある資料でございます。

非常に簡単ですが、以上で説明を終わります。

**○委員長（川添公貴）** 簡潔明瞭にありがとうございました。以上含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

以上で、農業委員会事務局を終わります。まことにありがとうございました。

ここで休憩いたします。再開はおおむね13時ちょうどいたします。

~~~~~

午前11時53分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（川添公貴） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△畜産課の審査

○委員長（川添公貴） これより畜産課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） それでは、議案第80号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○畜産課長（小城哲也） 畜産課です。よろしくお願ひいたします。

議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、畜産課分について説明させていただきます。

まず、歳出予算です。

薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第1回補正）の21ページをお開きください。

6款2項1目畜産総務費では、補正前の額1億8,680万円に2,158万1,000円を増額して、補正後の額を2億838万1,000円とするものであります。

説明欄のほうをごらんください。

畜産振興育成事業費では、2,158万1,000円を増額しております。

この事業は飼料作物への降灰による影響を軽減し、安全な粗飼料の確保と経営安定を目的といたしました、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金では、当該事業につきまして2件の事業実施要望があり、その計画書を鹿児島県に提出しておりましたが、今般、鹿児島県から事業内示を受けたことから、早急に事業を実施する必要があり、補正を行うものでございます。

主な事業内容につきましては、トラクターロータリー、ロールバレーなどの機械導入でございます。

次に、歳入予算につきまして説明させていただきます。

同じく予算に関する説明書の10ページをお開きください。

16款2項4目1節農業費補助金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金2,004万

1,000円は畜産課分でございます。

これは、歳出で説明いたしました活動火山周辺地域防災営農対策事業に係る、県からの増額分でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第80号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務全般についてであります。所管事務調査についての説明資料はないようです。委員の皆さんのほうで、何か全般にわたって御質疑はございませんか。

○委員（江口是彦）ちょっと参考のため、自分が勉強不足で知らないのを聞くのも恥ずかしいんですけど、現在の甕の4町の畜産農家の実態、ちょっとわかるかな。どれぐらいいるか。畜産あれでいいんだけど、里はもう1件しかないのかな。

○委員長（川添公貴）資料はありますか。

○主幹兼畜産振興グループ長（木場憲司）委員からの御質問にお答えいたします。

甕地域におきましては、先ほどありましたように里が1戸、上甕につきましても1戸、下甕が3戸、鹿島が2戸ということの農家戸数が計7戸になっております。

ちなみに使用頭数につきましては、180頭前後というふうになっているという現状でございます。

以上です。

○委員（江口是彦）だんだんやっぱり減ってるんだね。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（江口是彦）いい、数をちょっと聞いておきたかっただけ。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はつきたと認めます。

以上で、畜産課を終わります。御苦労さまでし

た。長い時間待っていただいて。

ここで、休憩いたします。

~~~~~

午後1時4分休憩

~~~~~

午後1時6分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △林務水産課の審査

○委員長（川添公貴）これより林務水産課の審査に入ります。

---

△議案第61号 薩摩川内市祁答院林業後継者交流活動センター条例を廃止する条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第61号薩摩川内市祁答院林業後継者交流活動センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○林務水産課長（堂込 修）林務水産課でございます。よろしくお願いします。

議案つづりのその3の61-1ページをお開きください。

議案第61号薩摩川内市祁答院林業後継者交流活動センター条例を廃止する条例の制定についてでございます。

当該施設は、旧祁答院町が平成2年に林業後継者の生活改善、生産技術研修及び農山村と都市との交流活動を推進し、その活動を通して林業後継者の育成確保を図ることを目的に整備したものでございますが、当該施設を普通財産に変更し、効率的かつ効果的な財産活用を図るため廃止するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。よろしいですか。

これより、討論、採決を行います。討論はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はないものと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。よって、本案は可決されました。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 次に、議案第80号を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

○林務水産課長（堂込 修） 続きまして、林務水産課に係る第1回補正予算について御説明申し上げます。

歳出予算のほうから御説明いたしますので、予算書の22ページをお開きください。

6款4項2目林業振興費では、2,245万円の増額補正をお願いしております。

これは、森林整備・林業木材産業活性化推進事業において、県の承諾が得られたため増額補正を行うものであります。

概要については、第1回補正予算の概要の10ページに記載してございます。

下の段の森林整備・林業木材産業活性化推進事業は、森林作業を行うに当たり、生産性の向上、低コスト作業システムを構築するため、林業事業者の高性能林業機械導入に対し助成を行うものでございます。

ちょっと写真で説明いたしますが、よろしいでしょうか。

〔高性能林業機械の写真フリップを掲示〕

まず、これ一業者なんです、ロングリーチグラップルといって、この伐採した木を、以前はロープで引き上げたりするんですが、これがずっと手が伸びてそこをつかんで引き上げる。17メートル、ブームがぶうっと伸びていって、林内作業で切り倒したのをそのまま引き上げるというような機械でございます。あとが3台ほどございますが、プロセッサーというのは御存じのとおり、木を切って、4メートルなら4メートルでも自動で切ってくれるというような機械でございます。それ

とフォワーダでございます。これは切った木を積み込んで運搬する、搬出するような機械、この3台の高性能林業機械導入に助成を行うものであります。よろしいでしょうか。

次に、同じく予算書の22ページでございます。6款4項3目治山林道費では、8,405万円の増額補正をお願いしております。

これは、特定離島ふるさとおこし推進事業及びふるさと森再生事業の補助内示額の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

説明欄をごらんください。

内容につきましては、林道1路線分の委託料と林道3路線分の林道整備に係る工事請負費が主なものでございます。

特定離島ふるさとおこし推進事業で整備する林道2路線については、補正予算の概要の4ページに記載しておりますが、図面により説明しますので、企画経済委員会資料の2ページをお開きください。

林道椿線の舗装事業の位置図でございます。この路線は、上甕の平良地区の林道でございますが、頂上付近には現在整備中の藺牟田瀬戸架橋を見下ろすことができる展望所がございます。起点から頂上までは舗装済みでございましたが、終点側が未舗装であったため、平成25年から整備を行っております。全体計画は2,965メートルで、今年度は平成26年度の舗装済み箇所から約650メートルの舗装工事を行うものでございます。

次に、3ページでございますが、林道大内浦線舗装事業の位置図でございます。この路線は下甕の瀬々野浦集落から内川内集落を結ぶ生活道路であるとともに、西海岸側を眺望できる観光道路としても利用できる路線でございます。全長は、5,453メートルありますが、中間点付近まで舗装は終えていますが、今回未舗装部分の整備を行うもので、今年度は約800メートルの舗装工事を予定しております。

次に、ふるさと森再生事業で整備する林業専用道についてでございます。

委員会資料の4ページでございます。補正予算の概要は11ページです。

林業専用道矢太郎線の位置図であります。当路線は、高江の市有林内に整備を行うもので、林道寄田青山線を起点とし、約900メートルの林業

専用道の整備を行うものでございます。幹線林道を補完し、森林作業と組み合わせて木材輸送機能の強化をするものであり、森林作業の低コスト化を図るものでございます。

次に、予算書の23ページでございます。

6款5項2目水産振興費では、515万1,000円の増額補正をお願いしております。

これも特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示額の確定に伴い増額補正を行うものでございます。

説明欄をごらんください。

内容につきましては、甑島漁協が行うアワビの放流に係わる魚介類中間育成放流事業補助金でございます。

概要については補正予算の概要の5ページに記載してございますが、甑沿岸のアワビの資源回復を図るために約3センチの稚貝を購入し放流するものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、戻りまして予算書の10ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費補助金の3節林業費補助金9,685万円の増額補正は、先ほど説明いたしました森林整備・林業木材産業活性化推進事業、ふるさとの森再生事業及び特定離島ふるさとおこし推進事業の補助金として、それぞれ収入されるものでございます。

同じく16款2項4目農林水産業補助金の4節水産業費補助金660万1,000円の増額補正は、これも先ほど説明いたしましたアワビの放流事業と規定予算充分のオニヒトデ及びウニ駆除事業の財源調整に伴い、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助金としてそれぞれ収入されるものでございます。

以上で、林務水産課の第1回補正の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）補正予算について1点教えていただきたいんですが、一般質問でも出ておりました、いわゆるバイオマスにおける林道整備を早急に整備していく搬出用の林道整備をという、一般質問でも出ておまして、薩摩川内市は

整備率が高いんだという御答弁があったところでした。

今回、ふるさとの森再生事業、これは県の100%補助になっておる部分で非常に使い勝手がいいのかなと思っておるんですが、ここらあたりを活用してさらに林道整備が今後、こういう予算獲得に進んでいけるのかどうか、今後の展望あたりをちょっとお聞かせ願いたいんですが。今後、こういう100%補助を有効に活用できる見通しがあるのかどうかをお答え願いたいんですが。

○林務水産課長（堂込 修）ふるさとの森再生事業ですが、これは基金事業でございまして、今年度限りの基金ということで、今後こういうものができれば、おっしゃるとおり積極的に活用したいということでございます。

今、林道の整備は一般質問のほうでも答弁しましたが、林内作業にあわせてその整備を行うというようなものが主流でございまして、以前は基幹林道ということで、山の一角を網羅するような道路でございましたが、今はそういう専用道は10トン車規模のトラックがその林内を余りカットしなくて起伏に合わせた形で水道を余り変えないというような簡易な構造で整備するというのが主流になっています。

そういう補助がまたあれば、積極的に活用してまいりたいと思います。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

○委員（江口是彦）アワビ放流について、昔とか下甑村の漁協がしていた時代にアワビの稚貝を購入して一時、何カ月ぐらいだったかちょっと忘れましたが、海にかごつけしといて餌をくねながら少し大きくしますよね。これはもう今、ある程度成長した稚貝を買ってきて放流するのか。それとも漁協で中間育成っていうほどではないんですけど、そういうふうにして流すのか、そこだけ聞かせてください。

○林務水産課長（堂込 修）おっしゃるとおり、以前は鹿島に循環する池がございまして、そこで2センチ程度のものを買ってきて餌を食べさせて、何カ月か後に3センチぐらいになったのを放流するというようにしていましたが、今はその3センチ程度になったものを購入して放流するというところで、中間育成については今は行っていないということでございます。

○委員（江口是彦）5万個をこしはここを中

心にとかじゃなく、全島的にばらまいているんですか。

○林務水産課長（堂込 修）放流については、やっぱりその場所場所の環境もございます。島内全域、いろいろ調べてるんですが、各地域の先にそういう潜水調査とかそういったものもないと当然育たないわけで、そういったところを調査してそのポイントポイントで島内全域の沿岸に放流するというように今やっております。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。ここで審査を一時中止いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

資料があるようですので、説明をよろしく願います。

○林務水産課長（堂込 修）委員会資料の5ページをお開きください。

鳥獣保護法の一部改正についての報告でございます。

この添付してあるものは環境省が出しているものをホームページから引用して添付してございます。

改正の必要性としてニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害の深刻化及び狩猟者の減少、高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少したことが主な要因でございます。

改正の内容としては、一つ目が題名、目的等の改正において、法の題名を鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めて、この「管理並び」をつけ加えておるんですが、法目的に狩猟の管理を加えたということでもあります。

二つ目に施策体系の整理でございます。特に保護すべき鳥獣のための計画と、これは少なくなった鳥獣ですが、今度はふえたもの、特に管理すべき鳥獣のための計画、この二つを計画を策定して、その下の表に区分してございますように位置づけているということでございます。

3の指定管理鳥獣捕獲等事業の創設でございますが、これは集約的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、都道府県または国が捕獲等をする事業を実施することができるとしています。当該

事業については、捕獲等の許可を不要とし、一定の条件下で夜間銃猟を可能にするなど規制緩和も行っているということでございます。

4点目が認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入でございます。鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、安全管理体制や技能及び知識が一定の基準に適合しているということについて、都道府県知事の認定を受けることができるという制度でございます。

5点目が集合住宅地域等における麻醉銃猟の許可でございますが、都道府県知事の許可により集合住宅地域等において麻醉銃による鳥獣捕獲等が可能になったということのようであります。

それと六つ目が、網猟免許及びわな猟免許の取得が20歳以上という基準から18歳以上に引き下げられたということでございます。

以上が、主な改正内容でございます。よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

○委員（瀬尾和敬）私の地域で、今まさにこのイノシシが出没しまして、住民が毎日のように目撃情報を発信しています。

こういう住居が密集しているところは銃を撃つたりできませんからと言ったんですけど、この5番目に書いてある「住居集合地域等における麻醉銃猟の許可」、これを用いることによって駆除することも可能ということで考えていいわけですか。

○林務水産課長（堂込 修）今回の規定については、法的にそこを明文化した部分がなかったっちゅうことで、今回これは鳥獣保護法になるんですが、9条っちゅうところを読み上げますと、「学術研究の目的、鳥獣の保護または管理目的、その他環境省で定める目的で鳥獣の捕獲等、鳥獣の卵を採取しようとする者は次に掲げる場合にあって環境省のそれ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない」ということがございます。それで、その中で、これはこの法のまた38条の2項のところに「住居集合地域における鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃を使用とする者は第9条1号の規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない」とこういった文言が追加されたということでございます。

でも、おっしゃるとおり、この麻醉銃の資格を持っている方っちゅうのが、私も聞いた話では、

動物園とかそういうところで持っている方はいらっしやると思うんですが、この近辺にそんなしょっちゅう出るような方はかなり少ないので、さっきおっしゃったように即座にそこで対応するとかいうのは、今のところ私どもは聞いていないという状況でございます。

○委員（瀬尾和敬）私はてっきり狩猟の資格を持っている人ならこういうのはできるのかなと思ってたんですけど、簡単にはいかないということですね。

○林務水産課長（堂込 修）今のところはそういう状況ですので、容易にはいかないと考えております。

○委員（瀬尾和敬）イノシシが、例えば小学校のグラウンドも走り回っていたとか、子どもたちに危害を与える恐れもある。そういうもろもろがあつて、皆、少し最近いら立ちを見せるようになっています。何とか形としてこういう方法がありますということで、少し落ち着いてもらわないといけないんじゃないかなという気もするんですけど、当局としてはそういうものは持ち合わせてない。ただじっと見守っているだけということなんでしょうか。その辺のとはどうお考えですか。

○林務水産課長（堂込 修）今、おっしゃっており、祁答院での話は私も聞いております。子どもが、例えばイノシシと遭遇したときの対応とかそういったものは注意事項を記載したものをそちらにお示ししたり、当然鉄砲で撃てないわけですので、さっき言ったようにわなでとるしかないんですが、そのここの報告で聞いている中では、イノシシの通り道を見つけてからそこへ仕掛けていかんというようなものがありまして。今、そういったところも調査しながらそういう対策をとろうかということでございますので、私どもとしては今そちらのほうでお願いしているという状況でございます。

○委員（杉藺道朗）今の瀬尾委員の質問にちょっと関連があるんですけど、この猟銃に関しては規定の講習を受けたり、当然警察の関係もあつたりして大変厳しいというか、一定のそういう勉強やらした後なんですけど、麻醉銃と一般のこの猟銃とは当然資格、免許が違ってくるのではないのかなというふうに思うんです。どちらかといえば、麻醉銃のほうが少しとりやすいっていったら語弊がありますが、ちょっとそういう感じになるの

かなと思ったりして、ただ麻醉を使いますから、今度はその薬の特定の薬の扱いの部分も必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、今、猟友会の方々も高齢化が進んで、なかなか後継者が出られない。ましてや、本当にこの猟銃でとなるとまたいろいろ免許を得るまでに期間が要るということでございますので、何とか割りところ手短かにといったらおかしいでしょうけど、この麻醉銃のほうでも何かちょっと普及というか、ちょっとそこを調べていただいて、どういう講習なり、いろいろ必要になるのか、瀬尾委員言われるように町なか走って猟銃撃てないところは、ある意味そういう研修ないしは免許、資格をとった方々が対応してもらうような形にしていかないと、どんどん我が物顔でそれこそ道路やら何やら、本当この畜生の方際でと言いたくなるんですけど、そこあたりをしっかりと対応するという観点からもう少しちょっと調べていただいて、情報をいただきたいというふうに思うんですが。

○委員長（川添公貴）この件でいいですか。お願いします。

○主幹（秋元拓也）麻醉銃の関係で少し説明をさせていただきます。麻醉銃につきましては、今、針のついたやつが飛び出るものですから、一応位置づけとしては銃という位置づけになります。ですから、麻醉銃を所持するためには銃刀法の許可が必要になるというのがまず一つございます。

あとは、使っている薬、あれがケタミンという薬でして、いわゆる麻薬に該当します。ですので、麻薬及び向精神薬取締法という法律に基づく麻薬研究者の許可が要る。ですから扱える方も一定程度限定されている。例えば、動物園で研究をしていらっしやる方とか、そうなりますとそれぞれの地域にそういう方がどれぐらいいらっしやるかということになると、普及するかというところ非常に厳しいというふうなのがございます。

あともう一つは、麻醉銃の場合は射程距離というのが非常に短い結果となります。猟銃と比べて麻醉銃の場合、15メートルとか最大でも30メートルとか40メートルぐらいしか届かない。そこまで近づいて行って撃たなきゃいけない。あと、撃った場合に、すぐこてって寝るんじゃないくて、1時間とかそれぐらいかかりますので、撃った後、暴れる可能性もある。そのあたりを考えますとなかなか一朝一夕に普及するということに

はなりづらい。

今回、鳥獣保護法でこの麻醉銃の規定ができたのは、これまで麻醉銃による捕獲ということが規定されていなかったために、それを明文化したというのが主な目的でございまして、具体的には町なかのサル対策としてこういうのを条文化されたというふうに伺っています。ですので、基準が緩くなったとかいうことではなくて、麻醉銃による捕獲ができるように明文化されたというふうに御理解いただいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○委員（杉藺道朗）よくわかりました。

であれば、猟銃免許を持っている方が麻醉云々ちゅうことはできないということで、また別途にしっかりしたそういう資格が必要ということを理解いたしました。

いずれにしても、さっき述べましたように、ゆゆしき問題でございまして、そういういろいろな制度を含めて、いろいろな情報は出されていて、地域住民でできるところは、ある意味なかなか猟友会とか頼っていない部分もあって、自己防衛的にせざるを得ない部分もいろいろございまして、そこらあたりはまたしっかり情報を教えていただいて、自分たちもしっかり勉強していきたいなというふうに思いますので。

あとその笑い話的な話なんですけれども、その麻醉銃があればあればその薬の関係も麻薬的な要素があるちゅうことでまた別の資格になるんでしょけど、こういう吹き矢がありますよね。吹き矢みたいな、話は飛びますがスポーツ吹き矢っていうなんかがあったりして、結構飛ぶんです。だから、その薬の部分っていうのはうまいこと何か対応ができる形であれば、銃じゃなくて、ある程度この吹き矢で、それは笑い話かもしれませんが、何か考えていかないかんのかなとも、ちょっと思いつきでしたけど、そういうことも必要かなと思ったりもしておりました。ひとり言ということで、以上、終わります。

○委員長（川添公貴）吹き矢に関しての麻醉の薬の発射は、通常、動物園等では使われていますんで、実際そういう器具があるはずですよ。それと、今おっしゃるように多分、麻醉銃に関しては、火薬ではなくて空気砲だと思うので、そこら辺を今おっしゃったのは市の職員が医者免許を持っていれば

ばそこで管理をして、市の職員がその空気銃、許可等をとってやっていけばいいんじゃないかという御提案ですので、研究をぜひなさっていただくようお願いしておきたいと思います。

○委員（小田原勇次郎）今、鳥獣の関係でいいですか。全般。

○委員長（川添公貴）全般はやらん。小田原委員、ちょっと待ってください。6ページが川内魚市場の株式の概要についての説明がなかったんですが。

○林務水産課長（堂込 修）このあとに説明する予定です。

○委員長（川添公貴）そしたら鳥獣保護法に関連することで質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）そしたら、次の説明をお願いします。

○林務水産課長（堂込 修）次に、2点目でございます。

川内魚市場株式会社の廃業についてということで、6ページになります。

1で、今までの経緯ちゅうことでお示しております。

平成27年2月22日に臨時株主総会において2月末日で閉鎖を決定。その後、3月13日に市場株式会社から閉鎖について市長報告がなされております。

その後、4月19日に魚市場株式会社閉鎖に伴う関係者の方々との意見交換会を開催しております。関係者は21名に案内を出し、うち買受人9名、仲買人1名の出席がございました。そのときにアンケートについても実施しております。5月21日に魚市場株式会社から正式に廃業手続が終了したという報告がなされております。

2番目の市場の閉鎖後の魚の仕入れ状況についてのアンケート結果でございます。

アンケート対象は、魚市場株式会社の買受人17名、仲買人4名に対し実施しております。うち、買受人11名、仲買人3名からアンケートを回収しております。

アンケート結果は、閉鎖翌月の平成27年3月の魚の取扱量について聞いております。50キロ未満が4名の方、250キロから300キロまでの方が4名の方、300キロ以上は3名ということで、300キロ以上については仲買人の方でござ

ざいます。

また、仕入先についてですが、これは複数回答がございしますので、数的にはちょっと合っていないんですが、北さつま漁協、これは阿久根のほうになります、ここから3名。それと串木野市漁協から2名、それから串木野の先になりますが、島平漁協から2名、それからあと県漁連、これ鹿児島島のほうの県漁連から7名、後は相対とか活魚業者等の取引が7名あるということで、アンケートを承っております。

このアンケートによると市場関係については、県漁連が半数程度占めているということで、特にその意見交換の場では非常に困っているというような意見は出なかったという状況でございます。

3番目の卸売業者募集の今後のスケジュール予定でございしますが、公募内容を平成27年7月25日号の広報紙とホームページに掲載する予定でございします。公募期間は、9月1日から30日までの1カ月間、最終選考の結果通知を11月末日に予定をしているということでございします。

この意見交換会の中では、そこの中で引き継ぐという方はいらっしゃらないでした。なので、今回、このようなスケジュールで公募をかけていきたいと考えています。

以上でございします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございます。川内魚市場株式会社の方も含め、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）2点お尋ねをいたします。

1点は、今、御説明のあった市場の部分について。これは卸売業者の選考が今後、始まるんですが、方向性としては今の建屋を全く改修云々、手を加えないという考えで認識しておけばいいのか、それが1点目。

2点目は、先ほどの鳥獣保護のところの関連なので、最後にしようかなと思ったんですが、今、盛んにいわゆる防止策をFMラジオ等でもいろんな広報を通じて、我がとこの草を払ってください、けもの道を変化を与えてくださいとか、いろんなことでPRされておられますが、それを例えば地域の方々が、一生懸命農作物をとった部分を餌付けになるから放ったからさずに我が家へ持って戻ってくださいとかいろいろおっしゃってるじゃ

ないですか。そこらあたりを厳守して皆さんが努力をする中における鳥獣の被害防止という抑止効果というのをどの程度見ておられるのかをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○林務水産課長（堂込 修）1点目についてです。魚市場の現状をどうするのかっちゅう、引き継ぐ場合、今のところ建物は今の状態で引き受けていただくっちゅうことで募集は行いうようにしております。

それと防護柵の件については、農政課のほうでよろしいでしょうか。

○委員長（川添公貴）農政課で答弁をお願いします。ほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、林務水産課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午後1時42分休憩

~~~~~

午後1時43分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△農政課の審査

○委員長（川添公貴）農政課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）農政課においては議案がないようです。所管事務について資料が出ていますので、説明方、よろしくお願いいたします。

先に防護柵等について、まず答えていただいて、それから資料。

○農政課長（中山信吾）小田原委員の質問に、漠然とした回答になるかと思いますが、答弁をさせていただきたいと思います。

皆様、御承知のとおり、鳥獣害対策におきましては国としましても寄せつけない、それから侵入を防止する、そして個体数を減らすという3つの大きな柱で鳥獣害防止を図ろうというふうにしておるところでございします。

このうち、侵入を防止する、いわゆる防護柵の設置等々につきましては、当課、農政課が主体と

なって、薩摩川内市の場合は取り組んでいるところでございます。

また、個体を減らす、これにつきましては、前回の林務水産課のほうで猟友会等々と連携を図りながら取り組みをしている。いわゆる行政的な関わりってというのは、侵入を防止する、個体数を減らすっていうところでは関わりを持ちながら対策に取り組んでいるところでございます。また国におきましては、今回の鳥獣保護法の改正でもわかるように、侵入を防止する保護から個体数を減らすという、資源を減らすというほうに予算等も方針もシフトしている状況にあるわけでございます。この中で寄せつけないというところにつきましては、これはまさに田畑にある食料をそのままにしておくとか、あとは人が食べた残渣を裏山とか裏庭に放置するということで、鳥獣のほうがこれまでよりも安易に餌を供給することができる、そういう学習をすること等も一つの要因として、鳥獣害が町なかに、より人に近づく結果になったというふうに考えておるところでございます。ですから、そこを基本的に防止するというのは難しいとは思いますが、そういうところで寄せつけないための方策というのは、行政ばかりでなくて、市民の皆様方と一緒に、先ほど言いました、そういう農作物で余った物もすぐすき込んで鳥獣が食べないようにしましょうとか、それから食品残渣はなるべくきちっとした処理をしましょう、鳥獣が食べないようにとかいう形の啓発っていうのを市としても、当課としましても積極的に取り組んでいかないとけないのかなというふうに考えておまして、つい先日も課内で協議したところですけど、例えば広報紙にそういうようなことを掲載して、市民に周知して地道な活動すること、地道な活動の積み上げによって寄せつけないというところを行政、それから市民の皆さん一体となって取り組む必要があるのかなというふうに今のところ考えているところでございます。

それに向けたいろんな工夫については、また課内、職員一緒になって知恵を出したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）わかりました。ありがとうございます。

資料の説明をお願いします。

○農政課長（中山信吾）それでは、農政課でござ

います。よろしくお願いいたします。

農政課の所管事務調査といたしまして、薩摩川内市農業振興地域整備計画全体見直しの事業概要についてと経営所得安定対策に係ります水田活用の直接支払交付金のうち、WCS用稲の交付金支払時期の変更について、この2点について御報告をいたしたいと思います。

企画経済委員会資料、農林水産部の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず1点目、薩摩川内市農業振興地域整備計画全体見直し事業の概要についてでございます。

農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づきまして策定しているものでございますが、その中で、当該整備計画については優良農地を主体とした農業地域を保全・形成し、農業施策を計画的・効果的に行う長期的な計画というふうに位置づけられております。

今回は、この計画の全体見直しを行うものでございます。

(1)には、この経過を示しておりますが、現在の計画につきましては、平成17年度におきまして、市町村合併に伴います旧自治体が策定していた当該計画を合冊しまして、その後、平成21年度に全体見直しを行ったものでございます。

(2)には、全体見直しの目的をお示しております。先に述べましたように農振法に基づく見直しとなるものでございますけれども、前回、平成21年度からの社会情勢の変化、また自然的条件に適切に対応するとともに、農地として利用すべき土地の確保や農地の利用集積、耕作放棄地の発生抑制と解消を図ることを目的として、今回全体計画の見直しを行うものでございます。

(3)には、策定期期としまして、平成27年度から平成28年度を予定しておりますこと。

(4)には、受託事業者名をお示しております。

(5)には、主な策定スケジュールをお示しておりますが、平成27年度におきましては、基礎データの整備、現地確認調査、整備計画基礎資料(案)の作成等を予定しておるところでございます。

また、翌年、平成28年度におきましては、整備計画書の素案作成と素案に対する地域からの意見聴取やパブリックコメントの実施、それと並行しながら県担当部局との協議・調整等を行いなが

ら平成29年3月に当該計画を策定する予定で取り組みたいと考えているところでございます。

続きまして、2の経営所得安定対策に係ります水田活用の直接支払交付金のうち、WCS用稲の交付金支払時期の変更についてでございます。

まず、WCS用稲とは、子実が完熟する前に、稲が見になる前に、稲ごと刈り取りまして、稲穂と茎葉の部分を丸ごとサイレージ化したもので牛の餌となるものでございます。

経営所得安定対策に係ります交付金の支払いについては、平成26年度までは年内に対象作物の収穫確認が完了する主食用米に対しては年内支払いとし、その他の作物については、年度末支払いを行っておったところでございますが、WCS用稲の交付金支払いについて、年内支払いに対する農家からの要望が多くなったことから、隣接自治体の取り組み状況や鹿児島地域センターと協議しました結果、資料に示しておりますとおりWCS用稲に係る収穫後の収量等について10月15日までに農家から報告を受けたものについては、同年12月末支払いを行うこととし、農家の要望に応えることとしたものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。ただいまの説明を含めまして所管事務全般について御質疑をお願いします。

○委員（瀬尾和敬） このWCSの稲の交付金支払時期の変更、これ農家の方とても喜ばれると思います。まちづくり懇話会のときにも出されたりして、やいのやいの言われていたものですから、これ一体どうなるんだろう、彼らはよその町と比較をされるものですから、負けたごたつという思いがありましたけど、これ何とかになりました。

この周知の仕方はどういうふうにされるんですか。

○農政課長（中山信吾） この対策の変更につきましては、昨年及び本年にWCS用稲の作付を予定されている農家、いわゆる平成27年度の転作の状況についても今計画書を取りまとめ中でございますけれども、それでことし、WCS用稲の作付に取り組みたいという農家がある程度わかっております。それから、今年度はなくても前年度に申し込みをされた方も含めまして、その方々を対象に5月25日、26日、2日間かけまして、そ

の対象者に文書で通知をいたしまして、その方を対象とした説明会を各地域で実施しております。そういうことで周知はさせていただいたというふうに理解しているところでございます。

○委員（瀬尾和敬） 皆さん喜んでいらっしたでしょう。

○農政課長（中山信吾） 対象日当日はそんなに表面立ってそういう話はなかった、反応はちょっと薄かったというふうに報告は受けているところでございます。

一方でやっぱり、5月25、26日という、若干、水稻の苗づくりとかいうことで大口の農家が出席されていなかったということも聞いていますので、その辺の大口農家が出席されていなかったというのも反応が薄かったところもあるのかなと思っておりますので、そういうところに対しましては、当該内容が周知徹底するように市としましても再通知するなりして、理解を深めてもらうようにしたいというふうに考えています。

○委員（小田原勇次郎） 今の瀬尾委員の関連をして、農政課長は以前が畜産課の御出身でありますので、このWCS、国も今、骨太の成長戦略の中に稲作の中で、いわゆる飼料米の部分については力強く取り組んで行くというような盛り込まれ方をしておるんですが、畜産農家等との連携によってこのWCSが耕作放棄地の解消につなげるぐらい拡大していく見通しというのは今のところはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

○農政課長（中山信吾） WCS用稲につきましては、平成22年度から薩摩川内市においては盛んにつくられるようになったところでございますけれども、当時は三十数ヘクタールだったと思います、33.9ヘクタールです。それが年々増加いたしましたして、平成26年度におきましては、239名の方で234ヘクタールという形で大幅に増加しております。なお、平成27年度の申し込み状況につきましても、今取りまとめ中でございますけれども、現在で約280名の方で320ヘクタール取り組みたいということで、平成26年からしましても約90ヘクタールぐらい伸びているということで、WCSの作付については非常な伸びがあるということで考えております。

一方、国が推しております飼料用米につきましても、これまでなかなか普及が進んでおりません。ほとんど薩摩川内市ではゼロ%に近い作付状況で

ございます。この背景といたしましては、流通体系の整備がはっきりしていなかったというのが大きなネックでございますけども、ことしからJAとしましても徐々にではありますけども、この飼料用米にもきちっと流通経路を明確にしながら取り組みたいという姿勢が示されておりますので、今後そういうところがきちっとしますとWCS用稲ばかりではなくて、飼料用米として活用されるところもふえてくるんじゃないかなというふうに推測しているところでございます。

○委員（小田原勇次郎）最後に、大いにこの政策を進めていっていただきたいと申し上げたいとこです。あとは今の、既に栽培している分を転作という形ではなくて、やはり耕作放棄地から新規で新たに作付面積をふやしていけるような御努力を今後も続けていただければありがたいかなと思うところであります。

よろしく願いをいたします。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、農政課を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩いたします。

~~~~~

午後1時57分休憩

~~~~~

午後1時58分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

△耕地課の審査

○委員長（川添公貴）耕地課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんが、なおかつ報告事項もないようであります。耕地課は重要な部署ですので、所管事務全般について十分な御質疑をお願いしたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（杉藺道朗）私どもの地域に天神池があります。これ、水環境整備事業で整備をしていたで、市民の散策の場的にもなっているんですが、昨今の長雨でかなり池の水位が上がっている

んです。地域の方というか、そこあたりを散歩される方から、えらい水が、がっぶい溜っつとどん大丈夫じゃろうかといったことを言われるんです。要するに、あそこは市道沿いのため池になっておるもんですから、昔から何か弱いところなんです。ちょっと手前のほうの市道のところはひびが入ったりして、何とかちょっとあの水位を落としてもらえないのかなという話もあったりして、土地改良区の絡みもあると思いますが、そこは指定管理もされている状況下であります。雑草とかそういう部分に関しては、その指定管理者に言ってしっかりとされています。けさも見て来ましたが、ちょっとこの時期ですから雑草も伸びてるんですが、ああいう水位調節の関係を耕地課あたりで連携をとっていただいて、ある程度落としていただけないのかなというのがあって、今お聞きするところですが、そこあたりについて教えてください。

○耕地課長（堀ノ内美年）天神池については、委員がおっしゃるとおり、昔はため池の築堤、いわゆる今、葬儀屋の間に挟まれた道路と兼用になっておるわけですが、あれが非常にもろいということで15年ほど前、天神池の美化景観事業とあわせて築堤の強化を図ったことと覚えております。その際に斜樋は、いわゆる洪水調節つちゅうか水位調節、斜樋と底樋等についてもそのときに調整を行っておりました。そのときには受益面積もかなりそのときも減っておりまして、このため池についてどのような取り扱いをするかというときに受益者としてはまだおりましたので、幾分の水は必要だろう、それと同時にやっぱり発生した問題があそこに関するため池の水の流動性がなく、環境問題としていろんな多い物質が出たりとか、魚が死んだりとかっていうことが、多分御存じだと思うんですが、そういう環境があった上で今の水位の調節となっており、ただ、委員がおっしゃるとおり最近の傾向として、もしそういう水位調節がうまくいってないということもございますので、再度、耕地課の職員とあわせて地域の皆さんと状況を確認しながら破堤して皆さんのところに被害が及ぶことのないような対処のやり方をしていきたいと思います。

○委員（杉藺道朗）ありがとうございます。東屋のちょうど池側のところに半円形のふうにして、くい、見た目なんです。とにかくそこがほぼ水没

している状況で、普段の状況っていうのが、東屋の下の半円形になった柱のところまでが普通における状況は見える状況が普通なものですから、もう常時上までがっばりという感じになっているものですから、今、課長が言われたように状況等も調査いただいて、住民の方々が不安がない形でしっかり管理とかしていただければいいかなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、耕地課は終わります。御苦労さまでした。

休憩します。

~~~~~

午後2時2分休憩

~~~~~

午後2時3分開議

~~~~~

△六次産業対策課の審査

○委員長（川添公貴）六次産業対策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんけど、所管事務のほうで資料が提出されているようです。説明方よろしく願いいたします。

○六次産業対策課長（山元義一）六次産業対策課です。よろしくお願いします。

本年4月以降、3件の六次産業化実施計画を承認いたしましたので、この3件の計画の概要と、平成27年5月末現在の相談件数を説明させていただきます。

委員会資料の7ページをごらんください。

第3号の承認を受けた下甕町長浜の下野尚登氏の計画の概要です。

下野氏は、ひき縄漁タカエビを主漁とし、タカエビの休漁期には沖縄周辺でソデイカ漁を行っている漁業者です。

下野氏は、二つの漁の中で、これまで廃棄していたシバエビや極小タカエビ、ソデイカの羽の部分を使った加工品の商品開発ができないか検討し、2年ほど前から廃棄されていた極小タカエビを使

った加工品たかえび味噌の製造、販売に取り組んでいます。

新たな商品開発として、タカエビの規格外品やソデイカの廃棄部分をつかったタカエビつけあげ、ソデイカつけあげを製造し、販路については、島内を訪れた観光客等をターゲットにみずからの加工所や島内商店での販売を中心にを行いながら、新たな販路として、島内の宿泊施設等で食材として活用してもらえるよう売り込んでいく考えです。

8ページをごらんください。

③売上高及び経営費の状況です。現状、平成26年12月期においては、売上1,272万4,000円、経営費1,428万5,000円です。経営費とは、青色申告決算書の経費の合計額になります。

六次産業化に取り組むことで目標とする3年目の平成29年度には、売上高2,185万円、経営費1,838万円とし、赤字から黒字への転換とすることとしております。

各年度の事業内容で、主なものは、つけあげをつくるために必要な機械の購入とマーケティング調査、デザイン製作費等で、3年間の総額で事業費が336万5,000円、補助金が252万3,000円です。

開けていただきまして、9ページをごらんください。

第4号で承認しました入来町副田の株式会社薩摩八重ファームの計画の概要です。

薩摩八重ファームは、一次産業である養豚業を中心に自社で生産した鹿児島黒豚を使った加工品を製造し、物産展やギフト販売のほか、おれんじ食堂への食材提供を行っています。

今回、養豚業の安定化と規模拡大を図るため、自社で生産した黒豚及び地場産の農産物を活用した新商品等の開発や黒豚をメイン食材とした新たな商品開発に取り組むなど、鮮度の良い生産物、黒豚等を活用した商品の製造と販売を一体的に行う六次産業化をさらに進め、付加価値のより一層の向上を目指すこととしています。

新商品の開発といたしましては、黒豚餃子の製造を行うとともに、おれんじ食堂に対して新たなメニューの開発を行っていくこととしています。

販路といたしましては、肥薩おれんじ鉄道への販路の拡充のほか、新たな販路の開拓としては、ネット販売のほか、百貨店、カタログギフト専門

店での販売にも取り組みます。

雇用の創出としまして、現在、従業員は5名ですが、目標の平成29年度には2名から3名の雇用増を計画しています。

次のページ、10ページをごらんください。

③売上高、経営費の状況です。平成26年9月期では、売上高5,383万2,000円、経営費5,284万1,000円です。

六次産業化に取り組むことで、目標とする3年目の平成29年度には、売上高7,721万9,000円、経営費7,068万8,000円です。粗利益が現状の約数百万円から目標年度には650万円となる計画です。

4番、各年度の事業計画の主なものは、加工部分の拡充を図るための加工施設及び加工機械の整備費、パッケージ作成料、物産展販売で、3年間の総計で事業費が5,573万8,000円、補助金が3,262万1,000円です。

開けていただきまして、11ページをごらんください。

第5号で承認した高江町の石沢秀京氏の計画の概要です。

石沢氏は、平成25年に就農後、低段密植栽培により、高糖度で上質な食味のフルーツトマト（アイコ）を栽培し、県内の大型スーパーや物産展等に販売しているトマト農家です。

また、昨年から経営の安定につなげるため、自産のトマトを加工したトマトジャムを製造し、県内の物産館や直売所等で販売しています。

今回、栽培面積の増加とあわせて、新たな加工品の開発と販路拡大を行い、さらなる所得の向上と経営の安定を目指すこととしております。

新たな商品の開発、加工としては、トマトジャムの製造に加え、新たに加工品に向けたトマト（すずこま）を生産し、自産したトマトを100%使用した新商品として、ミートソース、トマト鍋スープ、トマトゼリー等を開発し製造します。

販路の拡大としましては、青果用トマトの取り引き先のほか、新たに取り引き先の大型スーパーの取り扱い店舗数を県内全域に広げることでの販路の拡大を図ります。

また、新たに県内飲食店へ業務用としての販路を開拓やインターネットを活用した販売を行っていく考えです。

雇用の創出としましては、平成29年度においては、年間140日程度の常時雇用を5名確保し、生産部門と加工部門をうまく組み合わせた効果的な作業体系の構築を図っていくこととしております。

12ページをごらんください。

④売上高及び経営費の現状です。昨年の12月期においては、売上高が267万6,000円、経営費が326万8,000円です。

これが目標とする3年目の平成29年度には売上高が1,732万円、経営費が1,228万2,000円となり、赤字から黒字へ転換する計画となっております。

④3年間の事業内容で主なものは、新商品の製造加工に必要な加工施設の整備、機械購入、パッケージデザイン委託料で、3年間の総計で事業費が3,937万3,000円、補助金が2,915万3,000円です。

最後に4番、六次産業化の相談件数について説明します。

平成27年5月末現在の相談件数は全体で39件です。前回、報告いたしました12月議会の時点から9件増となっております。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ。この御説明の内容は大体理解できたところでした。所管は別になるんですが、例えば、観光・シティセールス課で以前、薩摩川内のスピリッツという登録商標をつくって、そして薩摩川内市を売り込む、だから商品にそのスピリッツを売り込んで、薩摩川内というものを商品とともに売り込むという部分があるんですが、これ今の六次産業の取り組みの中で、いわゆる市が当然補助金を出していますから、薩摩川内市の公金を背負っているという事業ですから、そうした中において新商品が開発したときに、いわゆる薩摩川内スピリッツという形でそこからあたりの横の連携、薩摩川内市を売り込むという考え方もこの新製品の開発の中に取り組みとして入っておられるのかどうかをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○六次産業対策課長（山元義一） 現在、六次産業化実施計画の承認に際しては、申請者に対して六次産業化実施計画承認書というのを額に入れて交付しているところでございます。今おっしゃった、薩摩川内スピリッツというような商品を入れたりするというのは、まだそういう形でのところまでしていないところで、観光・シティセールス課とそのほうとの連携というのはしているところなんですけど、そのロゴマークというところについては、まだ検討段階というところでございます。

以上です。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 今回の特に3件のうちに関しましては、既に例えば、2番目の八重ファームさんなんですけど、観光物産協会のほうが仲介というような形をいたしまして、具体的には昨年度でいいますと年に24回も東京、大阪、福岡のいわゆる大手百貨店なんかの物産展何か出て行っておられます。

我々、今回、直接経費的にはその加工施設が大きいですから機械とか、余りそちらの売り出しとか販路の拡充というところは出づらいたころはあることはあるんですけど、側面的には例えば八重ファームさんが、今、観光物産協会の事業に乗ってやっている部分をより機械を導入することによる作業の効率化、あるいはコスト削減、新商品の開発を含めてそういう部分で売り出しをしていくという部分では、直接ではないかもしれませんが、間接的に連携をしてやっているつもりです。

あともう一つ、下野さんも規模は全然違いますが、やはり本土のほうで現に今つくっていらっしゃるたかえび味噌なんか観光物産協会の仲介もあったりなんかして、いろいろなところで売ったりもされています。

後は5件目の石沢さん、こちらについてはフルトマト、非常にまだ規模は小さいんですけども、今後新しい商品をどんどん拡充されようという計画がございますから、今申し上げた八重ファームさんですとか、あるいは下野さんの例なんかも倣って、そのスピリッツマークをつけるかどうかはまた別といたしまして、物産協会にもきちんと、我々サイドからもプッシュをして売り上げがこの目標どおり達成できるように頑張っていきたいと思っております。

済みません、補足でした。以上です。

○委員（小田原勇次郎） 御説明、大体概要はわかりました。当然、六次産業、第一次産業の収益拡大という部分がメインです。あわせてやはり横の連携をとって、縦割りの取り組みではなくて、横の連携をとって、その中でも販路拡大が図られ、そして薩摩川内市を売り込んでいけるという部分の要素を取り組んでいただければありがたいかなと思うところであります。

以上です。

○委員（江口是彦） 六次産業については、甕島も含めて各地区でシンポジウムや講演会されたりして、六次産業の宣伝をされていると思うんですが、そういうような中で39件の相談件数があったということで、この相談っていうのは具体的に六次産業課に問い合わせたりお出でになったりされてるんですか。それとも支所なら支所段階で六次産業課が出向いてそこで具体的な相談を受けるとか、そういうことをされているのか。

○六次産業対策課長（山元義一） いろいろなパターンがございまして、その農林漁業者の方から直接私どもの課に電話や直接お越しになったりされる方もいますし、支所のほうに話をされて、支所の職員からうちのほうに連絡があって、私どもがその農家の方と連絡をとって支所のほうに出向いて行ってお話をしたりとか、そういうふういろいろなパターンがございます。

以上です。

○委員（江口是彦） そのことでなかなか本庁の六次産業対策課がそこまで出向いて来るっていうのも何でしょうから、今言われたように相談があるときは実態調査とか出向いて行って相談に乗ってあげてほしいなと思います。要望です。

○委員長（川添公貴） ぜひそのように肝に銘じておいてください。

○委員（成川幸太郎） 今の39件のうちの5件がこれまで実際にあったということですね。あと残りが34件あるんですけども、今年度中にこれらの実施に向けて進みそうなものがどの程度あるんでしょう。

○六次産業対策課長（山元義一） 今、この39件のうち、今おっしゃったように5件の方が承認を受けていらっしゃると思います。それ以外の方で実際、もうこの計画のほうの作成に向けた協議が進んでいらっしゃる方が3名ほどいらっしゃると思います。それ以外の方で、まだこの六次産業化に向け

た前段階という形で協議が進んでいращやる方が四、五団体ぐらいいらっしゃるといような状況でございます。

以上です。

○委員（瀬尾和敬） この六次産業化に関しては、例えば申請者と皆さんの査定というのが折り合えば、幾らでも幾らでもふやしていくことになるんですか。どんな予定なんですか、これは。

○六次産業対策課長（山元義一） その計画の策定に向けては、まず計画策定の段階において、申請者の方と事前に何回もやりとりしております。

○委員長（川添公貴） 質問が違う。今後の展望を。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 私のほうから答弁をいたします。

今までも本会議やこの委員会場で申し上げたことがあるかもしれませんが、薩摩川内市の六次産業化というのを考えたときに、市長も本会議でかなり前に申し上げたと思いますけど、例えば10段階で言うとゼロとか1とか2の段階である、かなり六次産業化が県内でもおくれて、九州でもおくれて、全国的にもおけているというのが我々の基本的なスタンスです。

それを例えば、県内でいえば指宿ですとか鹿屋ですとか、九州管内でいえば熊本とか宮崎ですとか、ああいうところできるだけ早く追いついていくためにどうするかというのは、我々としては、とりあえずまず実施計画の承認をできるだけふやして、この市の補助事業に乗かって、実際に経営が改善された、売り上げが上げられた方を一人でも多く挙げたいというのを当面の目標にしております。そのための、今、例えば個別の経営相談以外では基礎講習会ですとか、シンポジウムですとか本当に掘り起しのところからやっています。ですので、基本計画上でその昨年3月につくった六次産業化基本計画上で一つの目標を立てましたけど、それが達成したからいいとかっていうことではなくて、我々のスタンスとしては今の段階では、初期段階として1件でも多くそういう芽を育てていきたいというのを考えております。

以上です。

○委員長（川添公貴） もう一つの質問が、そういう展望だったんですが、多分予算と絡めて例えば何年度ぐらいまでにこの予算を幾らぐらい計上するのかという意味で無限増という言葉が出たと

思います。ですので、平成30年度を目途、平成31年度目途、年度ごとに1億、2億、3億という答弁が必要かなと思います。それがなければ次回で結構ですが。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 予算的に何億というのはちょっと私からも、予算の全体の枠とかもございますし、言いづらいんですけども、件数であれば、先ほど申し上げた基本計画で、この5年間の計画なんですけど、新しい新規で六次産業化に取り組む方を10件をしたいというのがございます。ただ、制度上は新規だけではなくて、既存の計画の方も一定の要件に該当すれば補助を出すようにしてございますので、ことしは7,100万円、ちょっと実はこの今5件でかなり予算もきつく、正直、現状としてはなっております、今年度だけでいうと3件ですけども、ちょっと補正をお願いをしなきゃいけないのかなというように検討を今始めているところでございます。

金額については何年度で幾らっていうのは非常に言いづらいです。申しわけございません。

○委員（瀬尾和敬） この六次産業化に取り組むというのは、これもう全国的に国も推奨する、そういうときでもありますし、どうなるかわからないということではなくて、いや結構やりますよというのを対策監として言われるぐらいになってほしいなと思います。もやもやとわけのわからんことをこちらに押すんじゃなくて、ぜひそういうつもりで頑張ってください。

○六次産業対策監（小柳津賢一） 頑張ります。

○委員長（川添公貴） 関連した資料等がありましたら、次の委員会でも、12月でも結構ですし、またお願いしたいと思います。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、六次産業対策課を終わります。御苦労さまでした。

△商工政策課の審査

○委員長（川添公貴） 次に、商工政策課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 一時中止してありました

議案第80号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○商工政策課長（宮里敏郎） それでは、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の商工振興課分について御説明させていただきます。

薩摩川内市、各会計予算書、予算に関する説明書第1回補正の24ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費で、補正額197万8,000円のうち、商工政策課分は創業支援事業補助金の87万円でございます。

では、内容について御説明いたしますので、別冊でお配りしております企画経済委員会資料商工観光分の1ページをお開きください。

今回、実施いたします創業支援事業につきましては、本年2月に経済産業省の産業競争力強化法に基づき、国からの認定を受けました創業支援事業計画に従って、市と連携しながら創業支援事業者であります川内商工会議所、薩摩川内市商工会が実施いたします創業支援事業を支援し、新たな起業と雇用の創出を促進しようとするものでございます。

今年度の事業内容は、(2)に記載のとおりでございますけれども、まず第1段として基礎編としての創業セミナーを開催いたします。ここで、約30名の新規創業希望者に受講していただき、次に第2段階といたしまして実践編といたしまして創業塾を開催することとしております。ここでは、セミナー受講者のうちの約半数の15人をより具体的な創業予定者として支援し、第3段階の実現編におきまして、商工会議所、商工会の経営指導員によります伴奏型の支援を行うことで、最終的に7名の新規創業者を目指そうというものでございます。

具体的な創業セミナーにつきましては、9月に商工会議所、商工会館内でそれぞれ

1回ずつセミナーを開催いたします。その中で創業に関する基礎的な知識の習得、意識、意欲の向上を図ってまいります。

創業塾につきましては、セミナーを受講した方々を対象に商工会議所におきまして、10月から5回にわたり開催する予定でございます。創業に必要なノウハウの習得を目指していただきます。

今回の創業支援事業で受講者への大きなメリットといたしまして、セミナーを受講された方々が

新たに企業される場合、市が証明書を発行することになりますけれども、その証明書発行を受けることによりまして、株式会社設立時の登録免許税の軽減や創業関連保証枠の拡充などの特典が受けられることになります。

今回の補助対象事業者につきましては、川内商工会議所としております。

今回の事業費の総額は280万円で、このうち補助対象経費の3分の2は国からの補助金、残りの3分の1を市が補助しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

ここで、審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行います。説明をお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎） それでは、三つの事業につきまして報告と説明をさせていただきます。

では、委員会資料のほうの2ページをお開きください。

まず1点目、まち×人トライアル事業について御説明いたします。

この事業は、中心市街地、太平橋通りにあります空き店舗を市が借り上げ、新たな起業家の発掘や育成と中心市街地の活性化を図るためにチャレンジショップ、アンテナショップや各種団体によるイベント広場、会議室等に活用する場を提供する事業でございます。

今回、借り上げができる施設の期間については、1日から最長1カ月でありまして、利用を想定している団体としましては新規創業の予定をしている個人、団体、あるいは地区コミュニティ協議会、そのほか各団体NPO、個人、それから民間企業など全てを予定しております。借り上げられる店舗につきましては、場所は下の図面のとおり山形屋の隣で約40坪です。店舗の名称はL i v

e n +としておりますけども、人が多く集って、活性化が生まれる施設になればという意味でつけた造語でございます。

我々が想定する利用形態としましては、新規創業を目指す個人や企業が行うチャレンジショップ、アンテナショップ、商談会、展示即売会、高校・大学のサークル活動、地区コミが行うコミュニティビジネスとしての会場と幅広く皆さんに利用活用していただきたいと考えております。

利用料金について、1日3,000円でございますけど、地区コミ、自治会、学生などが利用される場合については免除の規定も設けているところでございます。

この事業は、株式会社まちづくり薩摩川内に委託し、施設の管理運営とあわせこの場所のPR、あるいは自主計画によるイベントの実施等もお願いしているところでございます。

まち×人トライアル事業についての説明は以上でございます。

続きまして、2点目。

スーパープレミアム商品券事業について御説明いたします。資料は続くページの3ページでございます。

第1段として実施いたします中元期のスーパープレミアム商品券事業についてでございますけれども、今回は川内商工会議所と薩摩川内商工会がそれぞれの所管区域で利用できる商品券の発行をするものでございます。

名称がそれぞれスーパーおおつな、スーパープレミアムというふうに名称がつけられておりまして、発行額が、会議所管内が2億1,000万、商工会管内が9,000万円の合計3億円です。これにプレミアム分20%、6,000万円を加えた発行総額が3億6,000万円となります。いずれも1,000円券6枚つづり、計6,000円分につきましては5,000円で販売することになります。販売開始は7月5日、日曜日、9時からとなります。販売期間及び利用期間は7月5日から9月30日までとなっております。

券の販売場所でございますけども、スーパーおおつなは川内商工会議所で、スーパープレミアムのほうは薩摩川内市商工会の本所及び各支所で実施されます。

利用店舗につきましては、スーパーおおつなが商工会議所管内の約280店舗、スーパープレミ

ムが商工会管内の約210店舗というふうに聞いております。

一人当たりの購入限度額は20セット10万円で1回の買い物で利用できる商品券の限度額を20万円とされております。

続きまして、3点目、資料4ページになりますが、FIMの跡地の取得の概要につきまして報告をさせていただきます。

FIM跡地の整備状況と今後のスケジュールでございますけども、まずFIMの跡地の面積は10万9,651平方メートルで取得予定額は2億5,000万、これは今まで言ってきたものと一緒でございます。

これまでの経緯ですけども、平成25年10月にFIMの操業が全て終了し、平成26年1月に土地売買に係る基本合意を市と締結いたしました。翌2月から上屋の解体工事に着手され11月から土壌対策工事に着手されております。この中で当初引き渡し日を平成27年3月ということで協定しておりましたけれども、土壌再調査に伴う更地化工事の工期延長が生じたために1年間延期し、平成28年3月としているところでございます。

なお、このことについては議会の皆様方へは主要事項報告で報告させていただいております。

5月末の工事の進捗状況でございますが、全体で70%と報告を受けております。今後のスケジュールですが、更地化工事の完成する12月議会において土地取得の補正予算要求をさせていただき、1月に土地売買の仮契約を締結、3月の議会で審議承認をいただき、本契約とした後、土地の引き渡しを市が受けたという考えでございます。その後、市の工業団地として企業誘致に努め、分譲開始をしていきたいということを考えております。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございました分を含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）スーパープレミアム商品券事業についてちょっとお伺いしたいんですが、換金手数料は2.5%ということで、加盟店が負担する費用はこれ以外にはないんですね。

○商工政策課長（宮里敏郎）3ページの資料に

書いてありますとおり、それぞれの換金手数料は0.5%ですので通常これになりますけども、商工会議所さんのほうではこのために1件当たり1,080円の加盟料を取られるというふうに聞いております。

○委員（成川幸太郎）それ以外はないですね。いろいろ聞いたら0.5%が5%の手数料を取るんじゃないかというような話も出てたんで、ちょっと確認をしようと思っていたら0.5%と書いてあるので、これは間違いないんだろうなという確認です。

○委員（江口是彦）このスーパープレミアム商品券のことで、きのう電話をいただいたんで、そのままお届けします。この券、もちろん商工会議所管内、それから商工会、全然別々で使える場所も違うんですけど、この9月30日までっていうのは短いんじゃないか。これまでに、例えば10万円買ったとしても9月30日までは短いんじゃないですかということを、僕もちょっとどんかなと思いつながら、お伝えしますとだけ言ったので一応、どんなもんなんですか。ほかのところと比べてもどうなんですか。今ほとんどのとこしてますけど。

○委員長（川添公貴）質問はきちっとまとめて要点を言ってお願いします。多分、9月30日じゃ短いんじゃないか、その理由、2点について回答をお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎）国からの指導もあって、消費喚起のための今回プレミアム事業ですので、短期間で消費が喚起できるようにしなさいという指導に基づき、うちの場合については7月、8月、9月、3カ月間で利用していただくような商品券になっておりますけども、過去の実績からいっても、平成21年にあったときの第1弾についても中元期にやったときも9月末まで、また歳末期にやったときも3カ月の中で今までも全て利用まで終わっていますので、十分この間で利活用していただけるというふうに思っております。

○委員（成川幸太郎）もう一つちょっと不思議なのが、購入限度額が10万円なのに1回の利用限度額が20万円ということは、これも一家族で複数買ってくださいということなのか、二度、三度並んで買えっていうことなのか、これはちょっとやっぱり不思議に感じるんじゃないですか。

○委員長（川添公貴）課長、明確に答えるよう

に。

○商工政策課長（宮里敏郎）わかりました。ただいまの質問ですけど、これは一人当たり10万円で、これは高校生以上買えるっていうふうにしていますので、家族、御夫婦だと20万円まで買える、当然、家族で家族のものを購入される場合も想定されますので、それは消費を喚起してたくさん買っていただくために、家族で買われる場合を想定して1回当たり20万円というような設定をしてあるところでございます。

○委員（成川幸太郎）そうすると前と一緒に基本的に購入限度額を設けるんだったら購入限度額ぐらいにしておかんと、恐らくこれだったら、みんな家族買って、50万分買って、前回あったように車を買った、販売店として分割してきょう20万、あした20万って払えばわからんわけでしょう。

○商工政策課長（宮里敏郎）そこは購入される方、あるいは販売店の方のきちんとした良心に訴えるしかないと思っているんですけども、今回、1回当たりの購入について20万までしか使えないという制限は、今回新たに設けていただいた制限ですので、普通に家族で使って、例えばさっき言われた車を買うような場合でも、例えば100万の車を1回当たりで購入する場合については、事業者のほうも商品券使えるのは20万円までですよということで周知をさせていただいているところです。

○委員（江口是彦）それから、この券は市外の人も買えるということになっているみたいですよ。つまり、さっき何回か並んで10万を20万買うのっていうちょっとあれも出ましたが、市外の人も買えるってことは、申請をさせるんでしょうけど、私、前買ったとき商工会議所ならあそこへ行って住所、氏名書いて券をいただくということにするわけですが、市外の人ももちろん身元確認なしでも売れるってことですか。

○商工政策課長（宮里敏郎）この券については、もちろん市外の方も買っていただいて、市内にお金を落としてもらおうということでございますので、当然市外の方も買えます。あと、受付の段階で、確か前回も名前まで書くというのはさせてないと思うんですけども、今回は住所とか性別とか聞き取れる段階の分を聞き取って受付簿はつくってもらおうということにしております。

○委員長（川添公貴）あわせて市内の方が買えないという状況が生まれないのかという心配をされた。

○商工政策課長（宮里敏郎）お一人当たりの限度額が、買われても10万円ということについては、販売される会場におきましてもきちんと周知をする予定でございますので、ただ、どうしても早い者勝ちというふうになってしまいますので、売り切れて買えなかったという方も後々は出てくる可能性はあると思います。

○委員（江口是彦）今言ったのは、市外の方が大量に買うということはないのかな。僕は正直に鹿児島市でちょうどイオンで買い物、そしてイオンでも売り出し日だったんです、このプレミアム券が。買えるのかなと思って、せっかくだから3万円ぐらいここで券を買って使おうかなと思ったら、鹿児島市は市外はだめですから、市民でないと買えませんでしたから、ここは買えるということを知って逆に薩摩川内市民が買い損ねるというのか、どれぐらいで売り切れてしまうか想定しにくいんですけど、そんなことは想定されませんか。

○商工政策課長（宮里敏郎）今回のプレミアム事業については、ほとんど各市で取り組んでおりますので、例えば、今までもそうですけど、市外からたくさん来て市内の方が買えなかったという苦情等は聞いておりませんので、その分についてはそういうことはないのかなと思います。

逆に、鹿児島市さんが鹿児島市限定にしたのは、鹿児島市が大消費地ですので、例えば鹿児島が市外まで受け入れてしまうと逆に薩摩川内市の市民の方も鹿児島に行って購入していただくと周りの市の分は市が発行するプレミアム商品券が売れなくなるということから、そういう配慮もあって恐らくシャットアウトされたんじゃないかと思えます。その分については我々にとってはよかったのかなというふうに思っているところです。

○委員（成川幸太郎）もう1点、小売店の人が非常に心配されているのが、先ほど商工会議所管内280店舗、商工会が210店舗と言われたんですけども、これが大型商店というのは旧川内市側に集中しているんで、商工会の券を買った人が川内市内に持って来て使おうとされるとのが非常に心配だ、それは苦情になりかねないということを言われた。そこら辺がどこまでうまくいくの

かなという心配があるようですが。

○商工政策課長（宮里敏郎）今言われるように商工会が発行した分については、商工会の事業所内ということになりますので、そこは販売されるときにポスター、それからその商品券にもその旨明記して使える店舗もきちんとこういうところで使えます、また川内の例えば山形屋とかで使える分については商工会議所が発行する券をお買い求めくださいというのを商工会のほうでもきちんと説明できるようにということで連携をとっていただくことにしております。

それに対応しようということでございます。

○委員（成川幸太郎）そこら辺が徹底されるように。非常に困るのは町の商店の人たちで、対応するのは店の人なんです。売っている人が対応しているわけじゃありませんので、せっかくなのになぜ買えないと言われることが一番怖いということです。それ本当周知していただくようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、商工政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時44分休憩

~~~~~

午後2時45分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△交通貿易課の審査

○委員長（川添公貴）それでは、交通貿易課の審査に入ります。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）一時中止してありました議案第80号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○交通貿易課長（佐多孝一）それでは、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、交通貿易課分について御説明申し上げます。

す。

歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書24ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費、説明欄、事項在来線鉄道対策事業費2,411万6,000円は限之城駅トイレ整備に関する経費でございます。

事業の内容につきましては、別途企画経済委員会資料で説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。

限之城駅トイレ整備につきましては、既存の限之城駅トイレが一時使用停止となるなど、老朽化が著しいことから地域の要望及び駅利用者の利便性の確保を図るため新たにトイレを整備するものであります。

トイレの仕様としましては、男子・女子トイレのほかに、多目的トイレを設置する予定でございます。

財源としまして、企画政策課の歳入予算で一括措置してあります地区振興事業補助金1,190万円を充当する予定であります。

また、今後のスケジュールとしまして、平成27年10月をめどに工事着工し、平成28年3月に供用開始予定でございます。

次に、予算に関する説明書の24ページにお戻りください。

事項並行在来線鉄道対策事業費169万円は、限之城駅トイレ整備を年度内に供用開始するために限之城駅トイレ整備の設計業務委託料を並行在来線鉄道対策事業費の工事請負費から在来線鉄道対策事業費の委託料へ流用したため、並行在来線鉄道対策事業費の工事請負費の予算に不足が生じたために補正するものでございます。

次に、同ページ、7款1項2目商工振興費、説明欄、事項川内港利活用推進事業費でございます。この110万8,000円は薩摩川内ポートフェアに関する経費でございます。

事業の内容につきましては、別途企画経済委員会資料で説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。

薩摩川内ポートフェアにつきましては、川内港ターミナルを活用した交流イベントを開催し、集客を図ることで川内港を活用した物流、川内甕島航路及び友好都市との交流を市民に周知し、理解を深めるとともに地域の活性化を図るものでござ

います。

財源としまして、鹿児島県地域振興推進事業補助金55万3,000円を充当する予定でございます。

また、実施日は平成27年11月を予定しております。

それでは、続きまして歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書10ページをお開きください。

地域振興推進事業補助金805万3,000円のうち、55万3,000円が本課の薩摩川内ポートフェア事業に関する歳入予算として措置してございます。

以上、交通貿易課に係る平成27年度一般会計補正予算についての説明を終わりますが、御質疑に対します数値など細かなデータの回答につきましては、課長代理以下、主幹、グループ長からも回答させますことを御了承ください。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

○委員（杉蘭道朗）限之城駅トイレについて伺いをいたします。

地域住民、利用者含めて長い間要望ございまして、今回予算措置をしていただきました。ボランティアグループ等々も月1回いろいろとされておったみたいですが、現状のトイレが非常に老朽化というか、傷みが激しくて悲惨な状況であったというふうに伺っております。その中での整備事業ですから、それはそれで非常にありがたいなというふうに思うんですが、今のそのトイレが建っている敷地というのは、これはまず1点、そこはJRのものなのでしょうか。

○交通貿易課長（佐多孝一）JRの敷地でございます。

○委員（杉蘭道朗）本来、トイレ設備等に関してはJRが本来やるべきであって、いろいろ市のほうで検討、やりとりあったんじゃないかなと思うんですが、まずそこをお聞きしたいなというふうに思います。JRとの協議の中でJRとしては頑なにやれませんかということであったのか、ちょっとそのようにも聞いているんですが、そこをまず教えてください。

**○交通貿易課長（佐多孝一）** JR九州とは今まで協議を何回か続けてきました。その中でJR九州の考えが、まず無人の駅については、新たにトイレは設置しない。それと今走っている列車の中にトイレを備えているということで、今後は、先ほど言いましたように隈之城駅も対象なんですけど、そういうトイレは設置しないということを言われています。その中で市のほうで設置することになりました。

**○委員（杉蘭道朗）** 本来はJRで、今言われた理由はあったにしても、それはもう列車の中にあるにはあるんでしょうけども、待ってる間のことの話なわけで、それはいいんですが、わかりました。

あと一つ、当然、きれいな洋式のあれができるんですけど、あとの維持管理、ここの費用的な部分っていうのはどちらがしていくのが、結局つくってやったんだからあとはJRで見なさいよと言いたいところでもありますけど、そこはどうなっていますでしょうか。

それと、今のトイレが撤去を当然されるわけで、その間、この新しい新設のトイレができるまでの間、仮設のトイレなりを設置をされるのか、そこまで教えてください。

**○交通貿易課長（佐多孝一）** 維持管理につきましては、地元のれいめい中学校、れいめい高校、あと隈之城地区コミュニティ協議会が維持管理をしていくということで話を進めています。

それと、今言われました工事期間中の仮設トイレにつきましては、JR九州のほうで設置することをお願いしております。

**○委員（江口是彦）** 川内港の交流イベントを11月に予定されているようですが、金額的には110万で、内容を見るといろんなポスター掲示とか、なかなか川内港って集客するにはそんな人が来るような場所でないんですけど、内容という、交流イベントの内容も、僕は今ただ聞いただけですけど、地味なイベントに見えるんですが、何か目玉というかあるんですか。今考えておられる交流イベントの。

**○交通貿易課長（佐多孝一）** 川内港ターミナル、いわゆる高速船甕島が終着する港でございます。こちらのほうで川内港を、まずは一点皆さんに知ってもらおうということで、まず川内港は外交貿易もしていますので、そういう意味の中で外国から

の輸入の関係の商品であったり、逆にこちらから外国に出している分の商品であったりとか、あと友好都市との交流等の関係の分を皆さんに周知したいというのが一つと、あと地域で川内港ターミナルの活性化協議会という組織がありますので、その方々と一緒に地元の方々が中心にしている組織ですが、その方々と一緒にタイアップして11月同日にイベントをこちらでしたいというふうに考えております。

**○委員（江口是彦）** 僕はこのイベントの催しの雰囲気がついてないんですけど、例えばイベント用のテントを張ってやるとか、あの広場で、そういうイメージですか。

**○交通貿易課長（佐多孝一）** 江口委員のおっしゃるとおりでございます。

**○委員（小田原勇次郎）** 予算についてちょっと教えてください。

予算書の24ページの在来線鉄道対策事業の部分。私なりに今回歳入で県補助金が800万幾ら入ってまして、この在来線対策事業のところも国県支出金が750万計上されておるんです。この部分は、最初の説明では一般財源がトイレの費用には1,200万計上されていまして、この750万の補助金の部分はどこに充てられたのかなと思ひまして。歳入はこの750万と下の商工振興費の55万3,000円の合計額が歳入部分には上がってきているんですが、県からの県地域振興推進事業補助金、750万、別の事業に充てられたのかな、どうなのかなと思ひまして。

**○財政課長（今井功司）** この7款1項1目の750万の充当先につきましては、説明がありましたとおり在来線の工事請負等の経費に750万充当しているところでございます。

その2目のほうの55万3,000円はこれは今お話がありました川内港利活用のポートフェアのほうに110万8,000円の財源ということで55万3,000円充てているということでございます。

**○委員（小田原勇次郎）** そうすると、これは私の認識不足なんでしょうが、補正予算の概要の12ページ、これはトイレ工事の工事請負費とおっしゃったですね。トイレ工事が、一般財源が全部1,200万計上されているもんですから、県補助金の充て先がないんだなと思ひながら予算書を拝見したとこなんですけど、ここはどうなんでしょ

うか。

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。

~~~~~

午後２時５８分休憩

~~~~~

午後３時１４分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。予算書の２４ページをお開きください。

予算書２４ページの国県支出金、これ、県支出金の７５０万になりますが、こちらの充当事業を、先ほど説明欄の在来線鉄道対策事業費のほうの財源ということで説明をいたしました、そちら訂正をさせていただきまして、その下の並行在来線、つまり薩摩高城駅の当初予算に措置しておりました事業に対しまして、県から追加で内示を受けたもので、今回、補正で財源だけ７５０万を予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（川添公貴）よろしいですね。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。ここで審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。資料をいただいているみたいですので、説明をお願いします。

○交通貿易課長（佐多孝一）それでは、所管事務調査として委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

企画経済委員会資料の６ページをお開きください。初めに、１、友好都市交流関係についてでございます。

まず、中国常熟市友好都市交流では、青少年スポーツ交流の派遣を、８月１日から５日、経済交流団の受け入れを９月２日から３日に予定しております。なお、今回の経済交流団受け入れについては、川内商工会議所が受け入れ主体となっております。

次に、（２）韓国の昌寧郡友好都市交流事業についてでございます。公式訪日団と日韓友好薩摩川

内市・昌寧郡青少年スポーツ交流団受け入れを、８月２０日から２２日、２泊３日に予定しております。

次に、２、祁答院地域デマンド交通「けどういん号」についてでございます。

事業概要でございますが、祁答院地域では、少子・高齢化、地域人口の減少により利用者が減少し、乗客のいない「空バス」が発生するなど、非効率的な運行状況となっていることから、より効率的な公共交通システムとしてデマンド交通を導入し、これまでの１日２便から３便に増便し、またコースを見直すなど、利便性の向上を図るものでございます。

運行事業者は祁答院タクシーで、運行開始日は７月１日を予定しております。

次に、資料の７ページをお開きください。薩摩川内港のポートセミナーについてでございます。

薩摩川内港の利用促進や企業誘致につなげるため、船社・物流商社・製造業等の港湾関係企業を招き、本港の港湾サービスを紹介するものでございます。

本年は、平成２０年以来、７年ぶりの東京開催とし、開催日時は７月２７日月曜日を予定しております。

以上で、交通貿易課関係について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、所管事務全般について御質疑あればお願いします。御質疑ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）御心配をおかけしました祁答院のデマンド交通のことなんですけど、もう間もなくスタートするんですが、地域の方々への周知とかはうまくいきましたか。

○交通貿易課長（佐多孝一）今まで地元での説明会を老人クラブの方々、それと地区コミの方々について、説明会をずっと続けてきました。その中で、今回の１日を迎えるところですが、今のところ地元からの御意見はいただいておりますが、これに関して反対といえますか、そういった意見はないところでございます。

説明会の回数が、６月末現在で１２回開催、参加者が２１３人、今現在で利用登録をされた方が１３４人でございます。

以上でございます。

○委員（瀬尾和敬） 入来で始まり、そして東郷、そして今回祁答院ですけど、期待している方もとても多いですので、いいふうになりますように見守っていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員（成川幸太郎） 資料にないやつなんです、新聞をにぎわわせておりますななつ星が、来年の3月からおれんじ鉄道に入ってくるということで、ちょっと内々では試運転が、もう近々されると、入ってくるということを聞いているんですが、川内市にとまるということがありますか。そこ、わかってるんですか。

○委員長（川添公貴） 資料をお持ちですか。持ってなければ、その旨。

○交通貿易課長（佐多孝一） この質問に対する資料を、今現在持ってないということで、回答ができないところです。

以上です。

○委員長（川添公貴） わかったら、また報告かなんか、棚入れをしていただければありがたいと思います。よろしく願います。よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、交通貿易課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後3時19分休憩

~~~~~

午後3時20分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（川添公貴） それでは、市民スポーツ課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 議案等はございませんが、所管事務の資料があるので、説明方よろしく願います。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、所管事務について御説明を申し上げます。

資料のほうは9ページのほうをお開きください。まず、第75回国民体育大会についてでございます。御承知のとおり、5年後の平成32年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されてございます。また、同年に第75回国民体育大会を鹿児島県で開催予定でございまして、その作業が進められているところでございます。

（1）のかごしま国体開催時期につきましては、平成32年9月中旬から10月中旬の11日間以内と定められております。開催の5年前であります本年7月ごろに、本件開催の内定を得まして、最終的には開催3年前の平成29年に本件開催及び会期の決定がなされることになってございます。

次に、（2）の実施競技等につきましては、正式競技37競技、特別競技1競技、公開競技5競技を実施することになってございます。なお、県内居住者を対象とする競技のデモンストレーションスポーツにつきましては、今後、実施競技及び会場市町村が選定されることになってございます。

次に、（3）の愛称・スローガン・マスコットキャラクターにつきましては、さきの県準備委員会総会で決定されたところでございます。愛称「燃ゆる感動かごしま国体」、スローガン「熱い鼓動、風は南から」、マスコットキャラクター「ぐりぶファミリー」でございます。

（4）の本市で開催される競技は、ホッケー、バスケットボール、ウエートリフティング、軟式野球、空手道の5競技でございます。会場につきましては、資料を御参照いただきたいと思います。

続きまして、資料の10ページをお開きください。薩摩川内市スポーツ推進計画策定についてでございます。

まず、（1）の計画策定の考え方でございます。スポーツ基本法に、地方公共団体におけるスポーツ推進計画は、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されてございます。近年のライフスタイルの変化、少子高齢化、地域社会の空洞化など、社会環境の変化と長寿社会の拡大などによる健康づくりの高まりなど、スポーツに対するニーズは多様化してきております。このように、スポーツを取り巻く環境が変化する中で、本市におきましても、広く市民がスポーツにかかわれる環境の整備を推進す

るため、今回、計画を策定しようとするものでございます。

策定に当たりましては、上位計画であるスポーツ基本法等を踏まえながら、第2次薩摩川内市総合計画及び薩摩川内市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる教育大綱と整合性を図り策定することにしてございます。

次に、(2)の計画の期間は、平成28年度から、来年度から、平成37年度までの10年間でございます。なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、計画期間の中間年である平成32年度に見直しを行うことにてございます。

次に、(3)のスケジュールにつきましては、既に、昨年、市スポーツ推進審議会に諮問を行ったところございまして、本年8月にパブリックコメントを実施し、10月に審議会の答申を得まして、庁内手続等を経まして、来年3月に計画の決定を行う予定でございます。

資料の11ページから概要版をお示ししておりますが、御参照いただきたいと思います。

そこで、資料の14ページをお開きいただきたいと思います。本市のスポーツの現況と課題等を踏まえまして、「いつでも、どこでも、だれでもスポーツ活動を楽しむ環境づくり」を基本理念としまして、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、スポーツ環境の充実、スポーツ振興による地域の活性化の4つの基本方針、13の基本施策で構成しまして策定することにてしております。

なお、今後、当委員会には説明が必要な都度お示しし、御意見等を賜りたいというふうに考えてございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしく願います。

**○委員長（川添公貴）** ありがとうございます。ただいま説明がございましたが、以上を含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 済いません、私は、前お伺いして、ちょっとど忘れをしてしまいました。当初予算で、市民スポーツ課の当初予算は、教育費で予算措置されてましたかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○委員（小田原勇次郎）** 今後は、いわゆる所管に係ったことによる予算の考え方は、教育費のま

までいかれるのか、そこあたりはどんな状況でしょうか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 市民スポーツ課の分については教育費の中で計上をしていくというふうに聞いております。

**○委員（小田原勇次郎）** ありがとうございます。

**○委員（成川幸太郎）** 市民運動会のアンケートをとられてるというような話を聞いたんですが、どういった内容のアンケートで、もし、終わっているんであったら、そのアンケートの結果等が、もしわかれば教えていただけたらと思います。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** 運動会のアンケートにつきましては、市民運動会の考え方ということで、実は、昨年12月から本年1月にかけて実施をしたところでございます。48地区体育協議会、いわゆる、イコールコミュニティ協議会になりますけれども、48地区の体育協会から回答を既に得まして、調査結果の取りまとめを現在行ったところでございます。

しかしながら、市民運動会につきましては、全市が関係し、多くの関係団体が参画してございます。それと、当日約7,000名の方々が参加するなど大きな行事でございますので、市としても慎重に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

このような中で、現在、市からいただいております体育協会等々の団体などとも、今現在、調整がまだ進んでいない段階でございまして、時間を要していることは、重々、我々としても認識しておるんですけれども、そのような状態であることから、まだアンケートの結果をお示しできないという状況でございます。これについては御理解をいただきたいと思います。今後、当然ながら一定の時期には、当然、関係団体を含めまして、結果を含めまして協議をするとともに明らかにしていきたいと思っております。当然、この議会のほうにもお示したいと思っておりますので、重ねて御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** 今、答弁の中で「48体育協会、イコール48地区コミュニティ協議会」という答弁されましたが、正しくないんじゃないんですか。

**○市民スポーツ課長（坂元安夫）** これにつきましては、イコールという言い方が適切ではなかったかもしれませんが、いわゆる各地区体育協会に

お願いしまして、いずれにしても、その地区コミ会長さんにもそういうアンケートをするというのを実施しますちゅうことをお願いしてございます。全く同じものをお示ししまして、地区コミとも協議を踏まえて回答をいただきたいというふうをお願いしたところでございます。そういう意味でイコールという言い方をしたところです。

○委員長（川添公貴）いやいやいや、「４８体育協会」とおっしゃったでしょ。「４８体育協会」はないはずなんだ。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）「４８地区体育協会」です。「地区」です。

○委員長（川添公貴）なら、「地区体育協会」じゃなあ。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）済いません、呼び方としては、ちょっと地域によっては……。

○委員長（川添公貴）ちょっと休憩。休憩します。

~~~~~

午後３時２９分休憩

~~~~~

午後３時３２分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）ここで本会議にかえします。

この件については、９月の委員会において、資料を精査し、出せるようにお願いしておきたいと思います。本日のところは答弁も出ないようですので、９月出していただくようお願いしておきたいと思います。

○委員（成川幸太郎）薩摩川内市スポーツ推進計画ができていくということで、いろいろ今後のあり方を書いてあるんですが、スポーツ環境の充実ということも書いてありますけれども、今、薩摩川内市はアリーナを中心に、いろんなスポーツ施設が充実してきているところなんです、ある団体から、非常に、あんだけ整備された中でプールだけは非常に惨めだと。実は、きのうかな、きょうかな、中体連も行われるけど、雨が降りやあ雨の中に、どしゃ降りの中でせなきやいけないんだと、こういう室内プールが、これから全てのスポーツ施設を整備する中でプールというものを、もうちょっと検討される考えはあるんでしょうか聞いてくださいということだったんで。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）全市的な大き

な計画になってきますので、まず、総合運動公園地域については、現行、その土地の問題をいいますと、敷地的には、かなり、今の既存の施設では、新たな構築物なり、その建屋はちょっと難しいというふうに聞いております。今現在、プールにつきましては川内プールがございます。それと、樋脇地域、それと甑のほうには、上甑、里、鹿島というふうに、市のプールがございますので、そこら等の施設が、かなり同類の施設がございますので、そこらとも考えながらしていかないとけないちゅうふうには思います。

ただ、今のところ、その総合運動公園内へのプールの建設計画というのは、建設部のほうからは聞いておりません。

以上です。

○委員（成川幸太郎）今の、そのいろんなところに市の直営するプールがあるのはわかるんですけども、総合的に、市の大会とかいろんな大会を誘致するということができない環境にある。まして、今の川内プールは駐車場も十分でないというようなこともあるので、今後、その建設が企画するんじゃなくて、ここで企画して提案をしてつくってもらえるのか、もらえないのかってことは、何ら、やっぱり所管する市民スポーツ課が取り組む意思があるかないかによって変わってくるんじゃないかと思いますので、ぜひ、前向きな御検討をお願いしたいと思います。

○観光・スポーツ対策監（古川英利）先般、公共施設の白書ができたばかりであるんですけども、地元のニーズとしては、プールの改修については非常に大きい声が来ているというのは把握しております。あわせて、今から国体に向けての改修の話もございまして、今度の総合計画、実施計画の中でどう位置づけられるか、そこに間に合うかどうかということも含めて、既存の総合運動公園の機能の検証も含めて相対的に検討する必要があるんじゃないかという認識で、市長以下、今、考えているところです。

御要望については十分認識しておりますので、もう少し全体像の調整の中で、また検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（成川幸太郎）よろしくお願いします。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑が尽きたと認めます。

以上で、市民スポーツ課を終わります。御苦勞
さまでした。9月はよろしく申し上げます。

ここで休憩します。

~~~~~

午後3時37分休憩

~~~~~

午後3時38分開議

~~~~~

△観光・シティセールス課の審査

○委員長（川添公貴）本会議に返します。

それでは、観光・シティセールス課の審査に入  
ります。

△議案第62号、議案第73号、議案第  
74号

○委員長（川添公貴）議案第62号薩摩川内市  
里交流センター甕島館活用推進条例の制定につ  
いて及び議案第73号財産の無償譲渡について及び  
議案第74号財産の無償貸付について、以上3件  
を一括議題といたします。説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）それでは、議案の説明に  
入らせていただきます。

まず、議案第62号でございます。議会資料の  
4ページをお願いいたします。よろしいでしょ  
うか。提案の理由は、甕島館に対する必要な助成措  
置などを定め、財産の有効活用、民間活力の活用  
を推進することにより雇用機会の拡大を図り、も  
って市民の利便に資するとともに、市政の発展に  
寄与しようとするために条例を制定したいという  
ものでございます。

条例の概要は、指定事業者に対しまして補助金  
の交付及び固定資産の課税免除等の助成措置を行  
うもので、①の営業費等補助金は、事業者が事業  
開始のために要した経費のうち、甕島館の固定資  
産評価額の100分の6以内の額で、3,000万  
円を限度とするものです。

②の温泉改修費補助金は、昨年12月1日時点  
の現状渡しで募集中であった2月に温泉施設の泉  
源のトラブルが発生し、調査の結果、復旧に多額  
の経費が発生することが判明したため、協議中で  
あった事業者の意向、これは温泉を利用したいと  
いう意向を確認しまして、その復旧のための補助

金として4,000万円を限度とするものでござい  
ます。

③の固定資産の課税免除は、甕島館の家屋及び  
償却資産に対して課する固定資産税を5年間免除  
しようとするものでございます。補助の要件は、  
表の中の右側のとおりでございますが、今回の条  
例の提案につきましては、これまで報告しており  
ましたとおり公募期間中、公募締め切り以降も含  
め、複数回、甕島館の現地調査を重ね、真剣に民  
間譲渡について御検討いただいた事業者との協議  
を重ねてまいりました。その中で、事業着手に当  
たつての条件について庁内で議論した結果、甕島  
館は、他の宿泊施設に比べて、甕島の観光振興に  
大きな影響があると判断し提案したものでござい  
ます。

次に、譲渡について説明しますので、議会資料  
の14ページをお願いいたします。議案第73号  
財産の無償譲渡についてと、議案第74号財産の  
無償貸付についてであります。

これまでの経緯は同じでございますが、譲渡先  
法人につきましては株式会社アイ・ビー・キャピ  
タルで、代表取締役は本房周作氏、住所は福岡市、  
資本金は3,000万円、直近売り上げは1億  
2,310万円、業務内容は駐車場管理機械の製作、  
販売及びリース、レンタル業が主な内容でござい  
ます。

なお、甕島館の譲渡が成立し、アイ・ビー・キャ  
ピタルの経営が開始される前に当たりましては、  
同社のコンサルティング事業から独立された経緯  
を持ち、沖縄でホテル経営等を行っている企業か  
ら、ホテル支配人など3名が出向いて甕島館の経  
営支援に着手する予定となっております。

今後のスケジュールにつきましては、最終本会  
議の議決を得られますと、譲渡先法人が事務調整  
を開始され、10月1日に建物の譲渡、土地貸し  
付けが成立し営業が引き続き開始される予定でござ  
います。

次に、甕島館の民間譲渡について説明しますの  
で、委員会資料のほうの20ページをお願いいた  
します。

（1）譲渡物件につきましては、建物と付随設  
備及び付随設備を含む源泉施設並びに物品として、  
現状で譲渡いたしますが、土地については30年  
間貸し付けとします。

（2）の譲渡条件のうち、①の施設運営につい

て主なものは、宿泊及びこれに付随するサービスとする。それから、エ、建物、泉源及び物品は、施設の管理運営計画以外の目的に使用しないこと。それから、オ、譲渡を受けた財産一切の維持管理及び更新に要する費用は、譲渡先法人の負担とすること。ク、施設の管理運営計画によるサービスの拡充及び施設の維持向上を図り、利用者の意向を尊重しながら事業の継続性を保つこととし、宿泊施設を10年間継続することを条件としております。

それから、②の社員の処遇につきましては、現在の従業員について、譲渡先において継続雇用の努力を行うこととし、④の価格等については無償譲渡、それから土地については無償貸し付けいたします。

(3)の譲渡に関する支援策としては、先ほど説明したとおりでございます。

次に、(4)の民間譲渡を進めるに当たってのメリット、デメリットを御説明いたします。まず、メリットであります。宿泊サービスの維持継続、雇用の確保、施設の解体費用が不要となり、法人税収入の増があること、財政負担の軽減として5年間の維持管理6,300万が軽減されます。また、6年目以降、固定資産税の収入増が年間400万円程度と考えております。

次に、デメリットでございますが、短期的な財政負担の増があるということ。補助金が7,000万、固定資産税の免除が年間400万相当あるということになります。また、他の市有施設に対しても、甌島館の助成措置の適用を求められる可能性がございます。

なお、甌島館につきましては、他の宿泊施設に比べ、立地環境、集客・収容能力から、甌島の観光振興に大きな影響があると判断するということで、先ほど説明したとおりでございます。

参考といたしまして、市の宿泊施設における直営と譲渡の比較を説明いたします。直営の場合、今後の改修と将来の解体経費が必要となり、ゆつたり館の場合、改修見込みが1億2,904万円、解体経費が3億1,500万円、合計で4億4,404万円となり、平成25年に行いました鑑定評価額3億8,244万円より多額となります。

甌島館の場合は、改修見込み6,282万円、解体経費3億9,500万円、合計で4億5,782万円となり、鑑定評価額よりも多額とな

ります。

竜宮の郷の場合でも、改修見込み額が1,351万円、解体経費が1億580万円、合計で1億1,931万円となり、鑑定評価額よりも多額となります。

いずれにいたしましても、改修計画がある5年間の改修費用と解体経費の合計が、現在の鑑定評価額より多額になることから、譲渡については無償で進めることとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）1点だけ。契約の特約、例えば施設については旅館運営としては10年間という条件がついてくるわけです。そして、あと土地のほうが無償の貸与期間が30年という長期の無償貸与期間なんです。この特約の10年と、土地の無償貸与の30年間という、この部分の、いわゆる考え方、営業は10年間は担保してくださいよと、ただ土地は30年貸してあげますよというの考え方だけ、ちょっとお聞かせください。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）本来なら、宿泊を30年間続けてくださいという条件をつけたかったんですけども、顧問弁護士等とも相談しましたところ、やはり宿泊施設で20年を超える契約をしても、なかなか対抗措置がないだろうということで10年間とさせていただいています。私どもとしては、10年ですぐ切りかえてくださいではなくて、30年間続くように努力はしていただくように、引き続き、かかわっていきたいとは考えているところです。

○委員（小田原勇次郎）顧問弁護士の意見も参考ということで、例えば、これは想定したくない部分ですけども、10年の特約期間を過ぎて廃業にしないといけないというような状況があったときに、無償貸し付けの30年期間を主張されて、市が、いわゆる更地にして返してくださいということを主張できる事態を想定されておられるのか、そこあたりを……。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）そこは想定しております。10年を超えて撤退する場合は、更地になって返

してくださいというのは言えるということで確認しているところです。

ちなみに、同じような普通財産の貸し付け等についても、同じような形で、今、させていただいているところです。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論については、各議案ごとにお諮りしたいと思います。議案第62号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）議案第73号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）議案第74号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

それでは採決いたします。採決は、一括して行います。これらの議案3件を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、これらの議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第63号 薩摩川内市観光船・水中展望船条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第63号薩摩川内市観光船・水中展望船条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）引き続き、議会資料の5ページをお願いいたします。この議案につきましては、観光船おとひめ及び水中展望船きんしゅうについて、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針にのっとり、その用途を廃止し、普通財産に変更し、民間活力を活用した、より効率的、効果的な財産活用を図るというものでございます。

具体的には、当該条例に規定します観光船おとひめ及び水中展望船きんしゅうに関する項目を削

除しまして、条例名につきましても薩摩川内市観光船条例に改正したいとするものでございます。

条例施行につきましては、指定管理期間満了となる平成28年3月までを想定し、平成28年4月1日の施行としたいと考えております。

今後の取り扱いにつきましては、普通財産として処分を進めようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）説明が終わりましたが御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（江口是彦）例えば、おとひめの場合、普通財産にして民間活力を活用したより効率的な財産活用に努めたいという場合、具体的にはどうということが想定されるんですか、この活用の仕方。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）通常の行政財産の処分の場合は、どのような用途でもいいという考え方でやるんですが、この観光船おとひめと水中展望船につきましては、できましたなら観光目的で、引き続きどなたかに使っていただきたいという考え方で、今いるところです。

その募集の仕方等については、今、甌島館もそうですけども竜宮の郷も、今、相手先を探しています。あるいは、地元の民間の方で観光船事業をやりたいという方々の、今、情報も集めているところですので、そこら辺の御意向を聞きながら、処分の仕方については、今後また検討していきたいと考えております。

○委員（江口是彦）そういういろんな活用の幅を広げるために普通財産にするんだということなんですかね。はい、了解しました。

○委員長（川添公貴）ほか。

○委員（小田原勇次郎）例えば、今、活用するという考え方の中に、いわゆる、それは、今まで甌の地域で利活用されておった観光船ですから、このエリアで使ってくださいよという地域限定をした考え方で進められるのか、例えばよその地域で使うという用途の目的のためにも売却するという、そこあたりの考え方があるのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）庁内的に正式に決まったことではないんですが、私どもとしましては、現時点では甌島で活用ということ、ちょっと考え

ておりました。

○委員長（川添公貴）ほかによろしいですか。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。  
これより、討論、採決を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はなしと認めます。  
それでは、これより採決を行います。本案を原  
案のとおり可決すべきものと決定することに御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決  
定いたしました。

---

△議案第64号 薩摩川内市祁答院いむた  
滝の山森林浴の森条例を廃止する条例の制  
定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第64号薩摩  
川内市祁答院いむた滝の山森林浴の森条例を廃止  
する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）それでは、議会資料  
6ページをお願いいたします。この議案に関する  
施設につきましては、いわゆる竜仙館のことでご  
ざいますが、これも、ほかの施設と同様に公有財  
産利活用基本方針に基づくものでございます。市  
有財産の民間譲渡を進め公募に着手し、そのため  
現行条例を廃止する条例を制定するものでござい  
ます。規則の取り扱いにつきましては、譲渡先法  
人が確定した場合、廃止する規則を公布し、その  
規則を公布する限度の日については、指定期間満  
了となる平成28年3月までを想定し、9月を超  
えない範囲、要は今年度中の廃止も含めましてし  
たいと考えております。

次に、譲渡方針についてでございますが、譲渡  
物件は付随施設を含む建物・送湯管、その源泉  
施設、物品、現状で無償渡しとしたいと考えてお  
ります。ただし、土地につきましては、無償貸し  
付けと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、8月上旬  
に募集要項を策定し募集開始をいたしましてから

9月に募集を締め切り、10月中旬に候補者の選  
定委員会の開催、12月議会に譲渡議案、無償貸  
し付けの議案を上程させていただいて、譲渡に結  
びつきたいというふうに考えておりますが、応募  
状況に応じましてスケジュールは柔軟に対応した  
いと考えているところでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございま  
したが、御質疑願いたいと思います。

○委員（江口是彦）一応、譲渡時の現状で無償  
譲渡したいと、現状のままということでしょうけ  
ど、例えば温泉施設、源泉も含めて、温泉施設、  
余り大きい温泉じゃないような、1回見させても  
らいましたけど、あれは現状で、ずっと使えそう  
なあれなんですか、大丈夫なんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）現状では、現状のままで  
も使える状態でございます。

○委員（江口是彦）建屋というか、建物も、一  
応現状で大丈夫なんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）現状のままで大丈夫と考  
えております。

ただ、今、指定管理者がいろいろ管理されている  
んですけども、自分たちでこういうことを直した  
いというような御意向は、話はいろいろ聞いて  
いるんですけども、これは、もう譲渡の段階でな  
いといけないということで、譲渡先となった場合  
はできるんですが、現在の時点では、残りの指定  
管理期間は短うございますので、その改修は、  
ちょっと御遠慮いただいているところではありま  
す。

○委員（江口是彦）わかりました。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。  
これより討論、採決を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり  
可決すべきものと決定することに御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

△議案第65号 薩摩川内市藺牟田池自然公園施設条例及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第65号薩摩川内市藺牟田池自然公園施設条例及び薩摩川内市祁答院生態系保存資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）引き続き、7ページをお願いいたします。

この議案の対象施設につきましては、藺牟田池自然公園と、いわゆるアクアタイムにつきまして、効率的かつ効果的に財産活用を図るため、その管理区域、使用許可区域の行為の範囲を見直すものでございます。

条例施行につきましては、指定管理期間満了となる平成28年3月までを想定し、平成28年4月の施行としたいと考えております。

今後は、アクアタイムを藺牟田池湖畔の学術的かつ環境保全並びに観光振興の拠点として展開していくとともに、バンガローは廃止しますが、オートキャンプ場等の機能は残しながら、バンガロー等のキャンプ場機能はとうとう五色親水公園に集約することで効率的な財産活用を図りたいと考えているところです。

説明は以上です。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）ごめんなさい。ちょっと資料で調べてくればよかったんですが、今まで、両施設とも指定管理になっておるんですが、今まで指定管理は、この両施設は1社で行われておったのか、違うところが指定管理でしておられたのか。そして例えば効率的な運用ということですから、当然、今まで藺牟田池の、いわゆる管轄で指定管理の中でやっていた業務がアクアタイムに移ってきますですね。そうすることによって、何らかの指定管理における委託料の軽減に、ちょっとつながるような、そういう改善効果というのがあるのかなどうなのかと思ったところでした。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）現在の管理状況を含めて、ちょっと説明させていただきますと、現在、アクアタイムに指定管理の人員がおります。もう一つ、キャンプ場のところにも管理棟がございまして管理人がいる状況です。二つの施設を一つの指定管理契約で1社で受けていただいているんですが、今後につきましては、アクアタイムだけの管理でキャンプ場のほうまで見るというような考え方で、今、いるところです。

○委員（小田原勇次郎）ということは、受付窓口が、今まで二つといわれた形を一本化できるということでの効率化が図れるということでもいいわけですね。はい、わかりました。

○委員（杉藺道朗）このバンガローは廃止ということで言われましたので、建屋があったのかなと思うんですが、それは、もう解体、移設となるのか、そこあたりはどうでしたか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）現場は、湖畔のちょっと上の山の中のほうにバンガローが8棟ありまして、かなり老朽化しているものです。今後は、それを撤去しまして、普通の森林に戻すということなんですが、この施設につきましては、そのバンガローに泊られる方よりも下の広場のほうでオートキャンプをしたりテントを張ったりする方が、結構、今、ふえておりますので、そっちの機能は残していこうという考え方でございます。

○委員（杉藺道朗）はい、わかりました。結構です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

○委員（瀬尾和敬）そういうことからして、管理区域を園地、サイクリングロード、これを一つの指定管理者ができるようにするちゅうことですね、それでいいんですね。それと、この使用許可行為ちゅうのも、こういうのも一つの指定管理者が認めればできるということなんですかね。

○主幹（藤園賢一郎）濟いけません、この指定管理の関係につきましては、藺牟田池自然公園の関係が、本年4月から建設部のほうに所管が用意してございます。この条例が可決されたときには、建設部のほうで指定管理が一つで……。

申しわけございません。サイクリングロード、園地のほうにつきましては、建設部で一つの指定管理、アクアタイムにつきましては商工観光部で一つ

の指定管理というふうになります。受付については、サイクリングロードと園地の部分、実際はサイクリングロード部分になるんですが、使用許可だけを建設部のほうで出すことになると思います。特定の方に対するです。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** 補足説明します。一般のお客様は、今の自転車の使用については一切関係がございません。今、サイクリングロードの使用許可というのは、例えばあそこでイベントをするときにその手続をするっていうのが支所の対応になってくるということになります。アクアイムの管理とは、ちょっと違う管理の仕方になります。

**○委員（瀬尾和敬）** 何かもうちょっと、はっきりとよくわからないんですけど、例えばあそこで花火とかイベントをしますよね。そういうときに露天商の方々がお見えになる。そしたら花火をする実行委員会の方々と相対でお話をして、その露天商の方々の割り振りなんかをその組合にお任せしてやるとか、いろんなことをやっているんですけど、そういう場合なんかは、どれに該当するんですか。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** 済みません、うちの課の兼務職員になっている財産活用推進課の藤園主幹が答弁します。

**○主幹（藤園賢一郎）** 申しわけございません。露天商との取り扱いにつきましては、アクアイムのほうで使用許可を出すことになります。協議をしたりとかです。そこも含めて。

**○委員（瀬尾和敬）** イベントの実行員会の方々としては、その露天商の方々と協議の上で、例えば露天を出すために幾らか手数料とか、もらいますよとかいうようなことをやっているらしいんです。これはアクアイムでと、どうのこうのになると、そういう関係はどうなるんですか。もう、全てアクアイムがやれば誰でもできるということになってしまうんですか。

**○委員長（川添公貴）** もう一回、議案第65号について、使用許可行為というところの部分の改正後ちゅうのがありますね、この中に、行商、工業、売店ちゅうのがうたってあるんで心配されていると思います。

それで、当初、地元の、いわば自治会等々が交渉団体となって出店料等をもらってたが、アクア

イムは、仮にとった場合にはこういう制度を設けると、その興行収入と許可申請等が全て向こうにいつてしまうんじゃないかということだろうと思います。

そこら辺を明確にお答え願いたいと思います。そこら辺を、どうなるのかというのを明確にお答えいただければ、話、議論が進むと思うんですが。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** お金の流れにつきましては、その場所の使用許可については、アクアイムがお金をとるんですけども、お金自体は市のほうに入ってくるように集金だけを代行するような形になります。

**○委員（瀬尾和敬）** 相当綿密にいろいろされた結果で、こうやって打ち出されたんだろうと思うんですが、例えば、そこでイベントをする人たちとの交渉というか、話し合いとかあったんですか、これは。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** その件は、従来どおりでございまして変更はございません。

ただ、何でそういうふうになっているかといいますと、公道上の取り扱いになっているものから、イベント実行委員会でその場所代をもらうというのは、ちょっと制度的に厳しいということで、ただ、相手方が納得されれば協賛金とか言っているイベントもあるんですけども、ここににつきましては従来どおりの取り扱いで、場所代を市のほうに御負担いただくようになってます。

**○委員長（川添公貴）** 道路占用許可と思ってください。よろしいですか。

**○委員（瀬尾和敬）** はい。

**○委員長（川添公貴）** ごめんなさいね。具体例で、この場合はこうなるとか、時間があると思いますんで、文書でいいですから絵みたいなやつをつくっていただいて、後ほどで結構です。9月ごろまでに、次の段階に進むまでに教えていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

**○委員（成川幸太郎）** この3の今後の取り扱いのところに、本土地域のキャンプ場機能はとうござい五色親水公園に集約するっていうことで書いてあって、上の使用許可行為のところに、持ち込みテント使用許可って書いてあるんですけど、バンガローはぶっ壊すけども、キャンプ機能として、持ち込みテントは可能とするってことなんですか。

その下の、とうとう五色親水公園に集約するっていうこととの関連というのが、ちょっとよくわからないんですが。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）**説明不足で申しわけござ  
いけません。集約するのはバンガローの施設につ  
きましてでございます。今、おっしゃったとおり、  
組み立て式のテントの持ち込みは従来どおりで  
きるといことで、その機能は残そうという考え  
方でございます。

**○委員（成川幸太郎）**集約するっていうこと  
ですね。機能だけを集約する、持ち物を集約す  
るわけじゃない。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）**持ち物ではございませ  
ん。バンガローを、今後、追加で整備したり更  
新したりするのは五色親水公園だけにしよう  
という、今、考え方で整理したところです。

**○委員長（川添公貴）**よろしいですか。質  
疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はご  
いせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**討論なしと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり  
可決すべきものと決定することに御異議ござ  
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

---

△議案第66号 薩摩川内市里自然レク  
リエーション施設条例を廃止する条例の制  
定について

**○委員長（川添公貴）**次に、議案第66号  
薩摩川内市里自然レクリエーション施設条  
例を廃止する条例の制定についてを議題と  
いたします。

当局の説明をお願いします。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）**それでは、議会資料  
の8ページをお願いいたします。この議案に  
関する施設につきましては、いわゆる市の浦  
キャンプ場のことで、これも公有財産利活  
用基本方針に基づく処理でございますが、普  
通財産に変更しまして民間活力を活用した、  
より効率的かつ効果的な財

産活用を図るため、現行条例を廃止する条  
例を制定したいとするものでございます。

条例施行につきましては、指定期間満了  
となる来年3月までを想定して、平成28年  
4月1日の施行と考えております。今後の  
取り扱いにつきましては、普通財産として  
処分を進めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○委員長（川添公貴）**ただいま説明を  
いただきましたが、御質疑願いたいと思  
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**質疑はないと認  
めます。

これより討論、採決を行います。討論  
ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**討論なしと認  
めます。

これより採決いたします。本案を原  
案のとおり可決すべきものと決定する  
ことに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**異議なしと認  
めます。

よって、本案は可決されました。

---

△議案第67号 薩摩川内市樋脇観光  
拠点施設条例を廃止する条例の制定につ  
いて及び  
議案第68号 薩摩川内市道の駅樋脇  
条例の制定について

**○委員長（川添公貴）**次に、議案第67  
号薩摩川内市樋脇観光拠点施設条例を  
廃止する条例の制定について及び議案  
第68号薩摩川内市道の駅樋脇条例の  
制定についてを一括議題といたします。

当局の説明をお願いします。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー  
ルス課長（古川英利）**9ページをお願い  
いたします。この施設につきましては、道  
の駅樋脇遊湯館のうち、直売所と、それ  
から食堂、軽食棟、事務所などを普通  
財産に変更し、効果的な財産活用を図  
るため現行条例を廃止する条例を制定  
し、また、これにあわせて道路利用者  
への良好な休息の場の提供、地域情報  
の発信等により、市民等の交流を促進  
する道の駅施設として、自由広場、駐  
車場、便所棟等の管理を指定管理者  
に行わせることを目的として、所要の  
規定を整備するために新たに条例を制  
定したいとするものでございます。

条例施行につきましては、指定管理  
期間満了と

なる平成28年3月までを想定しておりますが、9月を超えない範囲において、規則等で定める日から施行したいと考えております。

今後のスケジュールは譲渡対象施設につきまして、それぞれ7月上旬から手続を開始し、選定委員会等により譲渡候補者及び指定管理候補者の決定を行い、関連議案を9月に上程し議会の議決をいただければというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明いただきましたが、御質疑願いたいと思います。質疑はございませんか。

○委員（小田原勇次郎）まだ、この譲渡方法、いわゆる譲渡方針、有償か無償かあたりは、今後の検討課題ということでしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）まことに申しわけございません。これにつきましては、「譲与」、「譲与方針」でございます。

○委員（小田原勇次郎）「譲渡」ではなく「譲与」。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）「譲与」でございます。○委員長（川添公貴）「譲与」ちゅうのは、ただぐれってこと。

〔「ただです」と呼ぶ者あり〕

○委員（瀬尾和敬）今の、あそこのことを頭に浮かべながら見てるんですけど、一応、これは「譲渡対象施設」じゃなくて、「譲与対象施設」ということですね。これ、じゃあ間違えちゃったわけですね。「譲渡」で書いてあるけど。

○委員長（川添公貴）3の今後のスケジュールの、7月下旬民間譲渡申請締め切り、8月上旬民間譲渡候補者の決定、「譲渡」と書かれているところを御指摘になってる。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）まことに申しわけございません。「譲与」でございます。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。この施設を、四つの施設を譲与すると、この右の自由広場、駐車場、便所棟等は指定管理者を行うと。あそこに皆さんが評判のいいお湯をくみに来るお湯がある、そういうのはどうなるんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー

ルス課長（古川英利）指定管理の対象施設の中に含まれております。

○委員長（川添公貴）それでは、この9ページの資料の、もう一回確認をしたいんですが、「譲渡」と書かれている部分については、全て「譲与」でよろしいんですね、訂正をかけて。

○課長代理（有馬眞二郎）今、おっしゃられるように「譲渡」は、今後のスケジュールの中の7月の下旬に書いてございます、「民間譲渡」というところを「譲与」に、8月上旬の「民間譲渡」というところを「譲与」に、それから8月中旬の「譲渡議案」と書いてあるところを「譲与」に、変更をお願いしたいと思います。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

○委員（杉藺道朗）今の現状は5時で閉まるのが、あとトイレとか駐車場は自由に使えるんですけども、仮に譲与をした段階において、もうちょっと、この時間的に、その施設そのもののあれが、売店やらを含めてちょっとでも延びる可能性があるのか、そこらあたりどうなんでしょうか。というのは、せっかく行ったとき、「あら、もう閉まったら」っていうのは、よく聞くんですよ。そこをちょっと教えてください。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）これは、譲与後のどういうことよりも、今の段階でもそういう声が多いというのはよく聞いておりまして、生産者の組合の方々に対しましても直接お願いしたときもあるんですが、なかなか、今、体制が整ってないというのが現状でございます。

今後につきましても、物があれば売れる状態ではあるというところまで来てますので、そこら辺も含めて、しつこく働きかけていきたいとは考えているところです。

○課長代理（有馬眞二郎）済いません、先ほどの「譲与」のところなんですが、あと二つほど追加でございます。3の今後のスケジュールのちょうど下の「譲渡対象施設」となっておりますが、そこを「譲与」に。また、その一番下の9月下旬の議会議決後の括弧で「譲渡」となっております。そちらのほうも「譲与」をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

○委員（瀬尾和敬）譲与対象施設と、それから指定管理対象施設を間を分けてあるんですけど、

これは、もうこれまで、地域ではセットで、ずっと認識されてたんじゃないかという気もするんですけど、これで、地域の人にとっては、反発とかそういうのはないものでしょうか。少し気になる場所ですね、分けるということは。だっくつっているし、どんなふうにするのかなと思って。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）私どもと、それから実際の、今、指定管理をしてました株式会社遊湯館と、長い時間をかけていろいろ協議をさせていただいてました。

私どもとしましては、どうしても、この道の駅ブランドを守っていきたいというのが大前提でありまして、そこは御賛同いただいたんですが、どうしても、24時間のトイレのサービスであるとか、それから路線バスも入る広い駐車場の維持管理について、逆にこれを一緒にすることで、非常になかなか譲与を受けにくいということもございまして、実際の利用を見ますと夜間の利用も、駐車場、それなりにありますので、そういったことで道の駅ブランドを守るために、ちょっと御了解はいただいたところでございます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんね。どうぞ、いいですよ、いいですよ。

○委員（小田原勇次郎）委員長、協議会に切りかえてもらっていいですか。協議会に、いいですか。

○委員長（川添公貴）ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時19分休憩

~~~~~

午後4時19分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは本会議に戻します。

ほかご質疑はございませんか。質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員外議員の質疑もないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論については、各議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第67号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

次に、議案第68号について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

それでは採決いたします。採決は一括して行います。これらの議案2件を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、これらの議案2件は可決されました。

△議案第69号 薩摩川内市スクーパダイビング拠点施設条例を廃止する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第69号薩摩川内市スクーパダイビング拠点施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）引き続き、10ページをお開きください。この施設につきましても、公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用基本方針ののっとりて手続を進めるものでございますが、現行条例を廃止する条例を制定したいとするものでございます。

条例施行につきましては、指定期間満了となる平成28年3月までを想定し、4月1日の施行としたいと考えております。

今後の取り扱いにつきましては、普通財産として、これまでの利用状況を加味しながら、譲渡に向けて関係課も含めました協議を進めたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑なしと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

次に、採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

△議案第70号 薩摩川内市下甕キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、第70号薩摩川内市下甕キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー
ルス課長（古川英利）引き続き、11ページをお願いいたします。議案第70号につきましては、この下甕キャンプ場条例に規定される片野浦キャンプ場及び芦浜キャンプ場につきまして、この条例から、この二つのキャンプ場に関する項目を削除いたしまして、瀬尾観音三滝キャンプ場のみに
ついて、今後、利用者の利便性がより高まるよう重点的な管理運営を行いたいとするものでございます。

条例施行につきましては、指定管理期間満了となる平成28年3月までを想定しまして、4月1日の施行と考えております。

今後の取り扱いにつきましては普通財産として、この二つのキャンプ場につきましては処分取り扱いを進めたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑ございませんか。

○委員（江口是彦）三つのキャンプ場は、結構、夏場とか予約客も多くて、片野浦がとれないから三滝にとか、結構。この片野浦と芦浜を廃止するというようなイメージ受けたんですけど、ということは、瀬尾のキャンプバンガローが今2棟ですかね、それをもっとふやして充実していくとか、それからテントキャンプなんかの場所を設置するとか、とにかく、そこに集中しようってことなんですか。結構、片野浦キャンプ場も人気は高いんで

すよ。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー
ルス課長（古川英利）今、観音三滝は3棟、たしかあると思いますが、瀬尾観音三滝のキャンプ場で年間317名の利用がございます。片野浦が97名、芦浜が150名という、今、状況でございますが、今後の片野浦と芦浜につきましては、今後、地元のほうで管理できないかも含めまして、また一緒に考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

観音三滝の今後の整備方針につきましては、まだ、ちょっと整理ができてない状況でございますが、いずれにしても、観光客が今ふえつつあるので、どうあるべきかという庁内の議論は始めているところでございます。

○委員（江口是彦）一応、民間が運営するにしても、三滝キャンプ場に集約するというか集中すること、対外的な宣伝とかいろんな案内とか観光案内も含めて、三滝のキャンプ場を売り出していこうということになるわけですかね。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセー
ルス課長（古川英利）仮に、の話でございますが、廃止する二つの施設を、地元の方がキャンプ場であるか、あるいはちょっとコミュニティスペースということで、泊まるだけじゃなくていろいろ使うということであれば、観光客が使えるようであれば、当然観光マップにも載せたり、ホームページで紹介するのは想定しているところでございます。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はなしと認めます。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

△議案第71号 薩摩川内市塔之原活性化
施設条例を廃止する条例の制定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第71号薩摩川内市塔之原活性化施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）引き続き12ページをお願いいたします。議案第71号は鷹の巣冷泉のことです。この施設につきましても、公有財産利活用基本方針に基づきまして、公募により市有財産の民間譲渡を進めるため、現行条例を廃止する条例を制定したいというものでございます。

規則の取り扱いは、譲渡先法人が確定した場合、廃止する規則を公布し、その規則を公布する限度の日については、指定管理満了となる平成28年3月までを想定し、9月を超えない範囲としたいと考えております。

譲渡方針につきましては、譲渡物件は付随設備を含む建物、送湯管と付随設備を含む泉源施設及び物品とし、現状で無償譲渡したいと考えております。ただし、土地につきましては無償貸し付けとしたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、9月上旬に募集要領の策定、募集開始を行い、平成28年1月に民間譲渡候補者選定委員会の開催などを経まして、3月議会に建物譲渡議案、土地の無償貸し付け議案を上程させていただきたいと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、応募の状況で柔軟に対応したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、御質疑願います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はなしと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。

○議員（井上勝博）鷹の巣冷泉の経過でいうと、合併前に、やはり塔之原には何も特徴的な施設がないということで運動がありまして、署名運動とか運動があつてこういう施設ができたという経過があります。ですので、仮にここが、譲渡先がな

かった場合に閉鎖っていうことになる、これは地域にとってみれば大変なことになるわけですが、この、やはり引き受け手がなかった場合、候補が見つからなかった場合は閉鎖ということになるのかどうかということが一つ。

それから、仮に譲渡されたとします、土地については無償貸し付けというふうになっているわけですが、まだ使える状態のもとで、例えば会社が引き受けたと、引き受けた会社が倒産するとかいうことで、もう運営できません、閉鎖ですよということになった場合にはどうなるのか、この2点、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）この施設につきましては、ほかの施設もそうなんですけど、議会の議決を得られましたら、また地元説明会をさせていただきたいと思います。

この施設が、地元の要望でできているんですが、なかなか地元の方の利用率が低いという現状がございまして、そこら辺で、どこまで協力していただけるかわからないんですが、私どもとしましては、地元の要望でできた施設ですので、ぜひ継続的にここを管理していただく方を、地元の方々の紹介で事業者を、ぜひ探してみたいというふうには考えているところです。

御質問の閉鎖の可能性があるかにつきましては、現段階でははっきりとした方針というのは、まだ確定はしておりません。あくまでその可能性を探るとというのが基本スタンスでございます。

それと、ほかの譲渡施設もそうなんですけれども、譲渡した後に倒産があつた場合ということにつきましては、できるだけその契約で基づいて、10年以内であれば、現況でそのまま返してもらふ努力をすべきであると思っております、そのような契約を取り交わさせていただくとか、現時点では、ちょっと回答できないような状況でございます。

説明は以上です。

○議員（井上勝博）閉鎖は、今のところ考えていないというお話でしたけれども、10年間は仮に運営できても、10年後投げ出してしまうという場合については、もうこれは、市はどうしようもないと、廃屋になるしかないということになるんでしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）

ルス課長（古川英利）そういうときの対抗措置のために、土地は貸し付けという形で、状況によって、全然また対応の仕方が違うんですけども、市としての主張はできるような形では、今、考えているところです。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

△議案第72号 財産の無償譲渡について

○委員長（川添公貴）次に、議案第72号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）議案第72号の施設につきましては、旧いこいの村の温泉送湯管についてでございます。

これまでの主な経過は、平成25年2月27日に、薩摩川内市いこいの村いむた池条例の廃止条例の議決がありましてから、同年9月24日に株式会社九州ホテルリゾートと譲与契約を締結し、10月6日に土地建物の譲与を行ったところでございます。その後、平成26年3月27日に従業員宿舎の譲与契約を締結いたしました。同年4月1日に従業員宿舎の土地建物を譲与いたしました。これで、この場合ちょっと譲与がおくれたのは、従業員宿舎のところに従業員でない方が住んでらっしゃって、その権利の調整のためにおくれて譲与したところでございますが、そのほかに譲与ができていなかった、いこいの村いむた池の送湯管約1.8kmにつきまして、本年3月25日に送湯管の移設工事が完了したため、今回、譲与するものでございます。

温泉送湯管の譲与がおくれたのは、民地に無権の、権利のない配置をパイプラインをしていたために、公道に送湯管の移設を行ったため、今回おくれたものでございます。

譲渡先法人につきましては、株式会社九州ホテルリゾートで、代表取締役は田上潮氏、住所は福岡市となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）下からずっと上まで引っ張り上げるわけですね、このお湯の入湯税、これは向こうで支払うようになるわけですね。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）はい、支払っていただきます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

○委員（杉藺道朗）済いません、直接、この議案というわけじゃないんですけど、結局、形態が犬等も入れるという形態になって、地元を含めて、なかなかちょっと利用しづらいような感覚でいるんです、私どもは。今、現状は、利用率なんかどうなんでしょうか。ここは、教えてください、参考までに。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）地域の方々から、犬が同伴できるということで利用しづらいという声は聞いているところです。ホテル側にも伝えているんですが、利用率につきましては、一応、順調に進んでおりまして、なおかつ客単価も上がったということで、経営的にも安定化の方向に向かっているということです。

ホテル側といたしましては、地元利用の理解を深めるために地域回られたり、あるいは蘭牟田池の周りのお店があるんですけども、そういう方々とも日常的にコミュニケーションを図ったりして、地元利用が広がるようにということで努力はされてますけども、なかなかそういう単価的なことも含めて、地元では、ちょっとハードルが上がったなということは承知しているところではございます。

○委員（杉藺道朗）はい、ありがとうございます。結構です。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

△議案第80号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、議案第80号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、議案第80号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について、観光・シティセールス課分の歳出予算から説明を申し上げます。

予算に関する説明書の25ページをお願いいたします。25ページ7款1項3目観光費における補正予算額は、1億2,357万8,000円を増加するものでございます。

事項名「シティセールスプロモーション事業費」の歳出の補正額はゼロ円でございますが、これにつきましては、当初予算に計上しておりました甑島観光ラインPR用DVD作成事業で、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得ましたので、今回、その財源の県支出金700万円につきまして、財源調整を行うものでございます。

次に、事項名「観光物産施設事業費」を御説明申し上げます。補正額は1億2,357万8,000円でございますが、補正予算の概要の5ページをお願いいたします。5ページの（1）―5をお願いいたします。事業名「中甑・手打地域活性化施設改修事業」、1億2,057万8,000円でございます。この事業は、旧中甑港、旧手打港待合所を特産品、土産物等の物産施設として整備するものでございますが、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得ましたので、今回計上するものでございます。

その下の事業名、（1）―6にあります事業名

「中甑・手打地域活性化施設運営コーディネート事業」、事業費は300万円でございます。この事業につきましては、両旧待合所につきまして、地域の活性化施設として利活用する団体に対しまして、商品開発、研修等の支援を行うものでございます。これも同様に、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことで計上するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

歳入のほうにつきまして、予算に関する説明書の10ページをお開きください。

16款2項5目商工費補助金2節観光費補助金の補正額は、8,504万6,000円であります。これにつきましては、歳出で説明しましたとおり、当初予算に計上しております甑島観光ラインPR用DVD作成事業で、県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことから、その財源調整で、今回補正を行うものでございます。加えて、事業名「中甑・手打地域活性化施設改修事業」と同じく「運営コーディネート事業」が、それぞれ県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことから、その財源の県支出金について7,594万6,000円と210万円を、今回補正で行うものでございます。

ここで、引き続きなんですが、補正予算のうち、中甑・手打地域の活性化施設についての詳細説明をさせていただきたいと思いますので、商工観光部の企画経済委員会資料の22ページをお開きください。

中甑・手打の両施設につきましての改修事業、運営コーディネート事業でございますが、これまでの経過を説明させていただきますと、抜港により利用されなくなった二つの港の旅客待合所の利活用につきまして、平成24年から両地域に利活用検討委員会を設置しまして協議を行ってまいりました。この待合所を、地域活性化施設として転用し自主的に運営することになりました。利活用方針につきましては、主な機能を食事施設、物産販売、コミュニティ施設、このうち中甑の施設につきましては、付加機能としましてバスターミナル、観光船かのこの受付、甑島商船の代理店がございました。

運営する団体につきましては、中甑港旅客待合所は、平成26年2月に運営者の募集を行い運営者の決定を行いました。平成26年7月に辞退

の申し出があり、8月に再公募いたしましたして、最終的に東シナ海の小さな島ブランド株式会社に決定いたしました。この会社は、通称「山下商店」と呼ばれている会社でございます。

手打港の旅客待合所につきましては、手打地区コミュニティ協議会が運営組織を設立し、コミュニティビジネス事業を活用して事業者や地域の団体と連携して運営をすることとしております。

最後にスケジュールでございますが、平成26年度に基本設計・実施設計を実施しておりますが、現在繰り越しを行っており、今月末に業務を完了する予定でございます。

本年度は、改修事業を9月から平成28年2月の工期で実施したいと考えており、6月議会で補正予算をお願いするものでございます。9月議会で認めていただきますと、9月議会で設置条例の議案を上程、12月議会で指定管理の議案を上程し、平成28年にオープンしたいと考えております。

以上で、補正予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございますか。

○委員（江口是彦） 地域活性化施設運営コーディネート事業、なかなかイメージできないんですけど、補助金を出す、何か枠をつくっているという意味なのか、例えば手打の場合、コミ協が、何をするために、何をしたらこれが補助金もらえるのか、コーディネート事業、もうちょっと、さっきの説明だけじゃわからなかった。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） この事業につきましては、地区コミュニティに補助金を出す事業ではございませんで、それをコーディネートする方に委託をしたいと考えているところです。

何を委託するかというと、地区コミュニティの方々、あるいはそれに賛同する方々と一緒になって、こういうメニューで出したらどうだろうかとか、こういう商品を開発して販売したらどうかというアドバイスを一緒に考えながらやっていただく業務委託をしたいと考えているところでございます。

○委員（江口是彦） じゃあ、アドバイザーを張りつけてあげようってこと。いろいろ、運営って

いうか、まだ自前でうまくできんから、何年間か出すんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 現時点では、今年度いっぱい、後半、認めていただいて一緒に考えていただこうかというふうに考えているところです。

○委員長（川添公貴） 何年度まで給付する予定ですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 予算的には、今年度分だけしか考えておりません。来年度以降の取り扱いは、ちょっと、まだ未定でございます。

○商工観光部長（末永隆光） 先ほど、対策監の説明の中で、平成24年度から地元の方々と一緒に利活用検討委員会を設置して検討してきたということなんですが、このコーディネート事業を行ってもらう方は、その平成24年度から地域に入っていて、ずっとこの検討を進めてきた方ですので、最初からどういうコンセプトで、こういう地域活性化施設にするのかということを、やはり情報共有、考え方を共有しながら進めてまいりましたので、そういうことで、今後、この地域活性化施設をオープンしたときにどういうものを売っていくのか、どういうサービスをするのかということを、地域の方々と一緒になって取り組んでいくものであります。

○委員（江口是彦） 正直言うと、あんまりこのコーディネート、うまくかみ合っていなかったんじゃないかっていう気はするのよ。これがうまく行ったら、もっとやる気のある団体が、運営組織もつくられたと思うんだけど、最後の最後にコミュニティが受けざるを得なくなったような感じになっちゃるでしょ。アドバイザーの助言を受けて、「おお、それならやれるな」ってことでやっているっていうよりは。

それから、もう一つ、来年、平成28年度からオープンになるわけですけど、この具体的オープンしてからが、アドバイザーが手とり足とり必要な気がするけど、こととして、ことし平成27年度のアドバイザーってのは、コミ協に対してするんですか、手打の場合ですよ。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 民間の方が手を挙げなかったということで、コーディネート不足でないか

ということについては真摯に受けたいと思っておりますが、やはり、やっぱり地元の方が、地域の将来に向けてどんだけ汗をかいただけなのか、リスク分散もあるんですけども、そういう意気込みをもっと持っていていただく方は、今回、地区コミュニティと組んでやることにはなったんですけども、今後は、コミュニティと地域の事業者のかかわりを否定することではないので、まだまだ関与の余地はあるかと思っております。

それから、委員おっしゃるとおり、オープンしてからが本当の勝負だと思っております。プロモーションも最大限頑張ってみようとは思っていますが、一方で民業圧迫の話もあるので、非常に難しいやりとりはあるかとは思っていますが、施設の有効利用ということで挑戦してみたいとは考えているところです。

いずれにいたしましても、オープンしてから日常にお客様が来るかどうかというところがあります。やはり、地元の方がどんだけ利用していただけるかという視点も、コミュニティのほうも非常に危機感をお持ちですので、一緒に汗をかい、中に入って検討は進めたいと思っております。4月以降、また大変な展開になると思うんですが、どうかよろしく願いいたします。

○委員（小田原勇次郎） 私も、今の江口委員に関連をして、もちろん、その施設は1億幾らかを費やして改修されるわけですから、利活用が図られなければならないというふうには思っております。そうした中で、このコーディネート事業が県の補助が認められた事業であるというのは認識はしておるんですが、今まで、薩摩川内市は、一般財源を、今回も4,500万ぐらいつぎ込んで、ぽっちゃん計画というのをやって、各地域で、いわゆる商品開発をして活性化を図るという事業を取り組んできておるんですが、このぽっちゃん計画に、このコーディネート事業をのせ込むことはできなかったのかなというのが、私の素朴な、だから、ぽっちゃん事業計画の中にも商品開発という業務が入ってますから、ぽっちゃん計画、各地区に12名の方々が配置されて地域活性化のために商品開発というのを、一般財源をこれは充ててますから、そうした中においてこの事業もやっぱり網羅して、少なくとも県の補助事業分ぐらいは、ぽっちゃん計画分の予算を少し削減できるぐらいの、そういう総合の運営というのはできなかった

のかなというのを、ちょっと考えたところではなかったかでしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 今の御指摘は二つ話がありまして、ぽっちゃん計画を、この特定離島を使ってできなかったかということではないですか。

○委員長（川添公貴） 事業が似たような事業なんで、そっちのほうでしっかりとできなかったのかということ。

○委員（小田原勇次郎） 当然、そっちを使えば、一緒にぽっちゃん計画と一緒に、抱き合わせればぽっちゃん計画のほうの一財は減らすことができると、後、考えればです。このぽっちゃん計画と連動した形で、この事業を推進する方向性は考えられなかったんだろうかと。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 実は、ぽっちゃん計画は、平成25年度予算、特定離島を使ってたんですが、今、総務省の特公措置の分で、トータルで見てもありますから、特定離島事業は外したところがございます。ただ、現実的に言いますと、このコーディネート事業の中で、ぽっちゃんも一緒に入って、商品開発は日常的にやりたいと考えているところです。

平成24年からの、このコーディネートにかかわっている方は、建物のデザインをされている方でございまして、羽島の薩摩藩留学生の記念館の、英国留学生の記念館のコーディネートをされている方で、建物のコンセプトに合わせて、商品も、やはり筋を通してお客様への訴求を図ろうという考え方で、今、現場に入られようとしてますので、地域の方とも一緒になって、この売り出す資源も掘り起こしながらやってみようかということで、今、調整しているところでございます。

○委員（小田原勇次郎） 対策監が、先ほど、このコーディネート事業はことしの単年度の事業だとおっしゃったもんですから、また、現場の地域の方々は、平成28年度からオープンする、今後の引き続き、いわゆるバックアップをしてほしいという地域の要望がありますから、今後ぽっちゃん計画は、第3期で続けていこうという御意識は資料の中に出てきますから、ぽっちゃん計画の中で地域を支援するというシステムづくりをしていけばいいんだがなあというふうに、私は、ぽっちゃん計画の中で地域を支援していくシステム

はあると思っておりますから、その中で、当然、今のこの施設のほうも支援する体制を、今後構築していけば、間断なく続けていけるがなあというふうに、ちょっと思ったところなんです、そこらあたりはどうお考えでしょうか。

○委員長（川添公貴）対策監、簡潔明瞭に。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）ぼっちゃん計画で配置されるＩターン者が、プロでない部分もありまして、非常にそこら辺が、新しく採用された方の技量で、かなり不安定な部分があるということで、現時点では切り離しているということと、来年度以降については、今後の予算編成の課題というふうに思っているところでございます。

○委員（小田原勇次郎）はい、わかりました。

○委員長（川添公貴）ここで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

ほかに、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上、議案第８０号、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしました。

ここで、本委員会付託分について討論、採決を行いたいと思います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）それでは、引き続き所管事務調査に入ります。お願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）よろしいでしょうか。それでは、企画経済委員会資料の２３ページをお願いいたします。

観光・シティセールスに関する取組状況のうち、新規事業も含めまして現在の取組状況の報告をさせていただきます。

まず１点目、観光誘客につきましては、公認ガイドを養成事業に着手いたしました。今後、基礎研修会を５回ほど予定しておりますが、ウにありますように、今後、広報による募集を行いまして５回の基礎研修会に取り組みたいと考えております。

それから、（２）観光地域づくり活性化支援事業につきましては、イにある補助要件に基づいてウの補助金の額を決めておりますが、対象団体を１０団体程度と考えておりまして、次のページにありますように、７月１０日号の広報紙で、この団体を募集したいと考えております。

（３）甌島観光ライン旅行誘客実証事業、いわゆる川内・里間の高速船のチャーターの運行状況でございます。ウの状況にあります、クルーズ船につきましては、１５回の運行で１７６人、平均約１２名の乗船です。周遊バスについては１６回催行いたしまして、平均６．８人が乗っていたところでございます。

それから２点目、物産販売につきましては、御当地グルメの販路拡大推進事業の一環といたしまして、薩摩川内市内の５店舗以上で組織された御当地グルメについて、補助金を交付しようとする制度をつくっておりますが、現在、薩摩川内の飲食業組合等に説明をしております、従来のキビナゴラーメン、アオサラーメン、かっぱ一本、カレーうどん、ちゃんぽん等のグルメの再登録が、今あるところでございます。

それから、（２）地域資源を活用した販路開発支援事業につきましては、前々回の委員会で具体的な説明をしてくれという御要望がありましたので、今回説明をするものでございますが、２５ページの上のほうにあります、各地元事業者の商品開発について、観光物産協会がその段階に応じた支援をしていこうということで、その段階というのが１から４段階までございます。１段階が商品開発支援の相談に係る段階、２段階がテスト販売をする段階、３段階目が市外でテスト販売をする段階、４番目が市外で継続的に販売する段階ということで、７月から募集を開始いたしまして、このような事業の方々と、販路拡大に向かって一緒に頑張っていきたいというふうに考えているところ

でございます。

3点目の観光物産施設につきましては、ほかの東郷温泉ゆったり館と竜宮の郷の個別交渉の状況でございますが、ゆったり館につきましては、現在2施設と交渉を継続しているところでございます。あわせて竜宮の郷につきましては、具体的な交渉先はございませんが、地元出身の方で話を聞いてみたいという方が出てきておりますので、そういう方に、今、説明をしつつ、あるいは一部の方にはしたところでございます。

それから4点目のシティセールスプロモーションにつきましては、ふるさと応援店の制度をつくったところでございますが、めくっていただきましてエに状況がでございますが、4月21日に1号店「SATSUMA」、これ鹿児島市の屋台村の中にあるお店でございます。2号店が東京都の四谷にあります「ふるさと」というお店を認定したところでございます。おおむね、今年度中に10店舗ほどは認定をしたいとは考えているところでございます。

それから5点目、シティセールスマネジメントにつきましては、第3期のぽっちゃん計画プロジェクトの導入事業ということで、現在の5地区に川内高城温泉の地域を加えまして、12名の体制にしたいということで、募集を実施する計画でございます。

それから(2)にありますように、地域おこし協力隊、ぽっちゃん計画の中の地域おこし協力隊の見習い隊員ということで、現在、日本テレビ系列の「幸せ！ボンビーガール」に出演してます柴田美咲さんが、今、里に1年間暮らして商品開発をしようということで、テレビ番組で紹介をいただいている状況でございます。

観光・シティセールスに関する取り組み状況については以上でございます。

引き続いて……。

○委員長（川添公貴） 引き続いて、商工政策課と観光・シティセールス課の合同の部分について。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） よろしいでしょうか。27ページをお願いいたします。株式会社まちづくり薩摩川内と薩摩川内市観光物産協会の合併の状況でございます。

1、経過及び今後のスケジュールをごらんください。6月に各社の取締役会を開催いたしまして、

合併契約の同意が得られたところです。それまで、5回ほど合併協議会開催して調整を図ってまいりましたが、今後、30日の日に2社の臨時株主総会で正式決定いたしまして、同日、まちづくり会社の債権者、取引先への合併の通知を行います。債権者の法手続を7月に終えまして、10月から合併効力の発生ということで、2、現在の状況でございますが、準備作業といたしまして、役員及び人事の調整、それから新中期計画の策定、それから中心市街地の活性化体制の調整を図っているところでございます。

このうち、新中期計画の策定につきましては、合併後の財務諸表の整理、合併後の3カ年事業計画及びキャッシュフロー計画の立案、その中では、特に協会事業としましての独自事業、これの展開方針を具体的に定めようとしてございます。観光事業、物産事業、中心市街地事業、施設事業、放送事業でございます。また、市の補助金及び委託料の今後の見込み等の整理もしているところでございます。

また、あわせて(3)にあるんですが、中心市街地活性化体制の調整ということで、向田の太平橋を中心にして発足しました「向田盛り上げ隊」の発足と、商工会議所でお願ひしてますわいわいタウンミーティング等の既存組織との調整を図っているところでございます。

28ページには、全協等で報告させていただいた合併方針の概要について記述してございます。

報告は以上でございます。

○委員長（川添公貴） ただいま報告いただきましたが、御質疑願ひしたいと思います。ございませんか。

○委員（杉蘭道朗） ここの、今説明いただいた分とは、ちょっと離れているんですけど、まあ、所管ということですから、ちょっと質問します。

川内港待合室の関係で、2点ほど、ちょっと要望というか御意見があったんですが、聞いておられるかもしれません。観光・シティセールス課においても、FM薩摩川内のほうで、よくいろいろコマーシャルと申しまししょうか行政情報が流れております。川内港の待合室を利用される方等が、あの中で、例えばFMを薩摩川内あたりが聞こえないんだと、電波状況が全く悪いんだろなというふうに思います。せつかく、ときどきは、そういう行政情報とか、場合によっては災害時におけ

る、そういう緊急的な情報を発信がされているのであれば、それが、常時聞ける体制であってほしいなということが言われましたので、ちょっと、まず調査はしていただいて、もしFMの電波も微弱電波ですから、アンテナ等々でカバーできる部分があれば、待合室の中で、少しFM薩摩川内等々が聞こえるような、何とか体制、ちょっととってほしいなちゅうのが1点。

それから、8時で閉まるんですかね、あそこは、夜。トイレが、結局あの施設の中にしかないもんですから、今、船に乗るということもですけども、ある意味、ちょっといいスポットにもなっているもんですから。結構、夕方以降、夜とか行かれる方がいらっしゃるみたいです。トイレが外にないもんですから、せっかく、あんなきれいな設備があって、ちょっと困ったというのも、これもまた御意見としてありましたので、今後どういう施設整備云々を含めて、もし考え方があればお示ください。

以上です。

○委員長（川添公貴） 企業・港振興課のところにひっかかるのがあると思うんですが、観光という面でお答え願いたいと思います。

○商工観光部長（末永隆光） 2点ほど質問をいただきました。川内港待合所につきましては、確かにBGMは流されているんですけど、FMは、今流れていません。私もちょっと聞いたんですが、やっぱりFMの電波が弱い地域だというふうに聞いておりますので、これについては今後調査をした上で、できればそういう災害情報等も流されますので、できるだけ、そういう市民の声に応えられるように進めていきたいと思っております。

あと2点目の、確かに夕日が見えて観光スポット、あそこでお茶を飲んだりして利活用がされているんですが、トイレが、夏場だと最終便が18時30分に着きますので、それから30分程度19時までが営業時間ということですから、その後は、もうシャットアウトということになります。ですから、トイレが使えないわけでありまして、今後、川内港のにぎわいを、今後創出していこうということで、我々もそういうこと考えておりますので、今、トイレは、川内港の一番奥の唐浜埠頭の一番奥のほうの公園のところに、すごく遠いところに一つしかありません。ですから、にぎわいを創出する、このターミナルの近く

にトイレができないか、これは、県が港湾管理者ですので、そういうことも協議をしてみたいと考えております。

○委員（杉蘭道朗） ありがとうございます。FM薩摩川内については、しっかり、また調査していただければということで、対応ができるようであれば前向きにしていいただければと思います。

トイレの件につきましても、今、部長のほうも言われましたので、非常に、あの地域がにぎわってとか、いろいろ催し物もあるときにも利活用がされておりますので、県、ある意味、場合によっては県につくってもらいたいな感じで、何かこう対応ができるかなと思いますので、これはまた研究してください。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

○委員（瀬尾和敬） 上甌で頑張っているしゃるボンビーガールさんは、上甌だけしかできないんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 上甌で商品開発をしてもらうということが基本原則で、私どもといたしましては、本人を、できるだけ、本土側も含めて、下甌島も含めて引っ張り出したいと思っております。例えば薩摩川内の本土側のイベントのとき連れてきたりとか、この前も行っただけですが市比野とか入来も連れて回りました。カメラも撮ってもらったんですが、そういうのが放送になるかどうかは確証できないというような形ではあるんですが、しつこく、そこは嫌みにならない程度にやってきたいと考えております。

○委員（瀬尾和敬） わかりました。

○委員（江口是彦） 1点だけ。先日、長浜港の待合所も新規オープンして、餅投げもあったせいもあって、地元の皆さんも結構集まられて、本当きれいになったなと喜んでもらっている中で、その日に、偶然ですけどもお二人の方から、女の、全然別個のですよ。女子便所が、もうせっかくきれいになったのに、あんな狭いというか、せっかく金かけて改修はったのについていう、私は女子便所をのぞけませんから、「ああ、ですか」って言いましたけど。また、もう一人の人がそんな言って、もう、せっかく、今からは便所が基本だと、今からの観光の受け入れは便所だと、トイレだと思うよということで、男子、私はきれいになった

ってことで、そんなあれは感じませんでしたけど、多分、狭いということだったんだと思います。そういう声があったということをお伝えしときます。今後のことがありますから、今から、やっぱり観光地、トイレの整備が一番のような気がします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 済いません。その件は把握しておりませんでしたので、また、現場のほうにも確認をしながらしたいと思います。

○委員長（川添公貴） 今は、トイレが観光資源になる時代です。ほかございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1点だけ、この前、F M薩摩川内でも流れておったんですが、なかなか旧川内市地域の観光客、お客さんを連れてきたくてもホテルが入らんと、予約がとれんという声があるんですが、実態を、ちょっと教えてください。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） とりにくい現状は、もうおっしゃるとおりでございます。私どもとしましては、ホテルを急にふやしてほしいというようなことはストレートには言えないんですけども、バンケットの機能、宴会の機能も含めて、そこら辺のストレスがかなり高まっているという状況は認識しておりますので、また、ホテル・旅館の事業者の方々とも意見交換をしながら進めていきたいとは考えております。

なぜかといいますと、これから国体の受け入れとか、その前にはインターハイもございますので、そこら辺の対応も含めて、もっと先を見ながら、ちょっと対応しないといけないなという認識ではございます。

○委員（小田原勇次郎） わかりました。

○委員長（川添公貴） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。
以上で、観光・シティセールス課を終わります。
ここで休憩します。

~~~~~

午後5時9分休憩

~~~~~

午後5時9分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退出〕

○委員長（川添公貴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（川添公貴） 以上で、日程の全てが終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱いたいと思います。

△閉会中の継続審査及び委員派遣

○委員長（川添公貴） 次に、閉会中の継続審査及び委員派遣について一括してお諮りいたします。

まずは、閉会中の継続審査については、お手元に、ごらんいただいたと思うんですが、お手元に配付のとおり議長に申し出たいと思います。

また、閉会中の現地視察の実施及びその委員派遣の手続については、委員長に御一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（川添公貴） 以上で、企画経済委員会を閉会いたします。長時間にわたり、本当御苦労さまでした。

## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

| 企 画 経 済 委 員 会                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>【追加分】</p> <p>(調査事項)</p> <p>スポーツの振興について</p> <p>(調査期限)</p> <p>調査終了まで</p> |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会

委員長 川添 公 貴